

平成29年6月定例会

浪江町議会会議録

平成29年6月 6日 開会

平成29年6月13日 閉会

浪江町議会

平成29年浪江町議会6月定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (6月6日)

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	5
開会の宣告	6
開議の宣告	7
議事日程の報告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
諸般の報告	7
行政報告	7
一般質問	15
山崎博文君	15
渡邊泰彦君	32
松田孝司君	47
馬場 績君	58
散会の宣告	84

第 2 号 (6月7日)

議事日程	85
出席議員	87
欠席議員	87
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	87
職務のため出席した者の職氏名	88
開議の宣告	89
議事日程の報告	89
請願・陳情の付託	89
議案第56号から報告第4号の一括上程、説明	89
延会について	105
延会の宣告	105

第 3 号 (6月13日)

議事日程	1 0 7
出席議員	1 0 9
欠席議員	1 0 9
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 0 9
職務のため出席した者の職氏名	1 1 0
開議の宣告	1 1 1
議事日程の報告	1 1 1
議案第56号の質疑、討論、採決	1 1 1
議案第57号の質疑、討論、採決	1 1 4
議案第58号の質疑、討論、採決	1 1 7
議案第59号の質疑、討論、採決	1 1 9
議案第60号の質疑、討論、採決	1 2 1
議案第61号の質疑、討論、採決	1 2 2
議案第62号の質疑、討論、採決	1 2 2
議案第63号の質疑、討論、採決	1 2 3
議案第64号の質疑、討論、採決	1 2 3
議案第65号の質疑、討論、採決	1 2 4
議案第66号の質疑、討論、採決	1 2 6
議案第67号の質疑、討論、採決	1 2 6
議案第68号の質疑、討論、採決	1 2 7
同意第2号の質疑、採決	1 2 7
同意第3号の質疑、採決	1 2 8
報告第1号の質疑、採決	1 2 8
報告第2号の質疑、採決	1 2 8
報告第3号の質疑、採決	1 2 9
報告第4号の質疑、採決	1 2 9
浪江町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について	1 2 9
請願・陳情審査報告	1 3 0
陳情第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 0
陳情第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 2
発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 3
発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 4
発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 4
委員会の閉会中の継続審査(調査)について	1 3 6
町長あいさつ	1 3 6
閉会の宣告	1 3 7

浪江町告示第56号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成29年浪江町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成29年5月15日

浪江町長 馬場 有

- 1 日 時 平成29年6月6日（火） 午前9時
- 2 場 所 浪江町議会議事堂

○応招・不応招議員

応招議員（16名）

1番	石井悠子君	2番	高野武君
3番	半谷正夫君	4番	紺野榮重君
5番	紺野則夫君	6番	佐々木勇治君
7番	平本佳司君	8番	渡邊泰彦君
9番	佐々木恵寿君	10番	松田孝司君
11番	山本幸一郎君	12番	山崎博文君
13番	泉田重章君	14番	佐藤文子君
15番	吉田数博君	16番	馬場績君

不応招議員（0名）

6 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

平成 2 9 年浪江町議会 6 月定例会

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 2 9 年 6 月 6 日 (火曜日) 午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問

出席議員（16名）

1番	石井悠子君	2番	高野武君
3番	半谷正夫君	4番	紺野榮重君
5番	紺野則夫君	6番	佐々木勇治君
7番	平本佳司君	8番	渡邊泰彦君
9番	佐々木恵寿君	10番	松田孝司君
11番	山本幸一郎君	12番	山崎博文君
13番	泉田重章君	14番	佐藤文子君
15番	吉田数博君	16番	馬場績君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	副町長	宮口勝美君
副町長	本間茂行君	教育長	畠山熙一郎君
代表監査委員	根岸弘正君	総務課長	山本邦一君
企画財政課長	安倍靖君	二本松事務所長兼 総合窓口課長兼仮設 津島診療所事務長	居村勲君
産業振興課長	岩野善一君	住宅水道課長	戸浪義勝君
まちづくり整備課長	三瓶徳久君	教育委員会事務局 教育次長兼浪江町中央公 民館長兼浪江町津島公民 館長兼浪江町図書館長	大原教知君
会計管理者 兼出納室長	鈴木貞孝君	生活支援課長	清水中君
住民課長	武隈吉美君	健康保険課長兼 浪江診療所事務長	鈴木政己君
介護福祉課長	佐藤祐一君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長

清水 佳宗

書記

柴野 早苗

主幹 兼 次長

吉田 厚志

○議長（紺野榮重君） おはようございます。

東日本大震災から6年3カ月が過ぎようとしております。6月定例会に先立ち、地震津波により犠牲となって亡くなられた方々はもちろん、長期にわたる避難により亡くなられた方々に対し、哀悼の意を込め、黙とうを捧げたいと思います。

ご起立ください。

[黙とう]

○議長（紺野榮重君） ありがとうございます。ご着席ください。

地球温暖化防止の観点から5月から10月までクールビズを実施しております。そのため、各議員においては、節度ある範囲での軽装を許可しております。また、軽装をしない自由にも配慮しております。執行部におきましても趣旨をご理解ください。なお、暑い方は上着を脱いでも結構です。

「議会だより」に掲載するため、事務局で会議中の様子を写真撮影しますのでご了承ください。

また、テレビ局からはテレビ撮影の申し出があります。これを許可したいと思いますので、ご了承ください。

会議の前に、福島県町村議会議長会表彰の伝達を行います。

事務局長。

○事務局長（清水佳宗君） 吉田数博議員におかれましては、議会議長としての在職期間が6年となりました。よって、福島県町村議会議長会の表彰を受けられましたので、議長から表彰状の伝達を行います。

議長、演壇の前へご移動ください。

吉田議員、前へお進みください。

○議長（紺野榮重君） 表彰状。吉田数博殿。あなたは、多年議会議長として郷土の発展に尽瘁し、地方自治の振興発展に貢献されました。功績は、誠に顕著であります。

よって、ここにこれを表彰します。

平成29年6月2日。福島県町村議会議長会長 五十嵐司、代読。

[拍手]

○事務局長（清水佳宗君） これで、福島県町村議会議長会の表彰の伝達を終了します。

◎開会の宣告

○議長（紺野榮重君） ただいまの出席議員数は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成29年6月浪江町議会定例会を

開会します。

(午前 9時00分)

◎開議の宣告

○議長（紺野榮重君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（紺野榮重君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（紺野榮重君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第127条の規定により会議録署名議員に、5番、紺野則夫君、6番、佐々木勇治君、7番、平本佳司君を指名します。

◎会期の決定

○議長（紺野榮重君） 日程第2、会期の決定を議題にします。
お諮りいたします。今期定例会の会期は配布のとおり本日から13日までの8日間としたいと思っております。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から13日までの8日間とします。
会期中の会議についてお諮りします。6日、7日、13日を本会議とし、8日から12日までは委員会等のため休会としたいと思っております。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。
よって、会期中の会議はこのとおり決定しました。

◎諸般の報告

○議長（紺野榮重君） 日程第3、諸般の報告を行います。
議長としての報告事項は、お手元に配付のとおりですので、ご了承ください。

◎行政報告

○議長（紺野榮重君） 日程第4、行政報告を行います。行政報告は町長からお願いします。

町長。

[町長 馬場 有君登壇]

○町長（馬場 有君） おはようございます。

本日ここに、平成29年浪江町議会6月定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、ご多用の折にもかかわらず、ご参集を賜り誠にありがとうございます。

定例会の開会にあたり、行政報告に先立ちまして、改めて震災によりお亡くなりになられた方々、過酷な避難生活の中で命を落とされた方々の、ご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族に対し、深く哀悼の意を表します。

また、いまなお、県内外に避難を余儀なくされ、つらく厳しい生活を強いられている町民の皆様に対し、心からお見舞いを申し上げます。

さて、去る3月31日に帰還困難区域を除く区域において避難指示が解除され、2カ月余りが経過いたしました。避難指示解除後、町内に居住する方々の数は、4月末現在で140世帯193名となっております。

また、4月1日にはJR常磐線が、仙台から浪江までの区間での運行が再開し、町外から自由に行き来できる環境となり、解除前に比べ、町民をはじめ来訪者の往来も多くなったものと感じており、改めて復興のスタートラインに立ったものと認識しております。

帰還された住民からは、「イノシシが出没する」、「生鮮食料品が買えない」などの様々なご意見を多数いただいております。まだまだ解決しなければならない課題が山積していることも認識しております。一日も早い町内の生活環境の整備・改善に努めたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、5月の臨時会でも申し上げますように、「ふるさとの再生」「新しい浪江の創建」という目標を共有し、議会・執行部が両輪となって、各施策を推進していくため、ご指導ご鞭撻を賜りますよう、あらためてお願い申し上げます。

それでは、3月定例会以降の町政執行状況について、ご報告させていただきます。

はじめに、平成29年度の組織体制について、ご報告申し上げます。

帰還困難区域を除く一部地域の避難指示解除に伴い、役場組織体制を見直し、浪江町内に軸足を置いた人員配置を行いました。また、平成29年度は8名の新規採用職員を採用し、職員の総数は213名となっております。

これにより、浪江町内で勤務する職員の数は167名、町外の出張所等に勤務する職員数は、二本松事務所を中心に46名の体制での執務を開始いたしました。

本庁舎に拠点を戻した組織体制のもと、より一層、町内の生活環境の整備、ふるさとの再生を加速させ、一人でも多くの町民の方が帰還できる環境整備を進めるとともに、浪江町に帰還することができない町民の方に対し、引き続き生活再建の支援、町民の絆の維持を図ってまいります。

次に、浪江町議会議員一般選挙について、ご報告いたします。

4月13日告示、4月23日投開票で行われました当選挙においては、期日前投票・郵便による不在者投票や投票日当日、その後の開票まで適正な選挙事務執行に努めたところであります。

今回の選挙では、期日前投票所、当日投票所ともに、二本松、浪江、福島、郡山、いわき、南相馬に、合わせて7カ所設置いたしました。

結果でございますが、当日有権者数は1万5779名、投票者数7133名で、投票率は45.21%となり、前回の投票率53.81%に比べ8.6%下回りました。

今回の選挙においても、期日前投票者数および不在者投票者数が全体の約5割を占めており、選挙のお知らせ等による事前の情報提供が、今後ますます重要になるものと思っております。今後も引き続き、なお一層の有権者への周知・啓発を行い、投票率の向上に取り組んでまいります。

次に、町内の消防活動について、ご報告いたします。

本年4月より役場職員を中心とする浪江町消防団第7分団が発足し、分団長を中心に訓練を行っております。

本来の消防団活動ができない中、地域防災力の向上が図られるよう、町としても活動をしっかりサポートしてまいりたいと考えております。

また、このような最中、4月29日に帰還困難区域である井手の十万山において林野火災が発生いたしました。

今回の火災における消防、自衛隊など関係機関の出動人員は、延べ6000名を超え、山頂付近での出火や、4、5月の乾燥時期であったことなど様々な要因から消火活動は困難を極め、5月10日の鎮火まで12日間を要しました。

焼失面積は、すでにご承知のとおり、国有林約75ha、うち浪江町分が約22ha、双葉町分が約53haとなっており、現在も広域消防等による火災原因の調査、林野庁による放射性物質等の調査が行われております。

今後も起こりうる帰還困難区域での林野火災について、今後の調査結果を踏まえ、より安心できる体制づくりを進めたいと考えてお

ります。

次に、復興加速に向けた協議会について、ご報告いたします。

避難指示解除後の町の中長期的な復興を確実に実現していくため、国において、国・県・町が一堂に会する「浪江町の復興加速に向けた協議会」を立ち上げ、検討が開始されました。

協議会では、町復興実現のため「まちづくり」、「農林水産業」、「商工業」の分野ごとに、「浪江町第二次復興計画」の達成状況を確認しながら、復興に向け、課題解決を図ってまいります。

次に、町内での事業再開状況について、ご報告いたします。

本年5月末現在の町内での事業者の活動状況については、再開及び新規あわせて、55事業者60事業所となっております。

町としましては、電気料金の補助など、引き続き町内での事業再開の促進に向けて、各種支援を実施してまいります。

次に、雇用の場の創出・企業誘致の取組みについて、ご報告いたします。

雇用の場の創出のため、北および南産業団地整備の基本設計を行い、本年4月に地権者への事業説明を行ったところであります。今後は用地買収、実施設計を計画的に進めてまいります。

また、昨年度取得した旧浪江日本ブレーキ工場跡地については、進出希望のある蓄電池関連企業やアスファルト材製造事業者などと誘致に向け話し合いを進めているほか、前向きな企業へのアプローチを進めております。

今後も引き続き雇用創出に向け積極的に取り組んでまいります。

次に、帰還促進・事業再開支援事業について、ご報告いたします。

町内での需要喚起・地域経済活性化により町内再開事業者や町民双方の帰還促進に資することを目的とし、プレミアム付商品券の販売準備を進めております。

一人あたりの購入可能限度額は6万円、プレミアム率は50%でありますので、6万円で9万円分のお買い物ことができます。

販売は7月1日から開始する予定であり、町内で再開し、取扱店として登録いただいた事業所において、来年1月31日まで利用できるものとなります。

町民の皆様には今後、町広報誌やホームページを通じ、広く周知してまいりたいと考えております。

次に、復興組合の設立について、ご報告いたします。

除染後の農地を地域で保全していくための復興組合については、前回から新たに、小野田地区で組合が設立され、5月末までに、累計で19行政区13組合が設立されたところであります。

避難指示が解除された地域の中で、まだ復興組合が設立されていない、請戸、南棚塩、谷津田においても、復興組合設立に向けて地域への説明を行っております。また、権現堂地区については、もともと耕地面積も少なく、組合設立説明を行った際も作業者が少なかったため、隣接する酒田、幾世橋、川添、西台の復興組合で農地の管理をしていくこととなりました。

今後は、営農再開支援事業により、農地管理を継続しつつ、それぞれの地域において営農意欲を喪失しないよう、町として積極的にかかわってまいります。

次に、町内での営農状況について、ご報告いたします。

水稲作付につきましては、昨年より70a増え、2.3haとなりました。

去る5月20日には、酒田地区において震災後4回目となる田植えを実施し、町の情報発信や若い方の意見を聞くことを目的に、福島大学、新潟大学、早稲田大学の計30名の学生と、町の実証栽培に協力していただいている農家の皆様にご参加をいただき、手植えにて実施いたしました。

また、野菜類については、町内全体で1.9haほど、花卉については1haほど実施する予定です。

今後も引き続き、営農再開に向けた実証の取組みを支援してまいります。

次に、有害鳥獣の捕獲について、ご報告いたします。

平成28年度のイノシシの捕獲頭数は、一昨年度に比べ398頭増の659頭となりました。

その他の有害鳥獣の捕獲頭数も増えており、被害や目撃情報も増加傾向にあることから、本年度は、関連予算も大幅に増額、捕獲隊員も4名増員し、3班で週4日に捕獲活動を増やすなど、対策を強化したところであります。

引き続き、帰還した住民の安心安全確保のため、さらに取り組みを強化してまいります。

次に、住宅清掃費補助金について、ご説明いたします。

昨年度から開始しました、震災時に居住していた住宅に再び居住する方への清掃費補助金につきましては、本年度は、5月末現在で58件の申請を受付しております。

町民の帰還促進に向け、広報誌やホームページ等を通じて、引き続き制度周知に努めてまいります。

次に、空き家・空き地バンクについて、ご説明いたします。

昨年度から開始しました空き家・空き地バンクにつきましては、5月末現在で、空き家が22件、空き地が37件の申請数となっております。

そのうち、物件調査を終了し、空き家1件、空き地18件をバンクに登録しております。

引き続き、町ホームページ等により、町内の空き家・空き地の情報発信を行ってまいります。

次に、被災者生活再建支援金について、ご説明いたします。

東日本大震災で住宅が被害にあわれた方の生活を再建するための、被災者生活再建支援金制度の申請状況につきましては、5月末現在で受付件数1156件、うち960件に総額19億3400万円の支援金が支給されております。

引き続き、被災した町民の生活再建のため、迅速な支給に努めてまいります。

次に、町内の災害公営住宅等の整備状況について、ご説明いたします。

現在幾世橋地区に整備を進めている災害公営住宅につきましては、今月完成予定の第1期工事分の22戸が全戸入居することが決定しており、6月30日に鍵の引渡式を行う予定となっております。

引き続き、第2期工事および福島再生賃貸住宅の整備を進め、住環境の確保に努めてまいります。

次に、川添街道踏切および酒田地区アンダーボックス拡幅工事について、ご報告いたします。

震災前からの懸念でありました川添街道踏切および酒田地区アンダーボックスにつきましては、JR東日本の協力のもと拡幅工事及び町道関連工事が、3月末に無事完了いたしました。これにより、鉄道を境界とした地域間往来が容易となり、周辺地域の一層の安全確保が図られることとなりました。

次に、津波被災地の復興事業について、ご報告いたします。

防災集団移転促進事業による宅地等の買い取りにつきましては、契約手続中を含め、面積比約90%の契約状況となっております。

また、移転先住宅団地の整備につきましては、町営住宅以外の分譲地整備について、幾世橋地区7区画を工事が完了し、売り渡しに向けた準備を進めております。

請戸地区16区画については造成設計に基づき、今後用地取得を進めてまいります。

次に、放射線不安解消事業について、ご報告いたします。

昨年11月より貸出しを開始しました個人積算線量計、いわゆるD-シャトルにつきましては、校正のための交換を、本年4月より実施しております。

回収したD-シャトルにつきましては、測定されたデータを読み

取り、総積算線量、月別積算線量などをわかりやすくグラフ化し、報告書として順次、町民の皆様へ郵送し、お知らせをしております。

報告書に関する相談については、役場本庁舎において毎月第1・第3金曜日に放射線に関する相談窓口を開設し、放射線リスクコミュニケーション相談員支援センターの方々より、専門的観点からわかりやすく説明しております。

また、昨年9月より配置した放射線相談員及び弘前大学浪江町復興支援室においても放射線に関する相談ができる体制を確保し、町民の皆様の不安軽減に努めております。

今後も、町民の皆様へ寄り添い、不安解消となる事業実施に努めてまいります。

次に、災害関連死について、ご報告いたします。

災害関連死につきましては、現在、双葉地方災害弔慰金審査委員会において、関連死の可否について審査をお願いしているところでありまして、5月19日現在、申出受理件数が492件、うち審査済件数が470件、うち認定件数が403件であります。

次に、臨時福祉給付金について、ご報告いたします。

この事業は、消費税率引上げに伴う所得の少ない方への影響を緩和するために支給されるもので、町民税が課税されていない方を対象に1人につき1万5000円を支給されるものであります。

今年度は、5月15日から受付を開始しており、送付件数は8710件、5月31日現在で受付件数1835件となっております。

引き続き、対象となる町民の方へ制度周知に努めてまいります。

次に、東電賠償請求の訪問支援事業について、ご報告いたします。

75歳以上の単身及び高齢者世帯996世帯を対象に、意向調査で請求支援を希望された401世帯に対し、訪問支援を昨年度より実施しております。

これまで実際に訪問による請求支援を希望された世帯は、4月末現在で187世帯となっており、これらの世帯の方々に対し訪問支援を実施し、未請求損害の解消に努めているところであります。

今後も引き続き、対象者への支援を継続してまいります。

次に、避難町民支援事業について、ご報告いたします。

今年度より、避難生活支援に当たる臨時職員を増員するとともに、避難者支援のスキルを持つ事業者と支援業務の委託契約を締結し、昨年度までの仮設住宅に加え、復興公営住宅の見守りも開始をいたしました。

また、復興支援員事業においては、支援員が浪江町の現状を深く理解できるよう、6月1日から2日間にわたり、浪江町内で初とな

る推進会議を開催したところであります。

避難生活を余儀なくされている町民の皆様が、避難先で安心して暮らせるよう、引き続き支援事業を推進してまいります。

次に、応急仮設住宅および町外の復興公営住宅の入居状況について、ご報告いたします。

5月末現在の仮設住宅の入居状況は、建設戸数2745戸に対し、入居戸数が790戸、入居者数は1385人、入居率は30%を切り、28.8%となっております。

次に、町外の復興公営住宅の第5期の再々募集が5月10日に締め切られましたが、浪江町民の応募状況は、募集戸数475戸に対し、101戸申し込みがあり、応募倍率は、0.2倍となっております。

また、入居状況につきましては、5月末現在、1590世帯の入居が決定し、そのうち1357世帯が入居を開始しております。

なお、今後の募集につきましては、帰還困難区域の住民の方のみ対象となりますが、避難指示が解除となった区域の住民につきましても、対象とするよう県に要請しています。

次に、教育行政について、ご報告いたします。

学校教育関連では、春の日差しに恵まれた4月6日、浪江中学校入学式を体育館で行いました。今年度の入学生は浪江小学校を卒業した男子1名であります。式場には新入生の家族に加えて多数の来賓、在校生や教職員と共に入学を祝いました。なお、小学校には今年度の入学生がおらず寂しさがありますが、子供たちを大切に育て導く学校の活動を今後とも支えてまいります。

生涯学習関連では、平成29年度町長杯パークゴルフ大会を、5月20日に二本松市の日山パークゴルフ場で開催いたしました。

この日は絶好の天候に恵まれ、各地の避難先から約70名のメンバーが集まり交流を深めながらプレーを楽しみました。

子育て支援関連では、平成30年4月の開園を目指して浪江東中学校敷地内に建設中の、浪江認定こども園（仮称）の名称を応募したところ、総数24作品の応募があり、その中から厳正な審査の結果、「浪江にじいろこども園」に決定いたしました。

この名称には、「いろいろな色があって素敵な色になるように、個性があって素敵な世界ができる。関わる全ての人もそれぞれの個性で子育てに関わり、輝く素敵な道をつくって子どもを未来に導く」という思いが込められています。

以上、3月定例会以降、現在までの取り組みについて報告いたしました。

なお、今期定例会にご提案申し上げる案件は、条例の新規制定案

件が1件、一部改正案件が4件、廃止案件が1件、土地の取得案件が1件、工事請負契約の変更案件が2件、平成29年度の補正予算案件が4件、同意案件2件、報告案件4件であります。

詳細につきましては、提案の都度ご説明申し上げますので、よろしくご審議ご承認賜りますようお願い申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（紺野榮重君） 以上で行政報告は終わりました。

◎一般質問

○議長（紺野榮重君） 日程第5、一般質問を行います。

一問一答方式については、質問、答弁合わせて60分以内となります。一括質問方式については、慣例により質問が30分、再質問が10分、再々質問が10分以内となっています。質問は質問席で行います。通告された一般質問の中で、同一内容と思われる事項が2人以上の議員から出されております。議事整理上、また円滑な議会運営を行うため、後順位者が、先順位者の質問に対する執行部の答弁で了解した時は、その件について撤回するか、または不足分の答弁を求めることをご協力をお願いします。

なお、一般質問は通告順に許可をします。質問、答弁ともに簡潔にお願いします。

◇山崎博文君

○議長（紺野榮重君） 12番、山崎博文君の質問を許可します。

12番、山崎博文君。

[12番 山崎博文君登壇]

○12番（山崎博文君） 12番、山崎博文です。議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。質問方式は一括方式でお願いいたします。また、答弁に疑問な点があれば再質問、再々質問をいたします。

さて、3月31日に町は帰還困難区域を除き避難指示が解除となりました。東日本大震災、そして東京電力福島第一原発事故により強制避難を強いられてから解除までには実に6年という長期間が経過しました。馬場町長をはじめ職員の皆さんにおかれましては、通常業務のほかに復旧・復興に関する業務など多忙極まりない日々が続いています。どうか健康に留意され、業務遂行をお願いしたいと思います。

また、4月29日に発生した井手地区の十万山の山林火災において鎮火まで連日消火活動に関わった全ての方々にこの場をお借りして

感謝と御礼を申し上げます。民家や人的な被害がなかったことは、不幸中の幸いかと思います。

避難指示の解除に関しましては、今尚、様々なご意見があることは私も認識していますが、解除後の町政をチェックする機関である議会として、あるいは議員としてしっかり提言、意見等を申し上げ執行機関と活発な議論をし、町民の負託にお応えしたいと私は思います。

ただ、今日は6年3カ月ぶりの本庁舎議場での一般質問のトップバッターですので、非常に緊張しています。支離滅裂な質問になってしまうかもしれませんが、ご理解をいただきたいと思います。

それでは、まずはじめに質問事項1、避難指示解除後の町政についての(1)解除後の町政の課題について、ご質問いたします。

帰還困難区域を除き避難指示が3月31日に解除となり、2カ月余りが経過しました。冒頭行政報告にもありましたが、解除以降実際に居住した中での諸課題などをどう整理されているか、お伺いいたします。

次に、解除後の町内居住者はマスコミ等では250から300人と報道されていますが、町として現在、町内居住者は何人と把握されていますか。

また、その根拠は何をもってされていますか。

さらに、緊急時避難要支援者の把握や防犯対策、今後の行政区のあり方などを考慮すれば帰町者、あるいは復興に係わる町内居住者に対し、居住実態調査を実施すべきと考えますが、その必要性をどう認識されているかお伺いいたします。と今日は質問予定でした。先月23日に今日の質問内容を記載した一般質問通告書を提出したところ、翌24日付で町ホームページに4月30日現在居住者140世帯193人、根拠は避難住民届、転入届、職員等、社会福祉協議会訪問等によると、この件の前半のお答えが掲載されました。私の質問に対する前半の答弁は町ホームページで、または行政報告で分かりましたので、答弁は結構です。

居住実態調査の必要性の認識については、答弁をお願いいたします。

次に、(2)企業誘致について、ご質問いたします。

町復興・再生には、イノベーション・コースト構想の具現化や企業誘致が急務であります。その中であって、5月第2回臨時会では既存工業用地である旧日本ブレーキ跡地にアスファルト製造企業、コンクリート二次製造企業、蓄電池関連企業、業務用洗剤関連企業の現在4社と誘致に関し調整中で、60から70人の雇用が見込まれる

との答弁がありました。実現すれば、町復興に、さらに雇用対策に弾みがつくものと思います。

また、県は世界最大規模の水素製造工場を東北電力より無償譲渡された旧浪江・小高原発予定地及び防災集団移転促進事業で取得した町有地に立地するよう5月10日に開催された「ふくしま復興推進本部会議」で国に推薦することを決定しました。

再生可能エネルギーは気象条件によって発電出力が大きく変動するため電力系統でこの変動を吸収するために調整力が必要となります。水素エネルギーシステムは、水素を大容量かつ長期間保存できるため電力をいったん水素に変換して貯蔵することにより再生可能エネルギーを大量導入した際に、電力系統の調整力として活用が期待されています。まさに、復興計画第2次に盛り込んだ水素や再生可能エネルギー等の最先端のエネルギー関連産業の集積実現が可能となりつつあります。

そこで、過日開催された全員協議会でご説明をいただいておりますが、今後の水素製造工場誘致の正式決定時期や水素製造、貯蔵蓄電など整備事業計画について、もう少し詳細にお聞かせいただきたいと思っております。

また、町として本事業推進のためには、どのように関わっていくのか、お伺いいたします。

現行法は町の復興の妨げになってはいけません。復興計画第2次の第4章復興に向けた取組施策、「先人から受け継ぎ、次世代に引き継ぐ『ふるさとなみえ』を再生する」の施策3「住まいの再建とまちづくりの推進」では中心市街地再生計画について記載してあります。その中には、土地利用計画、まちづくりの方向性の検討として、「土地利用計画の策定や、新たなまちづくりに即した都市計画の見直しを行います」としておりますが、この見直しは、中心市街地のみを対象としているのか、お伺いいたします。

都市計画法の地域地区の一つで、住居、商工業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定める用途地域は新しいまちづくりの観点から実態に即していないと考えます。以前にも全員協議会では意見は申し上げましたが、上ノ原の町営住宅周辺は用途地域による建築物の用途制限の概要では、第一種低層住居専用地域に分類されています。この第一種低層住居専用地域では、店舗・事務所・工場・倉庫などの建築が制限されている地域となっています。復興計画のまちづくりイメージ図では、常磐線から西側はプロジェクトや整備事業は何もありません。ある方から事務所を建て、町内で事業再開をし、復旧・復興に協力したいと相談を受け調査したところ、建築

物が制限されていることが分かりました。まさに、現行法は復興の妨げになっているのです。見直しの必要性をどう認識されているか、お伺いいたします。

次に、(3) 改正福島復興再生特措法成立について、ご質問いたします。

先月12日に成立した改正福島復興再生特措法は、今後の町復興再生を後押しするものと期待しております。特に、この特措法では帰還困難区域内の特定復興再生拠点整備は道路など、インフラ復旧と除染を国費で一体的に進め、拠点認定から概ね5年後を目途に避難指示を解除することになっています。

また、単一市町村内に複数の拠点設置を認めることとなっています。復興計画第2次第4章の施策5に帰還困難区域の再生が掲げられ、「帰還困難区域の復興再生に向けた道筋を明確に示します」

さらに、「復興拠点の整備と重要インフラ等の優先的な除染を実施します」と、目指す姿と取組みについて説明していますが、今後町は拠点の範囲や帰町者の見通しなどについての計画策定が求められます。これもまた過日開催された全員協議会でご説明をいただいておりますが、スケジュールや拠点設置など現段階でのお考えをお伺いいたします。

次に、(4) 財源確保について、ご質問いたします。

震災前の平成22年度一般会計の当初予算は、総額71億3000万円で、うち歳入の町税の占める割合は18億3100万円、構成比25.7%でした。

今年度当初予算では、生活再建支援事業や防犯対策事業、さらに住宅団地整備事業や営農再開支援事業、産業団地整備事業などで町内での生活環境の充実と雇用創出に向けた産業関連事業などに重点を置き、総額268億1200万円と町制始まって以来の大型予算編成となりました。うち歳入の町税の占める割合は、2億9500万円、構成比1.1%でした。このように町税等の自主財源確保が大変厳しい財政状況にあり、財源は地方交付税や国県支出金に依存せざるを得ない状況にあります。復興・創生期間の5年間で昨年度から始まりました。23年度から27年度、集中復興期間の復興庁の事業規模は25.5兆円、うち震災特別交付税などは7.8兆円でしたが、復興創生期間は6.5兆円、うち震災特別交付税などは1.7兆円と大幅に事業規模が縮小されています。このような状況下で残り3年間の財源確保について今年度同様減収補填は担保されているのかどうか。

また、それ以降についての財源確保の見通しについてどのようにお考えか、お伺いいたします。

過疎地域自立促進特別措置法、いわゆる過疎法が改正され、解除

日と同日、浪江町も追加指定を受けました。ネットで調べたところ、この過疎法は人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して、低位にある地域について総合的、かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的としています。

そこで、今後この指定は財源確保などに対して、どのような影響を与えるものかと考えるか、お伺いいたします。

次に、質問事項2、十万山山林火災の検証についての(1)鎮火までに長期化した理由について、ご質問いたします。

懸命の消火活動に関わらず浪江町は約22ha、双葉町約53haの計約75haを焼失し、発生から12日目によりやく鎮火しました。出動人員は延べ約6000人、自衛隊の大型ヘリや県、近隣の消防ヘリなど延べ約150機が導入されましたが、県内で発生した山林火災では鎮火までにかかったこの12日間は平成に入って最長でありました。

そこで、地上と空からと消火活動にあたったにも関わらず長期化した理由を町としてどのように捉えているか、お伺いいたします。

次に、(2)発生後の空間放射線量について、ご質問いたします。

発生後の十万山周辺の空間放射線量はどのような数値を示しているか。

また、鎮火後の監視体制はどうなっているか、お伺いいたします。

次に、(3)帰還困難区域の防火体制について、ご質問いたします。

帰還困難区域での山林火災を教訓に今後防火体制をどう構築されているのか、お伺いいたします。

次に、質問事項3、町教育行政と震災遺構についての(1)来春町内で再開する小中学校について、ご質問いたします。

教育委員会は、町立小・中学校のあり方の適正化を図るための基本的な事項について検討するために、「浪江町町立小中学校に係る検討委員会」を設置し、昨年10月末に同委員会に諮問しました。

今年2月末同委員会より帰町後の町立学校のあり方に関する事項として(1)浪江東中学校校舎を活用して再開する学校は新設校とし、小中学校を一つの校舎に集約して学校を再開すべきである。

(2)浪江町で学校を再開した場合でも避難先の浪江小学校、津島小学校、浪江中学校をそれぞれ避難先で継続すべきである。

(3)平成29年以降の2・3年の間は現在臨時休業中の請戸、幾世橋、苅野、大堀の4小学校と浪江東、津島の2中学校は臨時休業

の措置を継続すべきであるなどの答申がなされましたが、教育委員会ではこの答申を受け、どのような方策を検討されているか、お問い合わせいたします。

次に、(2) いじめ対策について、ご質問いたします。

福島第一原発事故で横浜市に自主避難した生徒が、避難者であることを理由にいじめを受けていたとの報道がなされたあと、避難児童・生徒に対するいじめが深刻化しています。福島第一原発事故で福島県から県内外に避難した児童・生徒に対するいじめが今年3月までに199件あったことが文部科学省の調査で分かりました。うち13件を東日本大震災や原発事故に関連するいじめと認定しました。

そこで、県内外のなみえっ子1259名のいじめの実態把握をしているのか、お問い合わせいたします。

また、いじめからどう守るのか、ご所見をお伺いいたします。

次に、(3) 震災遺構について、ご質問いたします。

請戸小学校は、大津波被害にあったもののすべての児童、教職員は全員避難し無事でした。まさに、請戸小学校の奇跡と言っても過言ではありません。津波の脅威や教訓を伝えるために、被害にあった請戸小学校を震災遺構として整備すべきと思いますが、ご所見をお伺いし、1回目の質問といたします。

○議長（紺野榮重君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 私からは、改正福島復興再生特措法について、お答えをいたします。

今国会で改正されました福島復興再生特別措置法において、帰還困難区域の復興・再生に向けた環境整備を推進するため市町村長が帰還困難区域内に特定復興再生拠点区域を定め、区域内の除染を含めた整備計画を策定し、国が認定、事業実施するとされたところでございます。

併せて、事業実施に必要な財源についても国において予算化されたところでありまして、年度内の事業着手に向けて整備計画の策定が急務であると認識をしております。

従いまして、浪江町第2次復興計画にお示しをしたとおり、荻野、大堀、津島の3地区に復興拠点を整備すべく、これまでのとおり住民の意向等を十分踏まえたうえで、この秋を目途に的確な整備計画を策定するよう検討を進めているところでございます。

私からは以上で、他の質問については担当課長が答弁いたしますので、よろしくお問い合わせいたします。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） それでは、質問1の避難指示解除後の

町政についての（１）解除後の町政の課題について、お答えいたします。

町では、避難指示の解除に向け、インフラ復旧をはじめ、医療・介護・生活関連サービス等の整備を進めてまいりました。さらには、防犯見守り隊による町内の見守り、イノシシ等の有害鳥獣駆除など安心・安全の確保にも取り組んでいるところでございます。

しかしながら、これらインフラ、生活環境の整備は、最低限のものであり、震災前の水準には回復しておらず、実際に居住した町民からは、「特に買い物する場所がもっとほしい」、「飲食店がほしい」といった声や、「夜にイノシシに遭遇した」という報告も受けており、生活環境のさらなる充実が目下の重要な課題だと認識しております。

そのため、事業再開の推進や比較的規模の大きい小売業の出店促進、イノシシ対策事業など総合的な対策をとおして利便性の向上、安全・安心の確保に一層努めてまいります。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） それでは、②解除後の町内居住確認、あと居住実態調査についてのご質問にお答えします。

議員お質しのとおり、災害時対応などを踏まえれば居住実態調査は必要なものだと考えております。

また、現時点での居住者の把握数、把握方法については、お質しのとおりホームページで公表しておりますが、今後とも関係機関等からの居住情報をもとに精査のうえ、公表に努めてまいります。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） 次に、（２）企業誘致についての①水素製造拠点の正式決定時期や整備事業計画および町としての関わり方について伺います。のご質問にお答えいたします。

議員お示しのとおり現段階としては、浪江町を水素製造拠点の立地候補として福島県が国に推薦をした状況でございます。

国の正式な決定時期としては、平成29年夏ごろと聞いております。

また、整備事業計画としましては、水素製造プラントが必要面積4.5haで、2018年なかばまでの間で可能な限り早期に着工できること、水素製造プラントへの送電、太陽光発電の整備が必要面積36ha、容量20MWで、遅くとも2019年8月までに電気使用開始できることなどが示されております。

また、道路、水路、電力など必要なインフラについて様々な条件が示されております。現時点で、正式な立地自治体として選定されている状態ではないため、より詳細な事業計画等は決定後に示され

るものと考えております。

本事業推進のための町としての関わり方といたしましては、立地自治体として先ほど述べました基本的要件を満たすよう、棚塩産業団地等の整備を全力で推進していくとともに、国・県・事業者と一体となって国家プロジェクト実現に向け、全力で取り組んでまいります。

○議長（紺野榮重君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） ②番について、お答えいたします。

議員お質しの土地利用計画の策定や新たなまちづくりに即した土地計画の見直しの範囲は中心市街地だけでなく、町の都市計画区域全体を対象としております。

次に、用途区域について、お答えいたします。

都市計画法に基づく用途区域は、建築物の用途混在による無秩序な開発を抑制し、住居、商業、工業などを市街地の大枠として一定の土地利用を定めるものです。

震災後は、全町民が町外での避難生活を余儀なくされ、町の一部が避難指示解除されてもすぐには帰還が進まない特殊な状況下において震災前の用途区域のままで良いのかという課題があることは認識しております。窓口においても、同様の相談が寄せられております。現状は、建築物の用途につきましては、現在の用途区域の制限の中で計画をお願いしております。

しかしながら、町民の帰還や町の復興・再生が進んでいく中で、用途規制の緩和は必要と認識しており、良好な生活環境形成とのバランスを踏まえ見直しの検討を進めてまいります。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） それでは、（４）財源確保についてのまずは①今後の財源確保の見通しについて、お答えいたします。

今年度当初予算における町税等の税収は、構成比約1.1%、非常に脆弱な財政構造となっていることはご指摘のとおりでございます。それに伴いまして、現在実施している復旧・復興事業のほぼすべてにおいて国の復興財源に頼らざるを得ない状況であり、町民の広域避難が継続する中、行政サービスの低下を招かないよう必要な財源の確保が重要となっております。

また、この財政構造が早急に改善することは、非常に困難であると認識していることでございます。

そのため、復興・創生期間におきましては、復興財源が担保されておりますが、その後の財源確保についても国・県に強く支援継続

を要請しているところであり、先日国・県を交えて行われました浪江町の復興加速に向けた協議会においても重要な検討項目の一つとして確認したところでございます。

次に、②過疎地域による当町の影響ということに、お答えいたします。

過疎地域指定後、町が過疎地域自立促進計画を策定することにより、計画に記載された事業において国庫補助率の嵩上げや償還に交付税措置がある過疎債の借り入れができるなどの財政措置がなされることとなります。

現在は、国が定めた復興創生期間であり、復旧・復興事業に必要な財源については、国からの財政支援を受けて実施しております。

今後、復興財源の対象とならない事業や、復興・創生期間後の事業財源として有効活用していきたいと考えているところでございます。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） それでは、大きい2番の十万山山林火災の検証についてにお答えします。

まず、(1)鎮火までに長期化した理由について、お答えします。

現在、国や県、消防本部等により本火災に係る検証のための調査および会議が行われておりますが、長期化した理由としてまず考えられるのが、出火点が十万山の山頂付近であったということ。

二つ目が、奥山の林野火災で、当初は空中消火に頼らざるを得ない、空中と地上消火が同時にできない点が挙げられます。

地上からの消火は、煙に巻かれる危険性があるため、確実な空中消火により安全に活動できる状況となってから地上部隊を投入することとなるためでございます。

三つ目といたしまして、乾燥期であり、また積み重なった腐葉土の中で火がくすぶっていたことでございます。空中からの散水、地上部隊の消火で夕方には一旦小康状態になっても、日が明けるとまた煙が上がっている状況の繰り返しでございました。さらに、原発避難地域特有の課題でございますが、消防団員が広域に分散避難しており、広域消防署の後方支援も含めて十分な消火活動ができない状況にある点も挙げられます。それらが長期化した大きな理由ではないかと考えております。

続いて、(2)発生後の空間放射線量についてでございます。

十万山周辺の空間放射線量および監視体制について、お答えいたします。

周辺の空間放射線量については、県においてサーベイメーターに

よる測定、可搬型モニタリングポストによる測定を行いました。サーベイメーターで測定しました数値の例としましては、十万山登山道の双葉側入り口で5月1日で1時間当たり1.41 μ Sv、鎮火した5月10日で1.05 μ Sv、鎮火1週間後の5月17日で1.36 μ Svとなっております。こちらの詳細な数値は、県のホームページにて確認することができます。

続いて、鎮火後の監視体制ですが、鎮火1週間後の5月17日まで県で追加モニタリングを行っております。また、5月17日及び18日に林野庁、県、町、消防等の関係機関で現地に入り火災跡地の実態調査を行いました。現在、放射性物質に係る動態調査等の分析、評価を行っているところですので、詳細がわかり次第お知らせいたします。

(3) 帰還困難区域の防火体制についてのご質問にお答えいたします。

今回の林野火災や平成11年に発生しました室原の林野火災でも鎮火に至るまで相当の時間を要しました。改めて林野火災の消火の難しさを実感したところがございます。

林野庁の実態調査に加えまして、5月31日および6月1日には、国の総務省、消防庁も参加して、本火災における長期化の原因や消火活動の課題を抽出し、今後の計画、体制の見直し等について検討するため、帰還困難区域における大規模林野火災対応に係る会議を開催したところがございます。今後とも関係機関と連携し、必要な防火体制を構築してまいります。

○議長（紺野榮重君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） それでは、3の町教育行政と震災遺構についての(1)来年町内で再開する小中学校についてのご質問にお答えいたします。

浪江町町立小中学校に係る検討委員会からの答申を受けまして、教育委員会では3月28日の定例会におきまして、答申内容を最大限尊重して、その実現に努めることが望ましいとし、今後の基本方針として決定したところです。さらに、同じ日に開催しました浪江町総合教育会議においても今後の浪江町立小中学校のあり方に関しまして、答申の基本事項に基づく方向性を確認したところがございます。

具体的な取り組みでございますが、浪江東中学校の校舎を改修して、平成30年4月を目標に小学校と中学校を新設することにつきましては、この度学校づくりの具体的な内容について協議する浪江町学校教育復興推進協議会を立ち上げました。そこでの意見などを今

後魅力的な学校づくりに生かしていくことにしております。

また、避難先の浪江小学校、津島小学校、浪江中学校の継続に関しましては、児童・生徒減少に対応する様々な工夫をさらに重ねまして、教育の充実に努めておるところでございます。

また、臨時休業校の継続につきましては、その必要性と意義につきまして、県教育委員会、あるいは当該校の教職員に理解と協力を求め、特に校長にはこれまでもそうでしたが、施設等の管理業務に加えまして学校の歴史や文化を今後を引き継ぐための作業などに取り組んでもらっているところでございます。

次に、(2) いじめ対策についてのご質問にお答えします。

県内外の避難先でのなみえっ子のいじめの実態把握についてでございますが、避難先での生活が長くなっておりますことから、避難元の浪江町からいじめに特化して広く調査を行うことは難しくなっております。現在は、町の広報や町立学校事務局のホームページなどでいじめについての相談を呼びかけているところでございます。これに応じた形での相談は寄せられておりませんが、近く浪江町での学校再開に関する意向調査を実施する予定でおりますので、それに併せて全国規模でのいじめに関する調査を行うことにしております。

また、児童・生徒をいじめから守る方策としましては、避難先再開校ではお互いを大切にする教育をこれまでどおり力を入れることに加えまして、県内での区域外就学の児童・生徒につきましては、各地の学校で兼務をしている教職員などからの情報を毎月掌握し、必要な対応に努めているところでございます。これらを含めたすべての児童・生徒につきましては、先に説明いたしましたけれども、相談の呼びかけ、そして今回の新たな調査で何らかの兆候や情報などをつかまえましたならば、就学先の学校の理解と協力をいただきながら、問題解決に努めてまいります。

(3) 震災遺構についてのご質問にお答えをします。

請戸小学校の児童と教職員の全員が無事に避難できましたことは、適切な判断と指導で児童を守りとおしました教職員、落ち着いて助け合いながら行動しました児童、そして危険を避ける逃げ道をいち早く教えてくださった地域の方、そして疲れきった児童と教職員を運んでくださったトラックの運転手さんなど、このことに関わるすべての人々の思いと行動がうまくかみ合って成し遂げられたものでございまして、実にありがたいことで請戸小学校の大切な歴史でもあるとこんなふうに思っております。

教育委員会としましては、請戸小学校を津波の脅威と教訓とを後

世に伝える震災遺構として整備することには、意義があると考えておりますが、地域の復興や周辺整備との関係があります。何より地元の方々の御考えなどをお聞きすることも大切ですので、これらを踏まえながら今後検討してまいりたいとこんなふうに考えております。

○議長（紺野榮重君） 12番、山崎博文君。

○12番（山崎博文君） 再質問いたします。

まず、解除後の実際に居住した中の諸課題について、ご質問いたします。

答弁にもありますが、生活環境サービス、特に買い物に不自由さを感じると、これは私も実感しております。喫緊に解消すべき課題と考えております。私も個人的に震災前に町内の大規模共同店舗で営業していた社長が同級生なものですから、再開のお願いを何度も試みてはいますが、採算性などを理由に首を縦にふってほもらえません。

また、高木経産副大臣と議会との意見交換の場でも再開支援として、震災前と再開後の売上差額の一部補填を要望しましたが、良い答えはほもらえませんでした。

このような背景もありますので、大変難しい課題とは承知していますが、これだけでは済まされませんので、町として買い物の不自由さ解消にどう取り組まれるのか、お伺いいたします。

次に、居住実態調査について、ご質問いたします。

実態調査の必要性は認識されているとのことでしたが、町民の方々も何人町内居住者がいるか関心を持っていました。私のところにも数多くの問い合わせがありました。そこで、町内居住者の町ホームページ掲載資料日付が4月30日となっていますので、人数は把握していたのかなと推察しますが、町と町民との最新情報の共有という点で、なぜ約1カ月後の5月24日に発表になったのか、お伺いいたします。

次に、水素製造工場誘致に関しご質問いたします。

経済産業省は、福島県内で再生可能エネルギーを用いて大規模に水素を製造し、輸送・貯蔵技術と組み合わせて、有効利用するためのシステムの構築を推進する。同プロジェクトは福島県を実証エリアに最大10MW級の水素製造装置を設置し、太陽光発電や風力発電などの再生可能エネルギーを中心とした電気を活用して水素を製造する。製造した水素は水素発電装置により電力系統の調整力として活用するほか、液化して東北エリア内外に供給することを検討するとしており、まさに今回の事業を指しています。

経産省では、建設工事の開始を平成30年4月からと想定し、平成31年10月からシステム試験・試運転開始、平成32年4月から運用開始する計画となっています。

ただ、全員協議会の産業振興課の資料では、北棚塩産業団地の竣工予定は平成33年3月となっています。本事業の推進に支障はでないか、お伺いいたします。

また、町として本事業推進のための関わりでは、例えば本事業により従事者が町内に居住するならば住宅確保の協力、つまり現在開設している空き家・空き地バンクやリフォーム相談窓口の継続など、町として本事業推進にどのように関わっているのか、もっと具体的な答弁をお願いいたします。

次に、用途地域について、ご質問いたします。

見直しの必要性は認識されているとのことですが、現在の施行されている用途地域の建築物の用途制限はいつ施行されたのか、お伺いいたします。

次に、特定復興再生拠点整備について、ご質問いたします。

まずは、答弁で拠点設置については、大堀、苅野、津島の3カ所と確認はできたと思います。先月23日の自民党東日本大震災加速化本部は総会を開き、特定復興再生拠点整備基準などを盛り込んだ福島復興再生基本方針の改定案を大筋で了承したとの報道がありました。

それによると、政府はパブリックコメントや県、市町村との協議を経て、6月末に改定案を閣議決定するとなっています。答弁にもありましたが、町は整備計画を作成し、秋頃県との協議後、国へ認定申請するとのスケジュールでしたが、町としてやるべき整備計画の策定はスピード感を持って行われなければ、国の予算にも枠があるわけで後回しにされないかと危惧いたしますが、既に素案は策定しているのか。また、国・県と協議はされているのか、お尋ねいたします。

次に、十万山山林火災の防火体制について、ご質問いたします。

火災原因が、落雷であるとするれば自然現象ですので、日本の国土の約7割が山林です。どこで火災が発生してもおかしくなく、山林火災の防火、消火活動は全国共有する課題であると思います。

そこで、町として今後遠隔操作による林道及び登山道の保全整備などによる防火活動や消火力アップのため消火剤の研究、さらには介護者の介護業務の支援として介護用スーツが開発されていますので、その開発の応用版として消火水の運搬、急斜面の歩行等を支援する消火用ロボットスーツの開発など、消火活動の研究を目的とし

た関係施設、研究機関の誘致を今回の山林火災を教訓に国、県に提案してはどうかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

最後に、町教育行政については、次の機会に議論したいと思いません。

震災遺構について、ご質問いたします。

ここで、資料提出をしたいと思しますので、議長の許可をお願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 資料配付のため、暫時休議します。
(午前10時15分)

○議長（紺野榮重君） 再開いたします。
(午前10時16分)

○12番（山崎博文君） 資料2部行き渡りしましたがけれども、まず資料1をご覧ください。これは、富岡町3月定例会において制定された「富岡町震災遺産保全等に関する条例」です。第1条目的から第7条委任まで条例文が書いてありますが、このように震災遺産を保全・管理・活用し、地域及び住民に及ぼした様々な影響や教訓を発信することで風化の防止と町再生復興に富岡町は取り組んでいます。ぜひ、富岡町を参考に条例を作り、議会に提案し、もし可決されたなら早急に請戸小学校を震災遺構として認定してはいかがでしょうか。答弁を求め再質問といたします。

○議長（紺野榮重君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 福島復興再生特別措置法の再質問にお答えをいたします。議員お質しのとおり、整備計画を早急に整理しながら予算化、予算要求をしていくということにスケジュール的にはなろうかと思っております。

従いまして、復興拠点区域である地域の代表者の方々と意見を早くお互いに町と議論を重ねながら早めに整備計画を整理したいと考えております。

予算については、今回、法律が制定されましたので心配はないと思えますけれども、なお、我々の色々な課題、その計画を作るときにいろんな課題が出てくると思しますので、それも計画と併せて予算をきっちり要求してまいりたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） 再質問の1番目にありました買い物の不自由さの解消にどう取り組まれているかというご質問にお答えい

たします。現在の取り組み状況についてでございますが、町担当課並びに福島相双官民合同チームにより、まず町内事業所の戸別訪問から事業再開相談を実施するとともに、スーパー、ホームセンター等の出店についても働きかけを行っておるところでございます。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） それでは、2点目の居住実態調査の再質問についてお答えいたします。発表が5月24日と1カ月も遅れたのはなぜかというご質問でございますが、避難指示解除後の帰還者数、居住者数等について、皆様の関心が高かったこともあり、4月27日開催の庁議において公表することを決定し、災害対策本部を所掌している総務課で居住者の取りまとめを行い、公表することといたしておりましたが、担当係が林野火災の対応に当たっており、公表が遅れた次第でございます。鎮火後に改めて関係機関から4月末日現在の居住関連情報を取得しまして、図上精査できた段階で5月24日に公表させていただきましたので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） それでは、ご質問にお答えします。北棚塩産業団地の竣工予定は平成33年3月となっておりますということでございますが、これにつきましては、水素製造拠点の運転開始は平成32年頭初を予定しておりますが、産業団地の造成を含めて完成するのが平成32年度末になるということでございます。

次に、空き家・空き地バンクやリフォーム相談窓口の継続などについてということの再質問ですが、空き家・空き地バンクの活用、それからリフォーム相談窓口の他に、不動産業者との情報連携や福島相双官民合同チームとの連携に今後も努めてまいります。

また、生鮮食品やホームセンターなどの誘致など買い物環境の充実に努めることと、町民や町内に滞在している関係者の休憩、情報交換の場ができる飲食店の充実に努めてまいりたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 用途区域の指定についてお答えいたします。

現在、施行されている用途の指定につきましては、平成15年1月に施行されております。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） それでは、十万山の山林火災の防火体制の再質問で、消火用ロボットスーツの開発など、消火活動の研究を目

的とした施設の誘致等を提案してはどうかというご質問でございます。先ほども答弁いたしました。5月31日と6月1日に開催された大規模林野火災対応に係る会議で、やはり効果的な消火活動を行うためにはドローンの活用とか、ジェットシューターに代わる資機材の導入等についても議論が及んだところでございます。町としても第二次復興計画の中で議員ご提案のスーツ等も含めて自動走行ロボットやドローンと連携させる防災体制の構築というのを目指しております。実証試験の実施と併せ検討してまいりたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） 震災遺構についての再質問にお答えいたします。

ただいまお示しいただきました富岡町震災遺産保全等に関する条例は、東日本大震災と原子力災害の風化防止、それから町の再生復興に関わるものとして、今後の私どもにとっても大変参考になるものをいただいたと考えてございます。実は浪江町におきましても震災遺産認定という形はとっておりませんが、すでに震災の記録と教訓を後世に残すための取り組みは進めてございます。いずれにしても、請戸小学校の取り扱いにつきましても、大きな眼目の一つになるものと認識しております。富岡町でのさらに詳細な状況とか、それから震災遺構に関しましては、他のいろいろな事例がございまして、そういったことについてもさらに研究をしまして、浪江町にとっての望ましい在り方について検討してまいりたいと考えてございます。

○議長（紺野榮重君） 12番、山崎博文君。

○12番（山崎博文君） 3点ほど再々質問いたします。

1点目は、居住実態調査の方向についてご質問いたします。これも富岡町の参考例ですが、富岡町では月1回発行の町広報紙などで居住届出書の提出を呼びかけ、居住者が役場にて届出書を提出することとなっています。この方法であれば、調査による業務負担は軽減できるものと思います。ぜひ参考にし、早急に実態調査を行い1回目の質問でも申し上げましたが、緊急時避難要支援者の把握や防犯対策、今後の行政区の在り方などに活用すべきと思いますが、いかががお考えか答弁を求めます。

2点目は、用途地域の見直しについてご質問いたします。先ほど配付された資料2をご覧ください。これは平成7年に発生した阪神・淡路大震災で被災した兵庫県西宮市の用途地域等の見直しのスケジュールです。このスケジュールによると実に県の見直し基本方針等

策定から都市計画決定告示まで約2年弱要します。本来、こういった参考事例があるわけですから、復興加速する点では震災前の、今ほど答弁ありましたが、平成15年の施行の用途地域はすでに見直しをされていなければならなかったのではと指摘させていただきます。その上でスピード感をもって見直しを図る対応を求めますが、いかがお考えか答弁を求めます。

3点目は、十万山山林火災についてご質問いたします。

帰還困難区域での消火活動は非常に困難であることが分かりました。長期化した理由は、今ほど整理されているなどと思いましたが、今回の火災を教訓に町と近隣市町村、さらに国、県、消防関係機関などと帰還困難区域での防火・消火活動マニュアルをぜひ策定し、火災に備えるべきと考えますが、いかがお考えか答弁を求め、私の一般質問を終了いたします。

○議長（紺野榮重君） 答弁者、総務課長。

○総務課長（山本邦一君） それでは、居住実態調査の方法への再々質問でございます。当町でも居住者数の把握のため広報紙により避難住民届出の提出を呼びかけているところでございますが、届出書を提出されない方の居住実態も把握する必要があると考えております。今後職員等、訪問調査の実施を検討しているところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（紺野榮重君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 2点目の用途区域の見直しについてお答えいたします。用途区域の見直しに関しましては、土地利用の動向、公共施設の整備状況を把握し、当町における都市計画上の課題に対応し、その健全な発展に資するよう検討してまいります。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） 3点目の十万山林野火災の関係で帰還困難区域の防火・消火活動マニュアルを策定してはどうかというご質問でございますが、先ほども答弁いたしました帰還困難区域における大規模林野火災対応にかかる会議におきまして、消防本部としても今般の火災を教訓にした上で帰還困難区域の消火活動をスムーズにするため林野の火災活動要綱を見直ししまして、帰還困難区域の奥山火災の対応とか、林野火災用の資機材とか、活動時の服装とか、ヘリコプターの受入体制とか、具体的に活動マニュアルを見直すことといたしておりますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長（紺野榮重君） 以上で、12番、山崎博文君の一般質問を終わります。

○議長（紺野榮重君） ここで10時40分まで休憩いたします。
(午前10時29分)

○議長（紺野榮重君） 再開いたします。
(午前10時40分)

◇渡 邊 泰 彦 君

○議長（紺野榮重君） 8番、渡邊泰彦君の質問を許可いたします。
8番、渡邊泰彦君。

[1番 渡邊泰彦君登壇]

○8番（渡邊泰彦君） 議長より、質問の許可を得ましたので、通告に従って質問させていただきます。質問方式は一括質問方式でお願いいたします。

まず、質問に先立って紺野議長におかれましては、本当に復興の大切な時期に議長就任ということで大変お疲れ様でございます。

今後とも我々議員のリーダーシップを発揮していただきたいと思っております。

さらには馬場有町長におかれましては、初めての帰還困難区域の山林火災ということで12日間出動されまして本当にありがとうございます。鎮圧・鎮火という速やかな消火活動を行っていただき、大変ありがとうございます。これからいろんな事が起こるかと思いますが、馬場町長におかれましては、ますますリーダーシップを発揮して浪江町の将来に向かって進んでいただきたいと思っております。

質問に移りますが、今回は三つの大きな質問をさせていただきます。一つ目は、避難指示解除の町の動きについて3点ほど。それと同じく避難指示解除後の町民の動きについて4点。さらには事業者の動きについて3点。合計10点の質問をさせていただきます。質問は分かりやすくさせていただきますので回答も分かりやすくお願いしたいと思います。

まず、大きな1番目の避難指示解除後の行政の動向について。平成29年3月31日に避難指示を解除し2カ月が過ぎました。復興に向けて様々な課題やメリットが表面化していると思えます。町はどのように理解しているのかということをお尋ねいたします。

現在、2カ月経って、今、町の動きとすると私自身はメリットとするとリフォーム業者が急ピッチに進行していると。要は避難指示解除前は中々業者が入ってこなかったんですが、現在、私が把握している範囲では30件以上のリフォームが進んでいると。これもやっ

ぱり避難指示解除をした一つのメリットではないかと思っております。

それと、復興拠点であります権現堂地区でイノシシが減少していると。私も2カ月ほど浪江に住んでいるんですが、準備宿泊、それと特例宿泊の時は大体朝起きるとイノシシを見たり、夕方歩いているとイノシシに会ったりということがあったんですが、避難指示解除後、2カ月が過ぎたんですが、一度もイノシシを見ていないと。これは、やはり町行政がイノシシ対策、そして住民が住んでいる、人間の臭いがある、作業員の臭いがある、そういったことがイノシシを元の姿に戻すような形になっているのかと思っています。これも一つのメリットではないかなと思っています。

ただ、デメリットを考えると、空き地、要するに帰還していない住宅の解体後の跡地、こういったものの雑草、草の問題が大きいと。今後、それが夏にかけて、秋かけてどんどん生い茂っていけば、またイノシシのすみかになるのではないかなという危惧をしているところがございますが、そういったところにデメリットが出ていると。それと帰還した町民が最初帰ったときには、非常に浪江に戻ったということですがすがしいと、そしてせいせいしたというんですか、言葉違うかと思いますが、やっと自分らしい生活ができたということで生活を送っているわけですが、ただ、長くいると中々やることなくなると。自分で畑を持っている方は自給自足で畑を作ったりということで、いろんな行動を起こしているわけですが、やはり帰町した町民、この方に対してもっとフォローするべきだなということがデメリットとして出てきているのかと思っております。

町としてはその辺の課題をどのように把握しているのかをお尋ねいたします。

次に、1番目の(2)なんですが、現在、町民の帰還状況は整備を整えて先発して今帰町している方。さらには、先ほど申しましたとおり、今、帰町の準備をしていると。リフォームをしている、進行中であると。その準備が出来次第帰町をします。さらには町内の災害公営住宅、そして福島再生住宅の完成後に帰町するところいう3段階になっているわけです。

夏以降になってくると、三つ目のことが完成すれば非常に町民とすれば帰ってくる人数が目に見えて増えてくると私は予測しております。その中で、この方々に対するインセンティブ、優遇措置を町はどのように考えているのかということをお尋ね申し上げます。

今、町ではふるさと住宅の移転の補助金、住宅清掃補助金、それと飲料水の確保、井戸を掘る助成金、さらには住宅再建、要するに

リフォーム補助金、さらには浄化槽、そして今回出た住宅用の再生エネルギーの整備の補助事業、ソーラーパネルになるわけですが、これらのインセンティブをみても、帰町する前、要するに帰町する準備のインセンティブだと私は思っています。帰町した町民が町に住んで、住みながらインセンティブを何か考えないと中々大変なのかと思っています。それはどういう理由かと申しますと、現在、町の上下水道に関しては、今年いっぱいぐらいは無料だろうと、電気料に関しては9月30日までは無料でそれ以降はかかってくると。なぜそこを特化するかという、今、浪江に戻ってきている町民は実は二重生活になっている方が多い。避難先があって浪江の家があって、例えば、週末は避難先に戻りますけど、平日は浪江にいます。要するに二重にいろいろなものがかかってくるわけなんですね。だから、その辺を含めて公共料金を2カ所で払うということが起きています。そういったことを町は介助しながら帰町した町民にある程度の金銭的なインセンティブを与えるべきなのかと考えております。さらには、やはり帰町した町民が、先ほど言いましたとおり生きがい、やることを作ってあげるということもインセンティブの一つだと思います。これは精神的なインセンティブになるはずなんです、例えば今、新しい体育館の中で健康体操をやったりということは情報で入っております。その中で、町民がばらばらにいますと、一堂に会していろいろなことができるようなイベントというんですか、事業というんですか、そういったものを作っていて、例えば、町民を復活させて浪江から町民号を出して町民の皆さんに楽しんでいただく、そういったことを色々な形でイベント、そして事業等々を考えていくべきだと思いますが、その辺を含めて2番目の質問とさせていただきます。

3番目は、復興拠点に位置付けられている権現堂地区においてイノシシや野生動物の数は大きく減少しています。今後、捕獲・駆除だけではなく、環境対策が必要と考えますが町はどのような対策を考えているかお尋ねします。先ほど申しましたとおり、町の中のイノシシというのは、おかげさまで非常に少なくなっているのには目に見えています。ただ今後、駆除隊の活動が広がった、檻が増えた、いろいろなことができていますと思いますが、やはり基本的にイノシシというのは町に住む動物ではないはずなんです。やはり広葉樹があって、落葉する。常緑する。そういった山に住んでいて、里山に関しても二次林の中に住んでいるというのが本来の姿ではないかと私は思っています。やはり草刈りと帰町していない方々の住まい、そういったものを徹底してイノシシのすみかをなくす、山に追いやる。

さらには高木プランの中にもあったんですが、環境整備をすると、要するにイノシシが住みやすい山を戻してやる。要するに生物的、環境的なものから始まっていかないと中々根本的に問題解決できないだろうと私は思っております。やはり国、県と協力しながら今のよう状況になるまで約6年が経過しました。さらにイノシシが元のすみかに戻るにはたぶん同じぐらいかかるんだと私は思っています。これから長い間イノシシとの戦いになってくるかと思いますが、やはり根本的に根絶させるわけではなくて、山に返して自然の姿に戻すという努力もそろそろ必要になってくるのではないかと思いますので、その辺を含めて町はどのように考えているかお尋ね申し上げます。

次に、大きな質問の避難指示解除後の町民の動きについてです。2カ月経って、現在、何名の方が帰還しているのかということで先ほどからいろんな回答がありますが、140世帯、193人いると。一つ分母の関係を言いますと、人口が2万1543人だった震災前が、現在1万8305人、要するに3238人の減になっているわけです。その中で140世帯の193人という数字はどのように町は捉えているのかということをお尋ねしたいと思っております。

さらには、2番目として浪江町に帰町したとカウントする基準を町はどのように設けているのかなということをお尋ねいたします。

と申しますのは、365日浪江に戻っている方が帰町しているんだとカウントするのか、例えば1週間のうちに平日だけ浪江に住んで、土日は避難先に家族に会いに行ったり、買い物をしたりといった方を帰町しているとカウントするのか。例えば1カ月の間に半分以上浪江に居住していれば、これは帰町したとカウントするのか。カウントの方法は色々あるかと思うんです。なぜこんなことを申し上げるかということ、今、帰町している町民ももったもんですが、避難先において、浪江町の状況を把握するとき何人の人が浪江に住んでいるのかと、何人の人が行ったり来たりしているのかということに非常に興味があると思っております。

その中で動向をみながら帰町をしようかなとか、今度、行ったり来たりしてみようかなということが帰町促進する一番の大きな力になるのではないかと私自身は思っているわけです。その中で、どういうカウントをするのか、例えば、カウントの仕方も帰町している町民は何人、行き来している町民は何人、というような形の細かいカウントも当然必要になってくるのかと思います。その辺を含めて町はどのように規定を考えているのかということをお尋ねします。

3点目は、避難指示解除された他の市町村ではどのような方法で

町内居住者を確認しているのか、また各市町村の動向を町はどのように把握しているのかということをお尋ねいたします。

先ほど他の町の帰町状況の話をしました。私もざっと調べてみますと、檜葉町が毎月帰町の人口というか、帰町した町民の数をホームページで上げています。さらには、行政区別にもホームページで発表しています。細かいことをきちっとやっていると私は感じています。浪江もまだ避難指示解除したばかりなんで、なかなかそこまではまわっていかないのかなということも私は思っておりますが、やはり今後、浪江の復興、そして浪江の帰町人口を増やす、そういった観点からすれば、細かい情報をホームページきっちり把握すると。さらには広報なみえも毎月発行しておりますが、やはり避難している方々の情報だけではなくて、町民の声として帰町した町民の方々のインタビューとかお話とかを毎月毎月載せれば、やはり町民とすれば新たな情報として入ってくるのかと思っております。やはり広報なみえをうまく使って帰町人口の動向、帰町した町民のお話等々を載せていくべきではないかと思っております。その辺を含めてお尋ね申し上げます。

次に、早期に帰還している町民に対して、町独自の訪問はしているのか、また社会福祉協議会の訪問はどのように行われているのかをお尋ねします。

これに関しては、先ほど社会福祉協議会でまわっているんだと、戸別に訪問しているんだと。さらに山本課長から町の訪問を独自として訪問しなきゃいけないという良い回答を得ています。私は勿論それは必要なことだと思いますが、やはり浪江町に支援員を配置すべきだなと私は思っているわけです。それはどういうことかということ、避難先、いろんな町外、県外等々で支援員の方が配置しております。やはり浪江も何百人という人数が帰ってきています。さらに増えてくるはずで。その中で、支援員をきっちり2名なら2名配置して、それで町を巡回していただく、いろんな方々のお話を聞く、それをしながら町民が居住しているのかどうかを把握していく、そういったことが今後必要になってくるのかと思っております。それで支援員の関係を含めましてお尋ねいたします。

最後の三つ目なんですが、これは事業者の動向がこの2カ月でどうなっているのかということをお尋ね申し上げます。今、2カ月経って浪江町において飲食店が2店オープンしました。それと販売店が1店オープンして3店、2カ月の間に事業再開がなっております。これはいろんな情報とかいろんな話から町は情報を当然聞きつけなきゃいけないと思うんですが、その辺の努力はどのような形でやっ

ているのか。さらには事業再開したとこのバックアップをどうしているのか。やはり思い切って事業再開をしました。そのままでは町としてはいけないと私は思っています。やはりその事業主が生業ができるような形を最大限バックアップして事業再開して良かったなど、そういったことが次の事業再開者の耳に届けば、どんどん事業再開が出てくると、そういう相乗効果が出てくるのではないかと思いますので、そういったことのバックアップ体制はどういう把握をしているのかということをお尋ね申し上げます。

次に、本庁舎敷地内に公設民営で建設された仮設商店街は、オープンから7カ月が経過しております。各店舗、個人というよりも仮設商店街全体の収支について町はきちっと把握しているのかどうか、さらにはそれに対する対策はどのようにとっているのかということをお尋ね申し上げます。

今、毎月第二土日はまるしえの日ということでイベントを行っています。その集客状況、さらには今後の計画状況はどのようになっているのか。ただ、お客さんとすると一つは、浪江町内だけではなくて小高町から来ている方が相当多いんですね。町内向けの仮設商店街だと私は認識はしているわけですが、やはりそこはお客さんとして来ていただけるのであれば、小高町にもきちっとした宣伝をしていただく。小高の方が浪江に来ていただくというようなことを考えてはどうかと思っています。その辺含めまして、今、仮設商店街をどのように把握しているのかをお尋ね申し上げます。

最後の質問なんですが、帰町した町民の利便性を考えた場合に、まち・なみ・まるしえだけでは満足できない。スーパー、ドラッグストア、ホームセンター、飲食店の新規進出や事業再開の動きはどのようになっているのかということをお尋ね申し上げます。店舗の必要というのは今、10店舗ありますが、やはりナンバー1に上がっているのは肉、魚、野菜の販売、要するにスーパー、それと美容室、理容室。さらには娯楽施設とアンケートにはなっていますが、昨日、富岡のさくらモールに行ってきました。あそこは5時にデマンドバスというんですか、町内を回って、そこに買い物をする町民を拾って店の前で降ろす。それで買い物したらまた送っていくというシステムをやっているんですが、そのデマンドバスには一人も乗っていませんでした。中に入ってみるとホームセンターとドラッグストアとスーパーが3店舗揃ってますが、ドラッグストアには二人だけです、お客さんが。ホームセンターはゼロ。スーパーはさすがにたくさんいました。その中で色々見てみますと、90%以上が作業員です。なんでかということ作業服を着ていけば分かるんで、いろんなユニフォ

ームを着ているんで、その方々はマイクロバスかなんかで何人かできて、それで買い物して帰るといような状況を目にしてきました。果たして浪江にスーパーとか必要なのかと考えたときに、たまたまそこに店長の方だと思いうんですがいて、話を聞いたら、売れるのは野菜、魚、肉ではないと、売れるのは総菜なんだと、おにぎりとかサンドウィッチ、それと調理したもの。魚も焼いたものとかそういったものが大量に売れていると。野菜とか魚とか肉とかどうしているんですかと言ったら、売れないんで調理用に回すんだと、調理用に回して処分をしているんだということをお聞きしました。浪江の場合は作業員が住んでいるということはないんで中々それを一概にもってくるということはないかと思いうんですが、やはり新規の事業再開する、新しく入る、そういったものを果たしてこのアンケートどおりに作って大丈夫なのかという不安が私もあるんですが、その辺を含めてお尋ね申し上げます。

とりあえず、1回目はこれで終了します。

○議長（紺野榮重君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 3番目の避難指示解除後の事業者の動向についての（3）番についてのご質問にお答えをいたします。

私も、3月31日解除以来、町内に戻っておりまして、やはり議員お質しのとおりに、買い物の環境色々ありますけれども、特に生鮮食品、あるいはドラッグストアの必要性を強く感じております。町民の方からもそういう声を多く聞いているところであります。

従いまして町としても、スーパー、ドラッグストア、ホームセンターなどの確保は、最重要な課題かなと捉えております。現在、複数の事業者から出店についての問い合わせがきているところであります。その際に事業者から提示される店舗の規模、あるいは出店場所、さらには出店に向けての条件について色々課題が投げかけられておりますので、現在、精査をしているところであります。

さらには、震災前の事業者等にも産業振興課が中心となって官民合同グループと一緒に、色々事業再開に向けてのご相談も承っておりますけれども中々実現には至っていない、そういうことであります。

従いまして、現在、申し上げた買い物環境、これは生活に必要なことですので、早期確保のため引き続き、交渉を進めてまいりたいとこのように考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

その他の質問については、担当課長より答弁いたしますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） それでは、1番の避難指示後の行政の動向についての（1）解除後の復興に向けた課題やメリットについてということでございます。

避難指示一部解除のメリットといたしましては、町民の帰還、あるいは転入の増加、さらには町内事業者の再開加速に加えまして、JR浪江駅・郵便局・農協・銀行等の再開が考えられます。また、町内での滞在や事業活動に時間的制約がなくなったことによりまして、議員のご指摘にありましたようにリフォーム業者等の事業活動が活発になる。あるいは企業進出意向の増加、さらには大規模先端産業の誘致決定なども挙げられると思います。

課題といたしましては、町民が居住し日常生活を送るうえで必要となります、医療・介護・買い物等の生活関連サービス等について、震災前の水準まで回復していないことや、イノシシなどの有害鳥獣被害の心配がまだ残っているなどが課題として認識しており、解決に向け必要な施策を講じているところでございます。

続きまして、町へ帰還する町民へのインセンティブについてということでございます。町内への帰還を進めるにあたりましては、インフラ復旧・医療・介護・生活関連サービスの整備はもとより、町内へ居住する町民の方は、長期避難によりまして、住環境の再整備や生活環境の整備が課題となっていると認識しており、今年度当初予算において、継続・新規含め、いくつか事業化してございます。先ほど議員からもご指摘ございましたが、住環境整備に関しましては、住宅清掃補助でありますとか、住宅リフォーム補助、再エネ設備導入補助、さらには光回線等整備補助などの費用の一部を助成するほか、町内への移転費用の一部についても助成することといたしております。

また、生活環境の充実といたしまして、生活用品の購入補助としてプレミアム商品券の発行、あるいは飲料水確保のため、井戸の掘削・貸与なども実施することとしており、町民の帰還を進めているところでございます。

さらには、先ほどすでに帰還された方へのインセンティブについての提案がございましたが、この点につきましては、今後、検討対応させていただきたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） （3）の有害鳥獣対策について、今後は捕獲駆除だけではなく環境対策が必要と考えるが、町の対策についてということで、ご質問にお答えします。

産業振興課では、これまでも農作物の被害対策として営農再開支援事業にて、農事復興組合にて営農をしている圃場に対し、電気牧柵の貸与をしておりましたが、今年度からより効果の高いイノシシ専用の防護柵であるワイヤーメッシュの貸与も開始しております。

また、今後、イノシシ等の生息域を狭めていくために、復興庁事業である避難12市町村鳥獣被害対策事業において、浪江町がモデル実証地域として選定されており、市町村の担当職員を対象とした有害鳥獣対策の研修プログラムの実証フィールドにも選ばれております。この研修は毎月1回、1年間行うもので、5月から開始しており、産業振興課と住宅水道課からそれぞれ1名が参加しております。これらにより、捕獲だけでなく追い払う・近づけない対策を総合的に推進していく考えであります。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） それでは、大きい2番目の避難指示解除後の町民の動向についてお答えします。

まず（1）の現在、何名の町民が帰還しているのかというご質問でございますが、これは5月24日に町のホームページでも公開させていただきましたが、平成29年4月30日現在で140世帯、193名と推計しております。その数値についてどのように町は捉えているのかということでございますが、確かに実際の現時点の住基人口と比べれば1%程度ということですので非常に少ない状況であると理解しております。先ほど企画財政課長が答弁したとおりでございますが、やはり帰還した方がメリットを感じられるような施策を展開していくことが必要かと考えております。

（2）の浪江町として帰還したとカウントする基準をどのように規定しているのかというご質問でございますが、現在、町に居住されている方は震災前からの町民はもとより、転入届等を提出した新たな町民も含まれております。そのため、帰還人口ではなく、居住人口としてカウントしております。基準といたしましては、住民避難届の提出で町内とされた方、また転入届があった方、あと町職員等の居住状況、さらには社会福祉協議会の訪問等により把握したデータをもとに整理して公表しております。概ね常時滞在している、宿泊しているという方をカウントしている状況にございます。

（3）の避難指示が解除された他の町村ではどのような方法で町内居住者を把握しているのか、また他町村の動向を町は把握しているのかということでございますが、避難地域市町村の会議がございまして、そちらで市町村同士の情報共有を図っており、動向を把握しているところでございます。それぞれ他市町村の把握方法は様々

ございまして、多くは役場にご連絡いただくとか、郵便物の送付先で確認するとか、避難終了届や居住届を提出していただく方法等になってございます。これらの方法等により、把握した上で町としても毎月ホームページ等で公表していきたいと考えております。

また、ご指摘のあった行政区別の動向とかも現在準備中でございます。さらに、帰町した町民の声なども聞いてはどうかということもございます。まさしく住民の皆様の声を聞いて、広報等で紹介して町の状況を知らせることがその後帰還される方に繋がるきっかけになるかもしれませんので、その辺も含めて広報していきたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） 2の（4）についてお答え申し上げます。町独自の訪問調査につきましては、先ほどの答弁の中で総務課長より、実施を検討しているということで答弁があったところでございます。

社会福祉協議会の訪問はどのように行われているかということでございますけれども、避難指示解除前は社会福祉協議会の生活相談支援員により、特例宿泊、準備宿泊者を対象に訪問しておりました。解除後は避難住民届、転入届等の情報をもとに訪問をしております。社会福祉協議会のサポートセンターの職員2名の2班体制で訪問しておりますし、職員が独自に訪問のため巡回の途中で出会った方にも事情を聞いたりしている場合もあります。

職種としては介護福祉士、介護支援専門員、ホームヘルパー等の資格を持つ方5名で訪問しており、専門的な見地から状況把握に努めております。その中で、色々な課にまたがる問題もあることから、支援が必要な方については、関係各課に引継ぎを行っております。

高齢者の単身世帯や健康上、身体上に不安のある方につきましては、健康保険課および介護福祉課の保健師による巡回訪問において、健康相談を実施し、必要に応じた対応をしているところでございます。

生活支援相談員を浪江町にも配置をすべきではないかという部分でございますけれども、現在は浪江町の訪問につきましては、南相馬に配置いたしております、生活支援相談員に協力をいただいて浪江町を巡回しているところでございます。

議員ご指摘のように今後、人数が増えれば必要に応じて増員することも検討いたしたいと思っております。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） それでは、3番の避難指示解除後の事

業者の動向についての（１）避難指示解除後の再開及び再開準備の現状認識についてということでご質問にお答えします。

3月31日の一部避難指示解除後は、JR浪江駅や浪江郵便局など公共的な事業者、またJA福島さくらや観光タクシーのような生活に密着した事業者、それから飲食業が2事業者、その他にも解除後に再開した事業者があり、5月末現在で60事業所が再開しております。また、再開に向けての相談も増加しており、今後、福島相双官民合同チームが主導する事業再開補助を活用して再開する事業者など、さらに増えるものと見込まれており、町としても電気代補助など、しっかりとサポートしてまいります。

次に、（２）の仮設商業施設の各店舗の売上げや客数、全体的な収支についてのご質問にお答えします。仮設商業施設「まち・なみ・まるしえ」については、昨年11月から2月までは、2月の入込客数がおよそ7000人程度でありました。3月から増加傾向となりまして、4月には約1万2000人の入込客数となっております。売上額も入込客数に比例し伸びておりますが、収支については業種によって黒字・赤字にわかれております。

○議長（紺野榮重君） 8番、渡邊泰彦君。

○8番（渡邊泰彦君） 再質問をさせていただきます。

大きな1番の（１）に関しては、今、町のお答えどおりだと思っておりますので、これは把握するだけではなくてその対策を至急やっていただきたいということでこれは要望にとどめます。

二つ目に関しては、プレミアム商品券ということが出ております。そういったものをどんどん企画していく事が大切なのかと思っております。ぜひプレミアム商品券に続くものを施策としてひねり出していただきたいと、これも要望にとどめておきます。

3番目は、大変明快なお答えでありありがとうございます。やはり、科学的なものもたくさん出ております。イノシシ対策というのはこれから大きな課題になってくるんだと思っておりますので、どうかこれも施策として進めていただきたいと思っております。これも要望で結構です。

次、大きな2番目の質問なんですが、1番目と2番目に関しては今課長が答弁したとおり、そのようにしていただければ、やはり町民はいろんな把握の仕方があるかと思っております。その臨機応変にいろんなことを考えながら、町民の帰町の数、そして町民がどういう動向になっているかというのは、やはり広報なみえできっちり知らせるべきだと思うんです。先ほど言いましたとおり、広報なみえは毎月1回発行しているわけです。町民の方々はこれを楽しみに見てい

るわけなので、そこできっちり町の状況をきちっと報告する義務があるのかなと思っていますのでどうかよろしくお願いします。

4番目のこれは再質問でお答えが必要なのですが、今課長から人数が増えてくれば、支援員の配置を考えなければいけないとお答えいただきました。私が言っているのは、もう増えてくるんです、間違いない。増えてくる事象がたくさん今起きてくるんです。だから先手を打って、支援員の配置を考えるべきではないかなということ私を申し上げているわけでありまして、前向きに検討してはダメなんですよ。きちっと支援員をつけて、本当に町民を把握する、帰町した町民を把握する。帰町した町民がまた戻ってしまったら何の意味もないんですよ。その次善の策としてきっちり支援員をつけて、町民の動向を把握していただきたいという回答をください。

3番目は、今1番目の事業再開なのですが、浪江町商工会の会員は震災前が620社、現在、事業再開しているのが243社、39.2%がもう復活して、約4割近くがもう事業再開しているんですよ。残っているのはたったの6割なんですね。その6割なのですが、4割の方が町内で事業再開しているのかということを見ると、当然、そのデータがあるわけですよ。ほとんどが町外なんですよ。これはちょっと数字的に出ているんで、他の市町村はどうなのかというと富岡が約52%復活しています。楡葉においては70%以上が復活しています。その中で、町内で復活しているのかというと相当数が低いんですよ、町外なんですよ。それを浪江町でやってはいけませんよということなんですよ、要は。やはり浪江で復活してもらうように町はきっちり把握していけということなんですよ。ですので商工会と連携しながらそういった官民合同チームもあるわけなので、そこら辺の連携を深めて事業再開を進めていただきたいということをおっしゃるんですが、この部分は再質問で回答ください。

2番目に関しては、よく把握しているなど。やはり黒字のところが赤字のところがあると。それに関して、赤字のところにやはり対策をとるべきだと思います。その辺を早急に対策をとって何とか商いができるような形にやっていただきたいと。これは要望で結構で答えは入りません。

最後、町長にお答えしていただいたんですが、この出店に関してなんですが、広野のイオンがありますが、広野のイオンは富岡のさくらモールに相当もっていかれております、売り上げが。なぜかというイオンはいろんな形式があるんですけど、今、都市部でやっているのがコンビニオン、要するにコンビニスタイルのイオン。その中はどういう品目を絞って、例えば、肉と魚だけとか、肉と野

菜と魚だけとか、要するにスーパーの一部分だけをとっていき、都市部に造っていると。それは大手スーパーまでいくにはちょっと遠いよねと。ちょっと近所にコンビニスタイルで造るというのが一つの主流になっていて、非常に効果を上げているわけです。私は何が言いたいかという、その大きなスーパーを誘致するというだけが方法ではないのかと思っています。そういったちっちゃな都市部でやっているようなものも、今、浪江というのはコンパクトシティになっていますので都市部と同じ扱いにしてもいいと思うんです。人口が少ないんですが、それが集中しているという形になってきているので、そういったコンビニタイプのスーパーなんかも念頭に入れていただいて折衝していただければと思っています。これも要望でよろしいので答えは二つだけお願いします。

○議長（紺野榮重君） 答弁者、介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） 現在、サポートセンターという形で介護福祉、その他、住民の生活を支えるためにサポートセンターの職員を配置しておるところでございまして、それに加えて、生活支援相談員も現在のところ南相馬からの応援ももらって足りているという認識ではおりましたけれども、今後、増やすことを検討したいと思います。

○議長（紺野榮重君） 副町長。

○副町長（宮口勝美君） 今は生活相談員の話をしたと思うんですが、町としては、それとはまた別に行政区の再開に向けても各区長さん困っています。自分の行政区どうしたら良いのかということで困っているという状況がありまして、地域のコーディネーター事業はできないかということで検討しているところです。今すぐというわけにはいきませんが、できるだけ早く立ち上げをして、今、議員がおっしゃるように住民は勿論ですけど、地域を支える方をしっかりとつくっていかないと地域が成り立たないということもありますので、今、そのコーディネーター制度の取り組みも始めるところでございますのでご理解いただきたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） 再質問にお答えします。

事業再開者に対する色々な支援等町はどのように把握するかということですが、議員お質しのとおり、今、浪江町の商工会の会員数の事業再開率は約4割ということでございます。これが避難指示が解除されまして、町内での再開はますます増えてくるのかなということで想定しておりまして、今後とも浪江町商工会と連携しながら情報を共有しながら指導・支援には福島相双官民合同チー

ムとの連携もあります。そこら辺を共有しながら事業再開者に対するサポートをしっかりとしたいと思っております。

○議長（紺野榮重君） 8番、渡邊泰彦君。

○8番（渡邊泰彦君） 今、再質問の一つの答えは、副町長からお答えいただきましたので私は納得しました。そういうことは必要なんで、町としてはその辺は早急というか前もって前もってやっていかないと思われだと思っんで、その辺は強く要望させていただきます。

今、産業振興課長のお答えなんですけど、今までやってきたことなんですよ、それは。官民合同チームで色々やってきたことなんです、それが今どんな結果になっているかというのは私お話したと思うんです。町内ではなくて町外なんです。それを対策するようなことを官民合同チームで今度、事業者との間できちっと説明する、そして町内で事業再開していただく。それには浪江町はどうしたら良いのかということの答えを出してくださいということなんです。やはりその辺は答えは結構なんですけど、その点を今後、避難指示解除になったわけですから、そこを理解していただいて、町内で事業者が再開していただくような環境づくりはどういうものが必要なのか。当然、これはインセンティブがあるかと思うんで、その辺を官民合同チームと商工会と一緒にやってくださいということです。

それと再質問で忘れたことが1個あるんで再々質問でやらせていただきます。3番目のイノシシの件だったんですが、やはり先ほど申しましたとおり、帰町した町民の方々は庭の整理をしたり、家の整理をしたりということで自分の住居の環境整備は当然やっています。やってないのはどこかというところと解体の跡地、それと除染はしたんですけれども、帰町していない町民のところは今、除染してきれいになったんですが、冬は良かったんですが、春先になってきて草がすごく伸びてきて、ここ1カ月ぐらいの成長がものすごいんですよ。この対策をとらないとせっかくイノシシがいなくなったところにまた戻ってくるということがあっては本末転倒になってしまうので、できればまちづくり会社を早急に立ち上げていただいて、やはり避難指示解除になったんで、まちづくり会社が活躍できるところがたくさんあるのかと思います。ただ、立ち上げるには大変厳しいのかも分かりませんが、今そういった形で草刈り、例えば、人の土地なんで中々許可をもらわないと草刈りはできないと思うんですが、そういったところも町でやると。東京電力でもいろんなことをやっているんですよ、草刈りとか。ただ、人の土地はできないと、要するに自分の周りの草刈りとか、それと空き地とかは東京電力で

やっただいてますけど、そこから一つ踏み込んで住民の土地も許可を得ながらそういった環境対策を進めるべきだと思いますが、最後にここだけ一つお答え願って質問を終わります。

○議長（紺野榮重君） 答弁者、産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） イノシシ関係で再々質問でございますが、このイノシシの平成29年度の取り組みということで先ほど答弁もしましたが、被災12市町村鳥獣被害対策という形で、この平成29年度の中に環境管理という形で、草刈り藪払いという形で浪江町モデル実証の町になっていきますので、この中で草刈りする場所はどこか、イノシシが生息している住みかはどこかという形で、藪払いも含めて事業展開してまいりたいと思います。方法については色々あるんですが、この事業で取り組めるもの、それから町単でやるべきものがあるかどうかはこの事業今スタートしていますので、その中で検討してまいりたいと思っていますところでございます。

○議長（紺野榮重君） 副町長。

○副町長（本間茂行君） 草刈りについて若干追加させていただきたいと思っております。東京電力さんにはそれぞれのご自宅の町民の方の草刈りについて、大変お世話になっておまして、今後も継続してやっていただけるということにお話しさせていただいておまして、町民の方にはできるだけそちらに問い合わせさせていただいて草刈りを帰還している方も帰還していない方も継続してやっていただきたいと思いますと思っております。中々私有地を我々が勝手に草刈るということはできません。ですから我々としては、私有地以外でもできるちょっとした公共用地、道路に生えてくる草、そういうできる範囲はやらなければいけないと思っております。国が発表したスキームでは、これについてはまちづくり会社をつくらなくても町で独自に委託すれば、そういう何か生きがいくりの的な団体に対して委託すればできるという制度になっておりますので、まちづくり会社をつくる、つくらない関係なく、そういう環境美化のための活動をしていきたいと思っております。

○議長（紺野榮重君） 以上で、8番、渡邊泰彦君の一般質問を終わります。

○議長（紺野榮重君） ここで昼食のため午後1時まで休憩します。
(午前11時32分)

○議長（紺野榮重君） 再開いたします。
(午後 1時00分)

◇松 田 孝 司 君

○議長（紺野榮重君） 午前中に引き続き一般質問を行います。

10番、松田孝司君の質問を許可します。

10番、松田君。

[10番 松田孝司君登壇]

○10番（松田孝司君） 10番、松田孝司と言います。議長の許可をいただきましたので一般質問を行わせていただきます。

質問の方式は一問一答方式で、質問事項は通告書に記載のとおり順を追って質問をさせていただきます。今回議会内の構成も変わり、新議長も誕生しました。色々と慣れるまで大変でしょうけども、町民のため、町のため最後は自分のため、そしてふるさとの浪江町の存続、継承のため健康に留意しながらよろしくお願ひしたいと思っています。

さて、最初の質問ですが、避難指示解除後の経過、現状について何点か質問させていただきます。今回3月31日に避難指示解除準備区域と居住制限区域が避難指示解除されました。1月下旬から2月上旬にかけて県内外で10カ所の住民懇談会が行われましたが、その席上会場では避難指示解除に賛成の意見を述べた方は1割にも満たなかったと私は思っています。その席上でいずれ戻りたい方や数年後に帰りたいと言っている方もやはり話を聞いていると、3月31日に解除は時期尚早ではないかと話をしていました。一般的に行政として国や地方自治体が物事を決める際、少数派それも1割前後の意見を優先させたことは今まであったのでしょうか。この国のルールでは少数意見を採用するような仕組みにはなっていません。これまでもこれからも町長選挙しかり町議会議員選挙なども多数決主義のもと多数の意見を取り入れ、町政を切り盛りしていくのが民主主義ではないかと私は思っています。これからその反動がどう出るか、本当に不安でなりません。今回の解除時期を決める手順に私を含め多くの町民の方が町政に対し、怨嗟の声や不信感を持ったのではないかと思います。今までの常識がとおらない中で避難指示解除をして早2カ月以上経ちました。先ほど行政報告で4月までの帰町率140世帯193名が戻っていると説明を受けました。

しかし、6月2日の新聞を見ると富岡町の話ですが、富岡町では5月31日付けの帰町されている人数が発表されました。6月2日です。その紙上によるとあくまでも町内居住届ですが、5月末で110世帯172人となっています。4月末より24世帯44人が増えているそうです。そしてしっかり増減も確認して町として動いています。現

在、あくまでも4月末ではなくて5月末自体まだ把握していないかもしれませんが、町で何世帯、何名の方が帰町しているか、そしてその世帯人数は町で想定していた世帯人数との差はどうだったのか、そしてその結果に対して今後の具体的な取り組みをどう考えているのかお伺いします。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） それでは居住の人数今後の取組み等についてお答えいたします。

29年4月30日現在の居住人口、先ほども答弁させていただきましたが、140世帯、193名となっています。この数値は避難住民届、転入届、職員等の居住状況、社会福祉協議会の訪問実績等により推計した数字となっております。

なお、5月末現在ですが、現在集計中でございますが、220名を超える見込みとなっております。28年3月に策定した町の人口ビジョンでは当初の居住人口5000人、中期的な目標人口として2035年までに8000人と設定しております。その数字とは現時点では大きな差が見られます。目標人口の実現を目指し、引き続き今般策定いたしました第二次復興計画や町総合戦略の具現化と国から示された浪江町の復興に向けたフォローアップの枠組みこういうものを着実に推進していくことが必要かと考えております。

○議長（紺野榮重君） 10番、松田孝司君。

○10番（松田孝司君） その件は分かるんですが、やはり富岡町では本当にすぐに発表しています。浪江町でなぜできないのか。居住の届け出しただけで、その数だけで良いと思うんですよね。そして2030年8000人わかります。それを計画するに至っては悪いけども避難指示解除してからも推定した人口はつくっていると思います。その差はどうだか私知りたかったです。

ただ、2030年、8000人になります。この中途半端だからわかりませんではないと思うんです。やはり1カ月後、半年後、1年後、5年後、10年後で推定人口を策定してそれに沿って国に対して色々物を申していくべきだと思うんですよ。ただ、2030年8000人この間は何もなかったでは私はそれはとおらないと思います。

あと、なるべく町民に速やかに何人帰っているのかお知らせしてほしいと思います。8番議員のさっき広報なみえと言っていました。今タブレットも支給されています。結構使用頻度が良いと思います。だからタブレットに現在何人帰っていますとか、段々増えていますよと、速やかに報告していけば私はそのほうが良いと思うんですけど、そういう考えはないですか。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） ご指摘のとおり、精査した数値を速やかに広報若しくはタブレット等で公表していきたいと考えております。

それで、富岡町との差でございますが、富岡は一応届け出のあった人数をそのまま報告している形でございます。

浪江町としましては、届け出のあった人数とその他、職員の居住状況とか社協の訪問者数とかを個人事に精査して二重計上がないかどうかをチェックしてから数値としてあげてますので、その辺若干お時間をいただいたのち公表している状況でございます。

○議長（紺野榮重君） 10番、松田孝司君。

○10番（松田孝司君） 色々取り入れてやるのは良いのですが、ただ単純明快で良いと思うんです。富岡町は町内居住届だけで発表しています。私はそれだけで良いと思うんですよ。あと、いろんなただ帰っている方にしても二重生活をしている方がかなりおられます。前、広野町は4日以上いると居住していることになっていると言っていました。現在帰っている方でも常に帰っている人はほんと少ないと思います。私も聞いて色々確認していますが、現実はそんなにないのかと思っています。

次の質問に入りますが、帰還している方もそうですが、自宅と避難先と行ったり、来たりの二重の生活をしている方が多くおられます。私の住んでいる復興公営住宅の中でも何人か毎日のように自宅に帰っている方、家に泊まり時々買い物のたび戻る方など、結構いますけれども、ただ家族全員で帰町を考えていけば良いのですが、色々話を聞いて見ると、家族でも帰るといふ方と帰らないといふ方がおり、どうしても単身での行動は多いように感じられています。

今、孤独死が問題になっていますが、二重生活をしている方を含め帰町している方の連絡体制はどうなっているのか。社会福祉協議会などでは見守り巡回などをしていると思いますが、特に二重生活をしている方には、避難先、私の復興住宅も本当に安否確認ができません。自宅にいるのか安否確認本当に大変ではないかと思っています。帰町している方々の安否確認や連絡体制などの対応をどう考えているのか、どう実行しているのかお伺いしたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） お答えします。既に浪江町に帰還されている方の電話番号などの緊急連絡先については概ね把握している状況でございます。そのため、町内で災害などの有事の際は、まずは防災行政無線、エリアメールなどで全町的にお知らせするとともに、避難行動要支援者と言われる災害弱者の方などを中心に戸別連絡、

訪問等を行ってまいります。

○議長（紺野榮重君） 10番、松田孝司君。

○10番（松田孝司君） 登録している方は良いんです。二重生活、結局帰っているのがわからないで帰っている方もいるんです、町に連絡しないで。

だから、そういう方も含めて新聞配達で配達する方をお願いするのも良いかと思います。新聞だと帰っている人は必ず新聞はとっていると思います。そして3日とか4日とかたまっていたら、そういうのを町でお願いして、新聞たまっていると町に連絡してもらおうなどして、そういう確認方法も考えていますか、考えるべきだと思いますけど。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） ただ今の新聞配達員などを活用しては、というご提案をいただきましたが、先ほども支援員、若しくは社協の訪問活動という形で色々居住の実態を把握する必要があると考えておりますので、その辺も含めて検討してまいります。

○議長（紺野榮重君） 10番、松田孝司君。

○10番（松田孝司君） 確かに今町では大変だと思います。登録した人も含め、ほんとに何にも届け出も出さないで帰って泊まっている方もおられます。いかに周知方法、連絡体制をしっかりと構築していかないと、これから本当に孤独死とか、可能性はかなり高くなると思います。その点お願いしたいと思います。

次の質問も前の人も言っていましたけど、避難指示が解除されて帰町した方や帰町に向けて準備している方などに話を聞いてみると、やはりライフライン、生活環境がまだまだ整っていない事が話題に上がります。

特に権現堂地区に関しては多くの方が町の顔、町の中心なんだから早く何とかしてほしいと言っています。先日「浪江町中心市街地再生計画」を頂きましたが、皆さんが早く元の賑わいを待ち望んでいます。

今までも町では様々な計画を作成していますが、いつの間にか立ち消え無くなってしまっているものもあります。

今回の計画を見てもいつ出来るのか見通しもまだ立ちません。

町民の方が待ち望んでいるのは、薔薇色の未来の計画よりも、今すぐに当たり前に品数が揃えられるような商店街を何とかしてほしいと本当に思っているのではないかと思います。

交流・情報発信拠点施設計画「道の駅」構想にしてもまだ早くても2～3年先のことではないかと思います。生活環境が整ったから、

避難指示を解除したはずなのに、何も無い町ではどうしようもありません。

すぐにでも早く町内に、当たり前で買い物が出来る商店街をという町民の要望にどう応え、どう対応するのかお伺いします。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） ご質問にお答えします。8番議員のご質問でも町長がお答えしましたが、町としてもスーパーやドラッグストア、ホームセンターなどの生活必需品を購入できる店舗の確保は最重要な課題として捉えております。中心市街地再生計画にあるような賑わいを取り戻すためにも、買い物環境の充実は極めて重要です。現在、複数の事業者からも出店についての問い合わせがきているところであります。早期に着工できるよう引き続き交渉を進めてまいります。

○議長（紺野榮重君） 10番、松田孝司君。

○10番（松田孝司君） 私今、南相馬市に住んで商工会の方と毎月1回情報交換をしているんです。その席上でやはり帰って店を開くというのは採算性に不安があるんですよ。あと、先の保障もない。今帰っても本当に店を開くのは困難だと言っています。だからその人たちのためにも町ではもう少し賠償ではない、保障をきちんと国に要望すべきだと、やっているとは思いますが、商店街の人本当に不安で仕方ないと思います。今回要望どういったことをやっているのか、関連になりますがどう考えていますか。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） ご質問にお答えいたします。今言ったスーパー、ドラッグストア、ホームセンター等の誘致につきましては、町ばかりでもなく、復興庁、相双官民合同チーム等々と連携をしまして、何とか浪江町で再開していただきたいという形でやっております。その成果がまだ見られないのですが、一生懸命頑張っているというところで、ここにありますように今現在複数の事業所からも出店についての問い合わせがあるというところで今進めている状況でございます。

○議長（紺野榮重君） 10番、松田孝司君。

○10番（松田孝司君） 本当に何度も言いますが、大変だと思います。

ただ、スーパーとか来るにしても長い年月かかると思います。商工会とも連絡をして一応ショッピングモールみたいな一回りすれば物が揃えるそういう小さな商店で一回りすれば物が揃えると、そういうのも考えていくべきではないかと私は思っています。

次の質問に入りますが、避難生活環境について何点か質問させて

いただきます。

現在、私は南相馬市の北原団地に昨年9月から入居しています。

北原団地は264世帯が入居出来ますが、現在約230世帯が入居しています。

その中で浪江町民が201世帯334名と、先日の全員協議会で説明を受け分かりました。北原団地では、入居して半年もしないうちに2名の浪江町民の方が孤独死で亡くなっています。

よその復興公営住宅もさほど変わらないと思いますが、入居者の平均年齢が70歳を超えているのではないかと思います。

そして私もそうですが、単身生活者が過半数を超えている現状です。今盛んに孤独死対策が叫ばれていますが、孤独死ゼロは中々難しい問題ではないかと思います。そして仮設住宅でも、当初のにぎやかで喧騒していたのが嘘のように入居者も少なくなりひっそりとしていて、人が住んでいるのか分からない状況の中、維持管理もままならず、これまた孤独死を防ごうと社会福祉協議会の方などは見守り活動を懸命に続けていることと思います。

町では、今まで仮設住宅やみなし借上げ住宅など、孤独死と思われる方々の年度別の把握などを行っているのか、そして増減はどうなっているのか、今後孤独死対策をどう取り組んでいくお考えなのか伺います。

○議長（紺野榮重君） 生活支援課長。

○生活支援課長（清水 中君） 孤独死につきましては、公的、統一的な定義がございませんので、確定的な数字だとは申し上げられませんが、町が把握している誰にも看取られず死亡し、一定期間発見されなかった方につきましては、平成24年度1名、25年度1名、26年度2名、27年度1名、28年度3名いらっしゃいました。一人暮らしの方に対して自宅内で誰にも看取られず亡くなることを完全に防ぐことは難しいですが、町では今年度より専門担当より臨時職員を採用したり、委託業務とも組み合わせてこれまでの仮設住宅に加え、復興公営住宅の見守りを強化する方針でやっております。

今後も引き続き日常的な見守りを自治会の皆様、関係各課、町社会福祉協議会、みんぷく、さらには、避難先の自治体と連携して情報強化をしながらサポートしてまいりたいと思っております。

○議長（紺野榮重君） 10番、松田孝司君。

○10番（松田孝司君） 早口で理解できなかったのですが、大変なのはわかります。先週の金曜日なんですけど、私の復興住宅で新聞3日間たまっている方、私のところに連絡が来ました。そして社会福祉協議会と出張所の方も来て、管理室から鍵を借りて開けました。内鍵

があって開かりませんでした。そしたら部屋の中、カーテンで真っ暗、それも真っ昼間なんです。それで何回か応答してやっと出てきて、何のために来たのか、きょとんとしているんですよ。新聞3日もたまっているのか、現実夜も昼もわからない人もいますよ、カーテン閉めっぱなしで、引きこもりがちで。私も自治会の団地会の役員していますが、そういう人達に一人一人に団地でも中々世話できる状況ではないんですよ。社協でも必至にやってくれてはいるのですが、どう対処していいか私も分からない状況なんですよ、現実。まだまだ孤独死は増えるのではないかと考えています。

これをどう対策、前来た方に対応と言ったのですが、言ったってだめだ、いかに出すか、今検討中なんですけど、本当に難しいと思っています。だから社協の方本当に大変だと思いますよ。以前に比べて本当に浪江の社協、南相馬市の社協も来て一生懸命訪問はしてくれています。ただ、どうしても開けてくれないところもあるみたいですよ。これも原因は色々あるでしょうけど、本当に中々難しい問題ではないかと思っています。ただ、今後社協も含めて団地会、相互の連携を月に一度とまでは言いませんが、何カ月に1回、協議を設ける場も必要ではないかと私は思っております。だから、生活支援課の課長さんもそういう方面で動いてくれる考えありますか。

○議長（紺野榮重君） 生活支援課長。

○生活支援課長（清水 中君） お答え申し上げます。私2年目となっておりますが、生活支援課に来て当初にやはりこの問題が一番重要として福祉連携会議でもこの旨を一番重要だと把握しておりますので、時間的に物理的にできる範囲でそういった自治会の皆様とも連携しながら、見守り活動には力を入れてまいりたいと思っております。

○議長（紺野榮重君） 10番、松田孝司君。

○10番（松田孝司君） 孤独死ゼロは無理だと思います。だけど防ぐ努力はすべきだと思います。だから私も復興住宅にいるうちは協力はしたいと思っています。南相馬市からも来ます。社協の方とも気楽に情報交換はしています。それを全体で考えて南相馬市は南相馬市全体の復興住宅で考えていかないと、お互いの情報交換というのは大事だと思うんですよ。よろしくお願ひしたいと思っています。

次の質問に入りますが、復興公営住宅に入居して感じることは、仮設住宅から比べると確かに部屋が広くなり居住空間は良くなりました。

しかし色々と入居者の方に話を伺うと生活環境としては、逆に暮らしぶらくなっていると思っている方も多くおられます。

場所によっても違うかも知れませんが、仮設住宅の時より郊外になったところや、絆がばらばらになっていること。都会から避難して戻った方など車の運転の出来ない方が、病院や郵便局、銀行などに行くのにも大変だと感じている方が多くおられます。

今回の町会議員の選挙でも投票所に行くのにも交通手段がなくてわざわざタクシーを使うまでもないと投票に行かなかった人もかなり多くおられます。

仮設住宅に居た時には、桑折町や福島市内の仮設住宅などで、病院や各仮設住宅などに行く循環バスが出ていました。

それが復興公営住宅に入居したら身近な交通手段がすべてなくなり、不自由を感じている方が多くおられるような感じがします。

「どこにいても浪江町民」と言っていますから、若年層はともかく高齢者に対して交通手段のない方に対して何か対応をすべきではないかと思えますけども、現状をどう捉え、どう対策を考えているのかお伺いします。

○議長（紺野榮重君） 生活支援課長。

○生活支援課長（清水 中君） お答えいたします。現在、桑折町や福島市内で運行している国補助事業を活用した特定被災地地域公共交通調査事業においては復興公営住宅は対象外となっております。

また、いわき市内においては浪江町の仮設住宅はありませんけれども、いわき市内の仮設住宅巡回バスの協議会に当町でも参加しており、国に対し復興公営住宅も補助対象となるよう要望書を提出しておりますが、現在認められておりません。

今後も引き続き、国へ復興住宅を補助対象とするよう要望を続けるとともに、福島県バス運行会社へ復興住宅付近の路線バスの追加や路線の変更についても要望してまいります。

○議長（紺野榮重君） 10番、松田孝司君。

○10番（松田孝司君） とにかく、よろしくお願い要望を続けてほしいと思います。次の質問にはいりますが、先ほども言っていると思いますが、現在南相馬市に住んでいて、前いきいき交流会に参加させていただきました。今、浪江町民の避難先として福島市といわき市が3000人以上、郡山市と南相馬市が2000人以上を超えていると思います。その中でいわき市、福島市、郡山市には交流館が出来て町でもコミュニティ支援において運営を行っていると聞いていますが、南相馬市も2000人を超えている町民が居るのに交流館がありませんが、どういった理由からなのか、交流館の予定があるのかお伺いします。

○議長（紺野榮重君） 生活支援課長。

○生活支援課長（清水 中君） 南相馬市においては、復興公営住宅に集会所がございます。そういった集会所が町民サロンとしての役割を担う面もあると考えておりますし、なおかつ、浪江町内に近いということから、浪江町役場や地域スポーツセンターなど浪江町内の施設も交流の場になると考えております。今のところ南相馬市に交流館設置の予定はございませんが、みんぷくとも連携していただき、当然当方からも働きかけをいたしまして、サロンや交流会を開催する方法があると存じます。

なお、役場で管理している各施設のご利用にあたりましては、近くの出張所にご相談いただければいつでもお答えいたしましてご協力申し上げます。

○議長（紺野榮重君） 10番、松田孝司君。

○10番（松田孝司君） 浪江に確かに近いですが、避難している人で高齢者が大部分の方が多いですよね。若い人ある程度車運転している人はどこでも行けます。高齢者の方は本当に大変なんですよ。もう少し高齢者の立場でできるだけ何とかしてほしいと思っています。

以外とそういう人達が集まりたがっているという傾向もあります。さっき復興公営住宅の集会所の話もしましたが、大きい会場はありません。いきいき交流会に行くと見ると60から100人近く集まる時もあります。そういう集まって開催できる集会所がないんですよ、私の知っている限りでは。分散してできるわけではないと思います。色々検討はお願いしたいと思っています。

次は、今後の課題について気づいたことを何点か質問させていただきます。

先日、全員協議会で各課から説明を受けましたが、その中で精神的損害、家賃及び避難費用について説明を受けました。

避難指示解除区域に関しては、解除後相当期間（現行1年）までとし、平成30年3月までの賠償となっているが、帰還環境が十分に整っていない現状を考慮すれば、解除後相当期間の運用等については柔軟な対応が求められる。として、町の対策として解除後相当期間について「避難指示解除の実際の状況を勘案し、柔軟に判断すること」を国・東電に求めていく。と説明を受けました。

現実について頃どういったことを国・東電に求めて行くのかお伺いします。

○議長（紺野榮重君） 町長。

○町長（馬場 有君） 議員お質しのとおり、精神的損害の賠償及び家賃を含めた避難費用の賠償は平成30年3月までとされております。

避難指示解除後の現状を踏まえたと、やはり、継続期間の延長がなされるべきであると私は考えております。

ただ、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針及び第四次追補によれば、避難指示解除後1年間を当面の目安となっているわけです。

しかしながら、第四次追補には同時に相当期間については1年を当面の目安にしつつも、個別の事情も踏まえ柔軟に判断するとしております。

従いまして、私は実質的な賠償期間については生活環境や就労環境など町内の帰還環境が整う時期まで継続となるよう議会の皆さんと一緒に国・東電に対して要請をしていく次第であります。

○議長（紺野榮重君） 10番、松田孝司君。

○10番（松田孝司君） 来年の3月までは10カ月ありません。議会もそうですが、なるべく早く声を挙げていかないとだめだと思います。ほんと町民の方が解除は早かったのではないかと、みんな結構言っています。町としてもそれなりの対応をしてほしいと思います。説明会でこうやって、相当期間って何年だと私ら単純に考えます。ただ、いつまでも同じ金額では私はだめだと思っています。

12月の一般質問でも言いましたが、国の方にも言いました。放射線量の低減率で、それだけ残っているからそれだけよこせるべと私は言ったんですよ。3割残ったら3万円よこすの当たり前だと、浪江町の常識と国の常識、国民の常識一体でないとだめだと思います。国民が納得していることを要望していかないと浪江町は何を要望しているんだとなりかねないと思います。

まだ放射線量が3割残っているのならば、それだけの分を延長してくれというのは当たり前のことだと思うんです。

そういった、10万円できちっと何年で終わるんだったら、私は細く長くしてもらったほうが良いと思っています。できればそういう方向で私の亡くなるまで賠償ほしいなとあつかましい要望はしています。

よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に入りますが、南相馬市では昨年7月12日避難指示解除に入っています。今南相馬市から関東など県外に避難している方が、みなし仮設住宅の借上げ住宅の退去の話が出ています。

浪江町民でも、避難指示解除になった区域の方は3月から復興公営住宅募集が終われば復興公営住宅に入居出来なくなると聞いています。もうできないと生活支援課では言っています。

避難指示解除後1年という事は来年4月からですが、家賃など打ち切られればみなし仮設である借上げ住宅に住んでいる方は、普通

の家賃を支払うことになり大変なことになるかも知れません。

ましてや精神的賠償も打ち切られれば、浪江の自宅を解体した方には帰る所がなくなります。金銭的に負担も多くなると思います。

多分町では対応を考えているのかと思っておりますが、今後のことについて町で復興公営住宅を建てるといっても時間が足りません。その方達がどう考えているかわかりませんが、復興公営住居に入居できるように国や県に要望すべきだと思いますが、対応など先ほど何か要望はかけていると言っていました。ただ、柔軟に入居できるように私はしてほしいと思っております。どう考えていますか。

○議長（紺野榮重君） 生活支援課長。

○生活支援課長（清水 中君） お答え申し上げます。県の復興公営住宅につきましては、現在、第5期の募集が終了して、次は、空き室への定期募集へ移行する段階とはなっておりますが、この募集は、帰還困難区域の方のみの対象となっております。ただこのまま手をこまねいているわけではございません。避難指示解除となった区域の方についても対象とするよう、県へ再三にわたり要請しております。

○議長（紺野榮重君） 10番、松田孝司君。

○10番（松田孝司君） なるべくとは思いますが、復興公営住宅ですから原発災害でしか入居できないんです。今困難区域しか入れないとよく言っているけれど、ただやはり避難しても精神的賠償は打ち切られるまできちんと入居できるようにしておかないと、後々結構問題になってくるから私心配しているんです。その方面でもう少し国や県に対して要望をお願いしたいと思っております。

最後の質問に入りますが、避難指示解除をして少しずつ帰町する方が増えていくと思っております。ただその中でいろんな準備、片付けなどで人手が必要になると思っております。東電では何でもかんでもはお手伝いはしてくれません。条件に当てはまらないことは多々あります。そこでボランティアセンターやシルバー人材センターなどを考えていることと思っております。

現実にボランティアセンターは、少しずつ動きはじめて私も少しお手伝いをしてます。東京電力でできないと言われている個人事業主の倉庫の片付け、あと簡単な荷物の引っ越しなどが始まっています。避難指示解除1年と言われる時期前からボランティア活動などの依頼が多くなるのではないかと思います。

ただ、問題として空間放射線量、ボランティアの方は全国各地から駆けつけますが、やはり空間線量に不安を持っています。南相馬市のボランティアでも活動場所の空間線量が問題になり、事前に空

間線量の基準を設けて活動範囲を決めていたと聞いています。

ボランティアの方は自己完結、自己責任が基本ですが、いらぬ不安を覚えてまでは活動義務はありません。

本来ならば安全・安心な線量になっているから避難指示解除になっているはずなのですが、まだまだ高線量な箇所が数多くあります。空間線量基準をきちんと明確にして、活動する箇所の空間線量をボランティアの方に事前にお知らせをすべきかと思いますが、その点どう考えているのかお伺いします。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） ボランティアの方への対応についてお答えいたします。

議員のお話にもあったとおり、ボランティアは自己完結が基本であります。

しかしながら、浪江町内におけるボランティアについては、町としてもできる限り協力し必要な情報を提供してまいりたいと考えております。

ホームページ上でリンクしている原子力規制庁の線量情報で事前に把握していただくための周知を再度行うとともに、線量は少し離れただけでも数値が異なりますので、測定できる線量計の貸し出しなどにより対応してまいります。

○議長（紺野榮重君） 10番、松田孝司君。

○10番（松田孝司君） 以上で、質問は終わりますが、いままで10回ほど二本松でやりました。よっぽど緊張するかと、やはり緊張します。色々ありがとうございました。これで終わります。

○議長（紺野榮重君） 以上で、10番、松田孝司君の一般質問を終わります。

◇馬場 績君

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君の質問を許可いたします。
16番、馬場績君。

[16番 馬場 績君登壇]

○16番（馬場 績君） 日本共産党の馬場績です。「生業の昏き波間に漂いて流れる先の見えぬ苦しき」これは新日本歌人協会の「啄木コンクール」で入賞された松浦さんの作品です。ご本人は原発避難とは直接、関係はありませんが被災者・避難者の今の心情がうたわれているものと私は心に響きました。

浪江町は3月31日、避難解除されました。解除されたことについて「解除されることに意味がある。気持ちの上で安心できる」と話

された方がおります。たしかにその一面があると思います。しかし解除から2カ月、「浪江の居住者193人」との報道がありました。避難解除そのものに対する町民の厳しい意見があることもご承知のとおりです。帰還する。帰還しないはあくまでも自主的な判断に委ねるべきだと思います。そして、これからも安全・安心の環境整備、生活支援の重大な課題に正面から取り組み、文字通り、町民の付託に答えるべきだと考えております。

さて、質問の第1は避難解除後の実態と復興・生活支援についてであります。避難解除と帰還の実態について3点お尋ねをいたします。

避難終了届け出件数は何件でしょうか。世帯数と人数、年齢層についてもお答えください。

解除後の線量が高いという声は未だに止みません。解除前、解除後の地目別再除染の実態についてお答え下さい。

また、再除染に対する町の方針と環境省の対応はどうなっているのかお答えください。

医療・介護サービスの問題であります。帰町に対する不安の大きな理由は医療の問題であり、3月から町の診療所が開設されました。医療スタッフ11名が配置されているものの、1日の患者数は4月平均4.7名、5月は途中までであります5.17名。勿論帰町された町民の医療と健康を守ることは町の使命であり責任でありますので、これからも継続を続けるべきことは言うまでもありません。23年3月末の介護認定は841名から平成29年3月末で1459名に、約1.7倍に増加しました。介護度別では要介護1が113名から319名、約3倍。長期避難による身体機能の低下は明らかであります。帰町しても安心できる医療・介護サービスが可能であるのか、浪江町の最重要課題であります。今、町社会福祉協議会はホームヘルパーによる対象者の訪問調査など、町民に寄り添った活動をされていることも先の全員協議会で報告されました。

また、町外のサポートセンターもそれぞれの拠点で生活援助、健康教室、介護要望などの多様な活動を展開されていること、非常に重要なことであると考えられるものであります。一方、県や国の医療・介護行政に目を転じれば、福島県は全国平均を大幅に上回る病院ベッドの削減計画や、来年4月からは国保の財政運営が市町村から都

道府県に移管されることに伴う国保税の大幅引き上げの問題は、避難者にとってはさらなる不安材料です。介護の現場では人材不足が常態化されているにもかかわらず、さらに介護事業者に「自立支援の改善状態」を審査し、改善事業者に対しては「介護報酬増額」とするなど介護事業現場での差別化、選別化を進め、結果、利用したい、必要とする人に必要なサービスができない、そういう恐れが出てくる介護保険法関連の改悪が5月26日に参議院でも強行採決されました。そこでお伺いいたします。訪問調査を通じて医療や介護問題でどのような要望が出され、今後、町が取り組むべき課題は何か、町の対応と併せお答えください。

イノシシや、ハクビシン、アライグマなどによる被害が拡大し、町民の不安と恐怖は解消されておられません。町と捕獲隊による懸命な駆除活動が続いております。捕獲隊によると「昨年よりは捕獲頭数が減ってきているので効果が出てきたのではないか」と話されておりました。しかし「山間部も含めまだまだいる」とのことでした。有害鳥獣駆除の問題として被害届件数が増加しているのに捕獲隊員が少ない、従って出動と埋設処分が大変である、冬場は早朝の罠の見回りがあるので、なお大変であるともお聞きしました。今朝、議会に出勤する途中、8時10分頃、すでに津島ではユニフォームを着た駆除隊が津島を走っておりました。そこでお尋ねいたします。被害届出件数と今年度の捕獲頭数、捕獲隊の拡充と待遇改善、埋設頭数と掘り起こし処分について、今後、どうされるのか。また、改善策として保管冷凍・焼却処分など今後の対応についてお答えをいただきたいと思っております。

5月に開催された全員協議会の資料によれば、4月末の仮設入居戸数は872戸1533人、借上げ住宅1602戸3048人、専用・共用を含む浪江町の復興公営住宅募集戸数は2486戸、入居決定が1592戸、うち入居開始は1362戸というのが実態であります。この数字が示しているとおり、自宅があっても戻れない、帰りたくても帰れない。こうした避難解除後の現実を踏まえ、以下3点のお尋ねをいたします。

1点は、東電に対する家賃賠償請求件数（昨年と今年）その件数と金額、また、家賃賠償継続に対する東電の考え方と国・県・町の対応はどうなっているのか。今ほども議論になりましたけれども、

継続なのか終期有りなのかお答えをいただきたいと思います。

2点は平成28年7月25日28避334号というのが県の避難者支援生活課です。応急仮設住宅の平成30年3月末まで延長するとした県知事通知と、去る4月21日以降に町が開催し、県も同席した「仮設住宅供与期間終了説明会」は災害救助法施行令による1年延長の通知と重大なかい離があり、仮設入居者に大きな不安と混乱を与えております。関係法令改正通知を踏まえ、入居者の立場を尊重し、退去強制はしないという町の姿勢に変わりはないか。お答えをいただきたいと思います。

3点は、まもなく浪江町災害公営住宅の供与が開始となります。いわき市の減免措置を示し、これまでも制度設計を求めてきました。答弁は「検討します」ということでありましたけれども、検討結果についてお示しをいただきたいと思います。

問題は政治の責任が問われているということでもあります。被災者の生活再建の先頭に立つべき復興大臣、今村前復興大臣が住宅の無償提供打ち切りと国の責任を問われ、自主避難者が戻らないのは「自己責任」だと答え、世論の厳しい批判にさらされました。形ばかりの反省をしたものの、その直後大震災・大原発事故が「あっち（東北）のほうでよかった」と暴言を連発、ついに更迭されました。風評被害に苦しむ福島農家が支援を求めても「生産者の努力がまだまだ足りない」などと突き放した態度を取り続けていたこともご承知のとおりであります。根本には安倍首相の福島の被災者切り捨て、原発事故も被害も終わりにしたいという政策の表れではないでしょうか。今年度の東日本追悼式で安倍総理は原発事故という言葉も一言も使わなかったことについて福島県知事は「県民感覚として違和感を覚える」と批判しました。福島県から吉野復興大臣が誕生しましたが所信演説に原発事故という言葉はこれも一言もありませんでした。

原発事故はもとより、被災地の復興も生業再建も終わってはおりません。あれこれの美辞麗句より、なによりも、こうした被災地、被災者の現状認識が基本であります。今、代表的な暴言を指摘しましたけれども、一連のこれらの言動に対し町長はどう認識され、どう是正を求めてきたのかお答えをください。

質問の第二は帰還困難区域の拠点整備についてであります。政府は昨年8月、「帰還困難区域の復興拠点を市町村ごとに設け、5年を目途に避難指示解除を目指す」とする方針を示しました。これに対し町議会は原子力現地災害対策本部をはじめ政府関係機関、県知事、県議会に対し「復興拠点を整備する」との方針は理解できるが、それ以外、即ち市町村や地域住民が希望する里山除染や森林再生事業など帰還困難区域全体の除染・復興について見直し、この拡充を求めるとの基本的立場を明らかにし要望を続けてまいりました。

さらに除染問題、除草及び保全管理、有害鳥獣駆除の強化、交流・生活支援と高速道路、医療・介護の無料継続の恒久的補償を担保する福島復興再生特措法の整備も併せて求めてきました。政府において里山再生事業計画の一部決定、防火帯整備事業や有害鳥獣駆除での一定の取り組みの前進があったものの、帰還困難区域の復興・再生についてみるべき施策の展開を見ることはできませんでした。今年5月、福島特措法が可決され、その後「復興拠点」の認定4基準が示されました。この認定4基準、一言でいえば範囲限定の「拠点」、しかも除染計画がないままの「土地利用計画の実行性と住民意向が見込まれること」など、とんでもない縛りかけた認定4基準であります。さらに「地形や交通の利便性が整っていること」などというのは、まさに認定基準そのものが帰還困難区域の山間部をはなから排除したものと言わざるを得ません。そこでお尋ねをいたします。昨年8月、町が示した要望書に照らし、4基準案の何が問題と考えているのか、見直しをどう求めていくのか、お答えをください。

二つは、町の帰還困難区域の拠点整備と地域再生の基本的考え方に照らし、帰還困難区域全体の整備方針を示すよう求めるべきと思いますが、いかがに対応されるかお答えください。

津島地区区長会は長時間の議論を重ね「復興拠点構想に係る津島地区の拠点整備・地域再生に関する要望書を町長に提出されました。

要望書には「住民にとっての復興拠点とはそれぞれの家であり、田畑である。里山・山林を含む地域全体が生活圏であるので住民の希望に沿う整備を求める」とあります。これは帰還困難区域の復興再

生のための原点であり、これを踏まえた拠点整備を求めています。

町長は地域住民とどう向き合い、拠点整備の計画をどう作成されるのか、見解を問うものであります。また国道114号山間部をはじめとする携帯電話通信機能の早期回復や宅地や農地の草刈りと地域保全など、地域を消滅させない当面の取り組みについて、要望にどう応えていくのか、お答えをいただきたいと思ひます。

福島復興再生特措法にイノベーション・コースト構想が位置付けられ、その目玉として浪江町に世界最大規模の水素拠点計画が打ち出されました。新聞報道によれば福島県が浪江町棚塩・請戸地区の町有地を製造拠点に推薦し、県は正式に推薦を決定し、今夏にも決定するとのこととあります。世界最大規模とも言われておりますが、これまでこれらの内容について、議会には説明はありませんでした。

まず水素製造拠点の立地計画についてであります。改めて、場所、規模、事業費と町の負担はどうかお答えをいただきたいと思ひます。

参入する事業者は浪江町に無償譲渡した浪江・小高原発建設予定跡地の前所有者である東北電力と東芝、岩谷産業が新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の委託を受ける国家プロジェクト事業とのこととあります。無償譲渡と、東北電力の事業参入について町はいつからこれらのことを承知し、どのように関与されてきたのかについてもお答えをいただきたいと思ひます。

5月11日福島民友によれば、馬場町長は「非常に喜ばしい。『水素エネルギーを活用したまちづくり』が出来るものと期待する。」と報じられました。そもそもの問題として2点お尋ねいたします。水素エネルギーはエコでクリーンなのか。水素の輸送・貯蔵技術は確立されているのか、お答えをいただきたいと思ひます。水素エネルギーは、そもそもエネルギー源として利用可能な水素として自然界には存在していないものです。そのため化石燃料などから水素を取り出すためには大量の電気を使い取り出すことになるわけとあります。原料が化石燃料だとすれば水素を取り出す過程でCO₂が発生し、環境に対する負荷が大きいという新たな問題にもなるわけとあります。また燃料電池車（FCV）もそのままでは走ることができないので、一旦、電気でモーターを回す電気自動車である。「エコ」

の発想からすれば電気をそのままバッテリーにためて使うほうがより効率的であり、素人が考えても二重三重のエネルギーのロスになる。従って、単純に電気を電気として使えばバッテリーの充放電による損失が2割程度だとすれば元の電気の8割そのまま使えることになるということも素人でも分かる話であります。

二つは経済的な輸送と安全確保技術が確立されているかという問題です。気体水素は1立方メートルに詰めても100gしか運べないのであります。仮に普通の30立方メートルのタンクローリーに水素を20気圧に圧縮しても600g。20から25tが輸送できるガソリン、タンクローリーなどの液体燃料のほうがはるかに輸送効率は高いと言わなければいけません。気化した水素は嵩張る、漏れる、逃げる、つまり貯蔵には向かないということも科学の世界では常識であります。水素エネルギーについて研究している久保田宏、東京工業大学名誉教授の試算によればガソリン価格140円/ℓとして燃料電池車FCVの燃費は7.64円/km、電気自動車は4.4円/km、またハイブリッド車は5.6円/kmという試算結果を発表しております。すなわち燃料電池車は省エネ車の1.36倍になるという問題が残されております。値段はどうか、燃料電池車は700万円もする、聞くとところによると福島県は200万円の助成をするそうです。

今、いくつかの問題を指摘しましたが水素の製造・輸送・貯蔵の科学的かつ技術的検討はまだまだこれからであります。この計画は水素拠点整備と燃料電池車を、東京オリンピックと結びつけ、大企業の参入で新しい成長戦略として莫大なお金を投入し、推進しようとしているものではないでしょうか。「安全でクリーン、次世代のエネルギー」、果たしてそうなのか、かつて安全で安価と言って原発を推進してきたあのキャッチフレーズを思い出さずにはおれません。

問題はこれが本当に福島と浪江の復興に役立つものなのかどうかということでもあります。どの分野に地元企業が参入し、どれだけの雇用創出を見込まれるのか、お答えをいただきたいと思えます。

山林火災についてであります。4月29日に発生した十万山山林火災は原発避難地域であり、帰還困難区域の火災として、しかも鎮火まで12日間も要したことなど大きな注目が集まりました。私も町民

や県外からお見舞いと山林火災の不安と情報が寄せられました。また町長をはじめ、町の災害対策本部など関係者、多くの方の災害出動と対策に当たられたことに対し、改めて敬意を表するものであります。

今回の災害対応の問題について検証すべき3点を指摘して質問いたします。

1点は火災面積約75ha、延焼期間12日、6300名の出動さらに自衛隊や防災ヘリによる真剣な消火活動が行われました。しかし長期化しました。その最大の原因と問題は何か、初期消火、初動活動も含めて、明らかになった災害対応の反省と課題についてお答えをいただきたいと思います。

2点目、帰還困難区域の山林火災であります。山林火災による放射能飛散と濃縮汚染の調査はどこで実施されているのか、その情報開示をいつ、どの機関で行うのか。汚染焼却灰流出予測とその対策はどのようになされるのかお答えをいただきたいと思います。

3点目、松くい虫による倒木で林道がふさがれ現場活動に困難を極めたことが関係者からも聞かされました。林道は道なき道であったとも言われております。林道整備や放射能防護・消火機材と防災備品・人的配備の先行など今後も予想される原発避難地域における大規模災害の国、県の責任と役割はどうあるべきか、町はその立場で何をどう求めたのかお答えをいただきたいと思います。

最後に憲法9条の改憲策動と共謀罪法案について質問いたします。憲法施行70年の今年5月3日に、安倍首相は読売新聞のインタビューと改憲集会へのメッセージで「憲法9条1項2項は残し、3項に自衛隊を書き込む改正をしたい」という改憲の意思を表明されました。2020年、オリンピックの年までという期限をつけての発言であります。私は事の本質を明確にするため二つの点を明らかにしなければならぬと考えます。

一つは、これまで歴代政権は、自衛隊が9条2項で禁じる「戦力」には当たらないということを利用して合理化するためではあっても「自衛のための必要最小限度の実力組織」と説明してきました。それを今度は憲法9条に「自衛隊を明記」することになれば「戦力としての自

衛隊を憲法で認める」こととなります。基本法である憲法を違憲状態に合わせることであり、本質は明文改憲そのものであると言わなければなりません。

二つは、安倍政権が憲法9条に自衛隊を書き込む政治的な真のねらいは、無制限に海外で武力行使ができるようにし、憲法9条を死文化してしまうということにあります。

それは「戦争放棄」を定めた70年の憲法のこの魂を抹殺することにはほかなりません。戦前の「軍部による無謀な戦争と他国への侵略」、「人権侵害」、そして「絶対的権力独裁」は戦前の反省の上に憲法で「戦争放棄」いわゆる平和憲法を生み出したことは多くの国民が共有していることであります。平和と民主主義、基本的人権と地方自治を定めた立憲主義の放棄につながる重大な問題といわなければなりません。

今、平和憲法の危機が目の前にあります。しかし国民的運動でこの歴史的な政治の反動を押し返すことは未来への責任と言わなければなりません。「安倍改憲」に対する国民の警戒は強まっております。世界に誇れる平和憲法擁護と安倍首相の憲法9条改憲に対する町長の認識を問うものであります。

安倍政権は「テロ対策」、国連の「国際組織犯罪防止条約(TOC条約)」の批准のためと言っておりますが、この条約はマフィアなど経済犯罪に対応するためのものとは全く関係ありません。テロ防止に関する条約はすでに13本制定されており、日本はこの全てを締結し、国内法も整備されております。この共謀罪の最大の問題は、「何を計画し」、何を「準備したか」、277本の法律で警察がそれを判断する、つまり何を考え、何を合意したかが処罰、犯罪の対象になる、内心まで踏み込む、そういう重大な問題であります。それは実際に起きた犯罪行為のみを罰するという日本の刑法の大原則を180度ひっくり返すものにほかなりません。思想や内心の自由を「侵してはならない」とする憲法19条に違反する違憲立法であります。だからこそこれまで3度も廃案にされてきた悪法であります。国連まで持ち出して強行しようとしておりますが、5月18日、国連のジョセフ・ケナタッチ国連特別報告者が「プライバシーや表現の自由を過度に制約する恐れがある」とする書簡を安倍首相に送りました。

この書簡に対して菅官房長官は「個人の資格で調査、報告をする立場であって、国連の立場を反映するものではない」との反論を試みましたが、**「全く言葉は荒いけれども中身の反論は何もない」**と言われる始末であります。改めて、共謀罪は現代版の治安維持法とも呼ばれております。改めて、町民の福利向上に努めなければならない、地方自治体の首長としてこの法案の廃案を求める立場に立つべきと思いますが、答弁を求めて1回目の質問といたします。

○議長（紺野榮重君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） まず、避難指示解除後の実態と復興、生活支援についての（3）の今村前復興大臣の自己責任などの発言の認識を問うにお答えをいたします。

今村前復興大臣の発言は、自主避難者の方々が現在避難しているのは「自己責任」だという趣旨だったと記憶しております。自主避難者の方々も原発事故が要因となって避難することには変わりなく、それを「自己責任」と発言したことは適切ではないと考えております。

議員お質しのとおり、永田町あるいは霞が関における原発事故被災市町村の現状認識については、事故後6年という時間の経過によって、間違いなく風化が進んでいるものと認識しております。

風化をさせないためにも、議員各位のご協力を賜りながら私たちの現状を中央に訴えていく必要があると考えておりますので、引き続きのご指導ご協力をよろしくお願いいたします。

次に、最後の政治姿勢についての（1）と（2）について答弁をいたします。

まず、憲法9条改憲の認識について伺うということでございますけれども、憲法問題につきましては、私がかねてから申し上げておりますとおり、現日本国憲法は、平和主義、基本的人権の尊重など世界に誇れるすばらしい憲法だと認識しております。地方自治体の長としての立場からも、これを擁護していくべきものとの考えておりまして、今までとは一切変わっておりません。

2番目の市民的自由の侵害と捜査権拡大の共謀罪法案の認識について伺うということのご質問にお答えをいたします。テロ等準備罪の新設を含む、いわゆる「組織犯罪処罰法」改正案については、現在参議院で審議中であります。テロを含む組織犯罪を未然に防止するために万全の体制をとる必要がある一方、国民の一般的な社会生活上の行為が過度に規制され、監視社会を招き、プライバシー侵害

にならないように慎重な議論が必要であると認識をしております。

従って、国会における審議においては、今後注視してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁は3点。残りの質問に対しては各担当課長が答弁いたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（武隈吉美君） 1の（1）、①の避難終了届出件数についてお答えいたします。5月31日現在の避難住民届の件数でございますが、105件でございます。1人1枚なので105人ということになります。世帯数につきましては59世帯。年齢層につきましては60歳以上が66名、全体の約3分の2を占めているというようなことになっております。

続きまして、（2）の解除前、解除後の地目別再除染の実態等についてお答えいたします。町内の面的除染後の措置についてですが、面的除染後、半年から1年以降経った後に事後モニタリングを行い、その中で除染効果が維持されていない箇所があった場合には必要に応じ、その場所・状況に応じ、追加でフォローアップ除染を行うこととなっております。

事後モニタリングにつきましては、除染を実施箇所全てにおいて実施しており、フォローアップ除染につきましてはその結果を基に宅地を中心に実施しております。今後、町といたしては、住民の安全確保のためにも宅地に限らず、除染を徹底するよう求めてまいります。

○議長（紺野榮重君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） 医療・介護サービスなど訪問調査の要望と対応はというご質問にお答えいたします。

避難指示解除後の帰還の実態把握及び訪問については、社会福祉協議会のサポートセンターの職員2名二班体制で町民宅などに巡回訪問を行っており、専門的な見地から状況把握に努めているところでございます。

また、4月より介護福祉課、健康保険課、社会福祉協議会により、月1回程度、町内支援者連絡会を開催し、情報共有を行っております。その中で、色々な課にまたがる問題もあることから、支援が必要な方については、関係各課に引継を行っております。

要望といたしましては、高齢者においては健康上、身体上に不安があるという声があるものですから、その方については、健康保険課および介護福祉課の保健師による巡回訪問において、健康相談を実施し、必要に応じた対応をしているところでございます。

主な対応といたしましては、医療機関の受診、サポートセンターの利用について、積極的に勧めているところでございます。

そのほかに、高齢者の急病など緊急時の迅速な対応を社会的孤立の解消を図るため、概ね65歳以上のひとり暮らしの高齢者等に対し、緊急通報システムの貸出しを行っております。現在の貸出し件数は、6件となっております。今後も利用促進の周知をしてまいります。

また、交通手段のない方については、デマンドタクシーの利用方法等の説明を丁寧に行っております。

○議長（紺野榮重君） 健康保険課長。

○健康保険課長（鈴木政己君） ご質問にお答えします。医療機関に關しまして、訪問調査の要望と対応であります。以前の避難先で受診はできているが、町内に診療所の他に医療機関があれば助かるというご意見がございます。

町といたしましても、歯科、眼科医院等は最低限必要と認識はしているところでありますが、医師の確保や病院等の運営に対します支援等の課題は山積しております。大変厳しい状況にあります。

今後、国、県、町、病院機関関係者の方々と再開に向けましたさらなる協議をいたしまして、医療の充実を図っていかねばならないと考えているところでございます。

以上よろしく申し上げます。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） ④の捕獲イノシシなどの処分の問題と今後の対応についてのご質問にお答えします。

まず被害報告でございますが、平成28年度は159件であります。平成29年度は、現在のところ39件であります。それから捕獲頭数ですが、平成29年度は、現在のところまで47頭であります。

それから捕獲隊であります。9名から本年は13名に拡充いたしました。活動日も各週2日から3班で週4日の活動を行っております。

捕獲隊報償ですが、イノシシ1頭につき2万円の報償と町費で単独上乗せ5000円の計2万5000円の捕獲隊報償を支払っております。

それから活動報償ですが、これは平成28年度から1回につき1000から5000円に増額しました。今年で2年目になります。イノシシ埋設頭数は1335頭です。保管冷凍は0頭でございます。今後の掘り起こし処分の焼却予定は1300頭になります。これまで捕獲したイノシシは、マリンパーク敷地内に一時埋設しているところであります。昨年度28年度には、埋設したイノシシを掘り起こし、細かく切断して、燃えやすいおがくずと混ぜて、焼却処分するというのを、試験的に行いました。その結果、燃やした後、周辺環境に影響は見ら

れない状況のため、北部衛生センターの稼働に応じ、段階的に処分していきたいと考えているところであります。

○議長（紺野榮重君） 総合窓口課長。

○総合窓口課長（居村 勲君） 家賃賠償に関する質問に対し、お答えをいたします。東京電力に確認しましたところ、賠償状況のデータにつきましては、上書き更新されるということで年度ごとの集計は困難ということでございましたので、平成29年5月2日現在、賠償件数は約4100件、賠償金額は約46億円であります。家賃賠償につきましては、「避難指示解除後の相当期間1年」として平成30年3月までの賠償がされているところでありますが、先ほど、町長が松田議員のご質問にお答えしましたとおり、町内の帰還環境が十分に整っていない現状を踏まえ、その継続を求めていく必要があると考えておりますので、関係機関との連携も視野に入れながら、「その終了時期について、避難指示解除後の実際の状況を勘案し、柔軟に判断されること」を引き続き、国・東電に求めてまいります。

○議長（紺野榮重君） 生活支援課長。

○生活支援課長（清水 中君） 仮設住宅の説明会につきましてお答え申し上げます。

仮設住宅等の供与期間は、現在のところ平成30年3月末となっておりますが、復興公営住宅への入居や住宅再建等により、入居者数の急激な減少が起きており、浄化槽や受水槽等の設備の不具合、入居者間の自助・共助が保てないことによる防犯・防災面での不安等、様々な問題が起きております。

加えて、仮設の所在自治体より、すみやかな用地の返還を求められておりまして、町としても、供与期間終了時には、仮設住宅用地を明け渡さざるを得ない状況となる部分もあるため、県同席のもと、このような説明会を開催して、状況等をお話いたしました。

しかしながら、様々な諸事情により、町が示した時期までに、退去が困難な方に対しましては、柔軟な対応を心掛け、個別に相談に応じてまいります。

○議長（紺野榮重君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） 災害公営住宅の家賃軽減措置の検討についてお答えさせていただきます。現在、幾世橋地区に整備中の災害公営住宅につきましては「東日本大震災特別家賃低減事業」また旧雇用促進の住宅を改修中の福島再生賃貸住宅につきましては「福島再生賃貸住宅家賃低廉化事業」を活用し、入居者、特に低所得者の方や高齢者の方への家賃軽減措置を実施いたします。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） それでは、質問事項2番目の帰還困難区域の拠点整備について。まずは（1）といたしまして、復興拠点認定4基準の問題についてお答えいたします。

お質しの復興拠点認定4基準とは、福島復興再生基本方針との適合、区域の適切性、区域の復興・再生への寄与、計画の確実な実施見込みであるかと思えます。

現在のところ詳細な取り扱いは示されておりませんが、区域の適切性については除染により、放射線量がおおむね5年以内に、避難指示解除に必要な基準以下に低減する見込みがあること。

「区域の復興・再生への寄与」につきましては、住民の帰還や事業活動によって、想定した土地利用が実現する見込みがあることなどとなっております。

今後、認定基準の内容が示されてくると思いますが、整備計画の認定に当たっては最大限、町の意向や地域の実情が尊重されますよう柔軟な対応を求めるとともに、詳細な取り扱いについて協議してまいりたいと考えております。

次に、復興拠点整備と地域再生の基本的考え方についてのご質問にお答えいたします。

帰還困難区域の再生につきましては、復興計画第二次におきまして、たとえ長い年月を要するとしても、帰還困難区域の全ての地域を1日も早く避難指示解除するという確固たる決意をもって、政策の企画・立案を行うと定めております。

まずは、今回改正された福島特措法に基づき、「復興拠点」の整備計画を、国・県と調整しつつ策定いたし、その上で、帰還困難区域全体の今後の整備方針を定めたいと考えております。

国に対しましても町の方針を踏まえ、早急に除染を含めた帰還困難区域全体の整備方針を示すよう要望しているところでございます。

3点目の津島地区における要望と課題の取り組みについてにお答えいたします。

拠点整備に係る計画策定にあたりましては、帰還困難区域の抱える課題解決を図るべく、区長会や地域の意向を十分踏まえながら策定してまいります。この度いただいた津島区長会の要望につきましても、拠点整備に係るものから、多方面にわたり、検討・対応が必要なものもございますので、それぞれ町担当課や関係機関と協議しながら、検討・対応してまいりたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） 次に、3番のイノベーション・コース

ト構想と浪江の水素拠点についての（１）水素製造施設の問題についての①場所、規模、事業費の試算と負担についてのご質問にお答えいたします。

まず場所、規模につきましては、水素プラント4.5ha、太陽光パネル36haの設置が可能な用地が必要とされており、棚塩産業団地の一部と防災集団移転促進事業で買取りを行いました棚塩・請戸地区の用地の一部を事業実施場所として応募しております。

また、事業費の試算と負担につきましては、立地場所や関連インフラの整備を地元自治体で実施し、その後のプラント等の建設については事業者が行うものとなっております。事業費としては今後実施いたします基本設計、実施設計の中で算出してまいります。

なお、立地自治体としての決定がなされておりませんので、プラント建設に係る費用等については把握しておりません。

次に、町としての関与であります。当該事業については、福島県内を実証フィールドとして実施することは、昨年度に発表されております。町では、昨年末にとりまとめた復興ビジョンの中間報告に家庭用燃料電池を活用したエネファームの導入など、水素エネルギーを活用したまちづくりを掲げたこともあり、平成29年4月5日に福島県が照会した大規模水素製造拠点に関する調査の照会を受けて調査表を提出し、先般候補地として推薦されたということでありませ

す。次に、水素エネルギーはエコでクリーンと言えるかについてご質問にお答えします。

水素エネルギーについては、水をはじめとする多様な1次エネルギーから製造可能なものであり、また、本事業において水素エネルギー製造に使用する電気についても太陽光発電によるものであることから、エコでクリーンなエネルギーと認識しております。

次に③番、水素の輸送・貯蔵技術について伺いますのご質問にお答えします。

水素の輸送・貯蔵技術についてですが、昭和30年代より発展を続けており、多様な方法で輸送・貯蔵がなされております。世界最大規模の水素プラントが建設されることにより、きたるべき水素社会実現に向けて輸送・貯蔵の技術がより一層発展するものと期待しております。

次に④番。地元企業参入と雇用創出の具体的効果についてのご質問にお答えいたします。

今後、立地自治体として決定された場合には、国・県・事業者と一体でプロジェクトを推進していく中で、地元企業参入、雇用のあ

り方について協議していきたいと考えております。

また、将来の水素社会の実現に向けて、水素関連産業の積極的な誘致や、町で推進しておりますスマートコミュニティにおける積極的な水素エネルギーの活用等を通じて、地元経済の活性や雇用の創出を実現していきたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 総務課長。

○総務課長（山本邦一君） 大きい4番、山林火災についての（1）原発避難地域の災害対応の諸問題についての①長期化した最大の問題は何かという点についてお答えします。

先に12番議員のご質問にも答弁したとおりでございますが、長期化した原因としてまず考えられるのが、出火点が十万山の山頂付近であったということ。二つ目が奥山の林野火災で当初は空中消火に頼らざるを得ない、つまり地上部隊の投入までかなり時間を要したということでございます。三つ目として乾燥期でございまして、また積み重なった腐葉土の中で火がくすぶり続けたということもございまして。

さらに原発避難地域特有の課題でございますが、消防団員が広域に分散避難しており、広域消防署の後方支援も含めて、十分な消火活動ができない状況にあった点も上げられます。それらが火災が長期化した大きな要因ではないかと考えております。

また、奥山の林野火災による課題であるとも認識しているところでございます。

続きまして、2番目の山林火災による放射能飛散と濃縮汚染、流出などの調査と対策についてお答えします。

山林火災の期間中は県においてサーベイメーターにおける測定、簡易型モニタリングポストによる測定を行いました。調査については鎮火一週間後の5月17日まで行っており、この結果については県のホームページでも確認することができますが、火災により、大きな変動は確認されませんでした。

また5月17日及び18日に林野庁、県、町、消防等の関係機関で、現地に入り火災跡地の実態調査を行いました。現在、放射性物質にかかる動態調査等の分析、評価を行っているところでございますので、詳細が分かり次第お知らせいたします。

なお、林野庁が現地調査した上での、現時点での所見としては、土砂の流出など、沢筋に対する防御は必要なく、高瀬川への影響はないだろうということでされております。

今後、分析、評価の結果を踏まえ、必要に応じて対策を求めてまいりたいと考えております。

3点目の林道整備・大規模災害対策の国の責任と役割についてお答えいたします。

本火災における国の関わり方としては、当然ながら林野庁が災害対策本部に加わり、また、消火部隊の案内役として職員を配置し、積極的に消火活動に関与いただきました。そのような中、林道が倒木等により管理されていない状況にあったのは事実ですし、今後、国において林道の維持管理に努めるよう要請してまいります。

また、今回のような帰還困難区域内の林野火災、大規模火災では、国による財源支援だけではなく、迅速な災害対応のため、国と関係機関の現地本部への参画がまさに重要と考えております。今般、復興庁が12市町村の将来像を検討会で示した避難地域消防団広域連携支援会議の中で消火活動や消火体制等の在り方について協議していくことになるかと思いますが、国等の役割についても言及してまいりたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 暫時休議します。

（午後 2時36分）

○議長（紺野榮重君） 再開いたします。

（午後 2時39分）

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 避難終了届出件数についてはわかりました。

いずれにしても66歳以上が約7割に及んでいるということですから、高齢者に対応した環境整備、生活支援というのが求められると思います。先ほどの答弁では、別な課でしたが緊急通報システムの6件ほど申し込みがあったということですが、先ほど松田議員の質問にもありましたが、実態が中々つかめないということであれば、緊急通報等システムの配備の拡充についても意識的に進めていく必要がある。どう取り組まれるかお尋ねをいたします。

それから、再除染の問題ですが、モニタリング調査をして必要に応じて追加除染をすると。これでは答弁になっていませんよ。再除染はどういう形で、もっと言えばどういう基準で、宅地で言えば何件の除染があったのですか、実施されたのですか。また町は様々な意見が出てきているわけですから、町民から意見が出されているわけですから、それを環境省にどう届け、町の考えと環境省との考えの突き合わせ、その上で再除染を推進するという取り組みがなされているのかどうかということでもあります。

それから、介護の訪問調査についてであります。社協が2名の専門家を配置してということですが、専門家を配置したからそれでいいのではない。私は、まだ帰還している人は少ないけれども、社協が訪問調査をしているということであれば、具体的にどういう要望が出されているのですか。ということを知りたいわけであり。因みに高齢者は健康の不安があると、健康の不安というそういう一般的なことだけでは、どういう要望が出されたのかということ町民には納得いく説明ができない。今少し具体的な説明をしていただきたい。

それから、医療の問題では課長答弁のとおり、歯科、眼科あるいはその他の診療科目も含めて、早急に再開できるようになれば良いなど私も思っていますが、先般、新聞報道されたところによれば双葉地方の医療関係者の再開希望は26.5%だとそういうアンケート結果もなされております。非常に厳しいと思います。だから開業医の話合いもさることながら、県や国と避難解除したわけだから、その条件整備をどうするのかということ具体的に詰める必要がある。避難解除の説明会で線量が高いでしょう。医療や介護はどうなんですか。こういう質問がなされました。出席した政府役人なんて答えたか。安全だから戻って生活できる状態が回復したから避難解除しますと、こういうことを言っているわけです。それは実態としては全くそうになっていないということですから、改めて避難解除した国の責任を問うべきだと。町長もそれを容認したわけだから、このことに対して具体的にどう展開していくのかということ詰める必要があると思います。非常に重要な政策的、政治的な問題です。町長の答弁をお願いしたいと思います。

それから、イノシシの問題、2万5000円になったというけれども、これは一頭2万5000円ということであって、捕獲隊に一人2万5000円ではないんでしょう。10人いれば10人、13人いれば13人で配分するわけでしょう。だから単に、日当は2万5000円というある意味では、さばをよんだ金額では捕獲隊のご苦労に答えることにはなっていないと思います。だから改善の問題を入れたんです。浪江町に8時までに来ているということは、私、8時10分に114号であったわけだから、津島から町まで約25分かかるでしょう。そうするとここには7時30分前後には到着しているということです。そういうご苦労もある。冬場の苦労を考えればなお大変だ。問題は処分の問題です。北部衛生センターで、やがては焼却処分をしたいということですが、今埋設ですよ。1355t。マリパークの後ろに埋めているということだけれども、環境ではマリパークの裏だから良いとか

悪いとかという判断ではなく、衛生的である意味では今の設備の最先端を利用するというか、相馬にあるようなああいう冷却、焼却処分をする。こういう措置も考えるべきだと。これは私は浪江単独では中々難しいと、国の補助金はあるけれども、広域で対応するべきだと思うのです。そういう方向で検討するかということが一つ。

検討するとすれば、いつまでそういう目安をつけるのかということについてお答えをいただきたいと思います。

家賃賠償の問題です。借家の実態について時間がありませんから先ほど登壇で申し上げました。仮設住宅の人もこれから復興公営住宅に移るでしょう。あるいは復興住宅には既に2486戸のうち1592戸が決定していると。家賃賠償では29年5月現在で4100件、46億円、これは4100件というのと、年間とは考えられないのですが、仮に年間だとすれば、年間でやるとどうなのかということの一つ確認しますね。その上でこれだけの人達が家賃賠償を請求しているわけです。これが来年3月で打ち切りになる可能性がある。そこで心配をしているわけです。ここで二つ質問します。帰還困難区域を除いて避難指示が解除されました。避難指示を解除された町民は自主避難ということになるのかどうなのか。それが一つ。

それから二つ目に家があっても帰れない。まさに個別事情ですよ。そういう場合具体的に賠償請求100%承認をしてもらう必要がある。受理してもらう必要があると思うのです。だから単なる用語の説明ではなくて、言葉遊びではなくて個別事情によるというのであれば、浪江の実態が今ほど言ったような実態なわけだから、これが来年の3月に打ち切りになると言ったら大変なことですよ。だから私は賠償継続求めるべきだと。その上で災害公営住宅の家賃の減免、これはいろんな公営住宅、雇用促進住宅など減免措置を考えているということだけれども、今日は言わなかったけれども、いわきでは公営住宅に入居した場合、3年間は50%、例えば最低ラインで9300円ですから、半分で4600円になると。4年から5年目は25%減免、6900円になる。それからずっときて、例えば418万円が超えて417万円の場合、家賃4万5100円、それが50%減免だから計算しなくても分かるとおり2万2500円になる。4年、5年目は3万3800円、これだけでも助かるわけです。先ほど課長が言われた云々かんぬんの減免制度を実施すると言った場合、具体的にこのランクに当てはめてどういう減額になるのかお答えをいただきたいと思います。

最後の件は再々質問でやります。

○議長（紺野榮重君） 町長。

○町長（馬場 有君） 再質問にお答えいたします。歯科、眼科あるい

はそういう医療機関の充実、これは避難指示解除後に色々とその前に官民合同チームとタイアップしながら地元で開院していた歯医者さんです。そういう方々と職員が接触しながら再開できるか、できないかやってまいりました。色々事情がございまして、結論は出ておりませんが何とか浪江町に帰還したいという話もお伺いしております。

先ほど午前中から暮らしの買い物の状況についてもやはりうちの産業振興課の中で官民合同チームと一体となってスーパーマーケット、あるいはドラッグストアそういうものに対して打診をしております。

先ほど答弁しましたように、若干出店に当たってはいろんな条件もございまして、その辺を精査していかないと私どもの財政を負担するわけにはいきませんので、その辺は国と容認にあたっての一つの要望事項でありましたから、これは国と協議をしながら精査をして詰めていきたいと思っております。

とにかく、いずれにしても帰還なされている方々がいらっしゃいますので、一日も早く施設整備それは設置していきたいと考えておりますのでご理解をお願いしたいと存じます。

○議長（紺野榮重君） 本間副町長。

○副町長（本間茂行君） 私からは除染のことで再質問にお答えいたします。

宅地を中心に再除染をしております、概ね宅地平均で1μSv超えるようなところ、また1μを超えていないところでも周り比べて明らかに高いところ、住民の不安の声があったところ、それら現在237件対象に実施しております。そのうち、今施行中のところが3件で、解体してからやったほうが良いというのが17件あります。現在、まだ20件やるというわけです。ただ、これはその4の工事が3月までに終わって、それで事後モニタリングをやると、やはり高いというところが出てくるので、この237件で終わるのではなくて、どんどん積み上がってくると思っていただいて結構です。

環境省との協議については、日頃から環境省職員が常駐しておりますし、2週間に一度高線量会議ということで私も出席をして、環境省と実際、最除染したところはどんな除染したんだと、もっとすることあるのではないかとということを詰めておまして、そういう場でも町としては随時要望を言ってやってもらっているという状況でございます。

次に、イノシシの広域的な処分、埋却の部分だけ私から申し上げますと、イノシシは議員お質しのとおり広域で考えなければいけな

いということで、双葉郡の中でも同じでありまして、どうやったら処分できるのかということをご悩んでおります。そういうこともありまして、北部衛生センターを活用できないかということで試験的な処分をやってみたわけですが、これがまだ稼働状況が十分ではないものですから軌道には乗りませんが、そういう稼働状況を踏まえて、北部衛生センターなので当然浪江から優先したいと思いますが、いづれ広域的に処分は考えていく必要があると思っております。

○議長（紺野榮重君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） 緊急通報システムの件でございますが、現在、高齢者の一人暮らしの方ということが対象ということで運用をしておりますが、実際に高齢者の夫婦の方であっても同様の事情がある方もおられますので、その辺は柔軟に対応しているところがございますが、さらなる範囲の拡大を検討させていただきたいと思っております。

社会福祉協議会の訪問で、どういう要望があるかということでございますが、先ほど健康に不安があるんだという方の声もあるということでございますが、基本的に介護サービスの要望というよりは、日常の買い物の充実とか、イノシシのお話とか雑草の話とかそういう要望があるということでございます。

○議長（紺野榮重君） 総合窓口課長。

○総合窓口課長（居村 勲君） 家賃賠償のところでは件数4100件とありましたが、それは年間かどうかということでございますが、これは積算件数であると聞いております。また、解除された場合自主避難になるのかというご質問ですが、この件に関しましては、国からそういった指示等はございませんので、その辺は確認したいと思えます。確認しましたらば議会にお示しをしたいと思えます。

○議長（紺野榮重君） 産業振興課長。

○産業振興課長（岩野善一君） 一つイノシシの報償で捕獲隊の処遇改善のことではございますが、先ほども一日当たり1000円から5000円に改定したというのが今年で2年目に当たります。それらの改定状況も踏まえて、捕獲隊と年に何回にもわたりまして打合せ等をしてますので、実態とよく現場の声なども聞きながらどうなのかという形も整理していきたいと思えます。

○議長（紺野榮重君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、減免の内容についてということでの質問にお答えいたします。住宅、まずいわき市の例を挙げさせていただきましたが、住宅によっては設置場所、面積等々によって違いますので、今回導入する制度の例をもってご説明したいと思

ます。

まず、災害公営住宅で導入します東日本大震災特別家賃低減事業につきましても、月収が0円の場合、家賃住宅制度で決めます、本来の家賃2万5100円ですが、本事業の家賃算定基準が1万600円という形になりまして、そちらに係数それぞれの係数というものがございまして。そちらを乗じた実際の家賃が月額7700円となります。こちらの金額につきましても、当初は5年は補助率が4分の4で家賃の変動がありませんが、6年目、7年目は補助率が4分の3に、8年目、9年目は補助率が4分の2になりまして、10年目で補助率4分の1となり、11年目以降は法定の家賃となります。

続きまして、福島再生賃貸住宅ですが、対象世帯には月収から算出された家賃からさらに50%減額されます。こちらにつきましても月収15万8000円以下の世帯や月収21万4000円以下の世帯で高齢者や小学生以下の子供がいらっしゃる場合で、月収15万8000円以下の世帯は20年、15万8000円から21万4000円の世帯につきましても最長で40年となっております。

○議長（紺野榮重君） 本間副町長。

○副町長（本間茂行君） 家賃賠償の自主避難のところの見解ですが、いったん避難指示を受けて全町民が避難をしたわけですから、避難指示解除になってもそこについては自主避難者ではないという認識です。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 幾つか大事なことがありますので絞ります。

一つは再除染の件ですが、マイクロ以下のところもあると、1以下のところもあると、1を超えているところもあると。

要するに、再除染を希望すれば再除染すると、それが再除染の判断基準だということの良いのかどうか、ここをきっちり今日は確認させてください。

それから、帰還した人あるいは帰還できない人、仮設あるいは復興公営住宅で生活している人等々、様々な問題を抱えております。そこで生活支援員の訪問活動というのは非常に重要だと、勿論それだけに限ったものでないということはお断りしておきますが、その上で、だからこそ復興支援の体制強化が私は求められると、先ほど渡邊泰彦議員は今の数では足りない、もっと増やせという意見も出しましたが、実際、生活支援員は町民の要望、町の考えている方向から判断して足りているのか、足りていないのか。ここが根本問題だと思うんですよ。私は限られた数でやっていると、足りないと思うのです。増員も含めてどういう検討していくのか、お答えください。

い。

それから、イノシシの話が出ましたが、本間副町長これはあくまでも参考資料ですが、私は相馬方部衛生組合の今使っている機材、ドロップアウトしてみました。そしたら、整備工事費は1億5984万円なんですよ。約1億6000万円、そのうち、何と交付金が7990万円、8000万円なんですよ。だから50%が交付金だと、そのほか復興特別交付税等も充当しているので、広域で造った施設の持ち出しは、非常に少ないとゼロとは言いませんでした。これが実態です。

だから試しに北部衛生センターで焼却しようかと、これはこれでまた津島でとったイノシシを焼却するわけだから、8000ベクレル超えるわけですよ。そういう問題を考えれば私は広域で早急に検討すべきだと思います。

先ほど答弁された本間副町長早急に検討するこういう立場で事を進めるかどうかお答えください。

それから、家賃の減免色々ありました。でも課長答弁私頭悪いからわからないんだけど、月収15万8000円から21万4000円の人で40年というのはどういう意味なのかな。減免期間が40年、話が全然理解できていないんです。

従って、私が町に求めたいのは町独自の減免制度が必要ではないかと。あれこれの減免制度あるならばそれはそれで良いですよ。それに上乘せをすると、こういうことがやはり文字どおり町民に寄り添った生活支援、町に戻って来ても安心だと。あるいは町外に生活しても安心だと、こういうことになってくると思います。

それから、今一つ、復興公営住宅は県ですから、県に対しても家賃減免制度、復興公営住宅の家賃減免制度を求めていく必要がある。これはお答えください。どう対応するか。時間なくなりますね。

仮設住宅のところで1点だけ確認をしておきます。要するに仮設住宅は終了期間までというのだから、来年3月まで明け渡すということで、町としては柔軟に対応すると、説明会でやったような9月末で出て行ってほしいとそういう態度はとらないということですね、そここのところ柔軟対応の中身の問題として確認をさせていただきます。

それから、帰還困難区域の問題。要するに復興拠点認定4基準、色々ありました四つ、課長分かっていると思うんだけど、大きくは20mSv以下になるところこういうことですので。帰還困難区域今低い所もありますよ、しかし拠点区域の認定条件として年間追加被曝20mSv以下になるところというところに限定されれば極めて範囲は狭くなると。だから私は、津島区長会の我々の真の復興拠点と

は自分の家であり、田や畑であると。

従って、国で考えている町で考えている復興拠点を進めつつも全体の除染計画、全体の地域再生計画これを進めるべきだとかこういう立場で町は計画をつくるべきだし、県と協議すべきだし、国に求めていくべきだと。4基準で言ったらそれこそ分かり易い話、庭先ぐらゐの話になってしまいますよ。津島全域は私の記憶では多分23㎢あると思うんですよ、浪江町の約10%ですから。そうすると4基準を当てはめてこれが計画ですよ。これが基準ですよということになれば正に津島地区は消滅する。その他の帰還困難区域も全く手つかずの状態になる。絵に描いた餅になると、そうさせないということで町の計画を作る必要があると思うんです。どうするかお答えください。これも非常に重い問題だから私は町長に答弁を求めたいと思います。

それから、イノベーション・コースト構想、エコなんですか、クリーンなんですか。課長は最も明快な答弁をしました。エコです。クリーンです。言い切りました。果たして空気中からあるいは水から水素をとる。どれだけの費用がかかるんですか、やっているとしたらまだ試験段階でしょう。化石燃料からとるというそれが最大の選択肢になってくるのではないかと。そうすると新たな環境汚染の問題です。しかも、水素をとるために電気を使うんですよ。太陽光発電だからこれもエコです。まずどういう計画だ詳細設計はわからないけれども、電気自動車をつくる。電気自動車をつくるって言ったって、これまた電気に変えてモーターを回さなければ走らない。アメリカの自動車メーカー、もう辞めた。水素に頼った電気自動車辞めました。こういうことを宣言していますよ。国家戦略プロジェクトで何を考えているかわかりませんが、本当にこの水素拠点が浪江町の復興再生に役に立つのかどうかということです。どれだけの地元事業の参入が可能なんですか。どれだけの雇用が可能なんですか。実施設計ができていませんからわかりません。ということだけれども、県が正式に決定したんですよ。町に具体的な説明がないはずがない。

従って、改めて水素エネルギーについて町が過大な負担にならないように、しかも地元の復興に役立つようなものにしていくべきだと、どういう方向で事を進めていくかお答えください。

○議長（紺野榮重君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 復興拠点づくりの件についてのご質問にお答えいたします。

やはり、議員お質しのとおり、浪江町の1割の面積を有する津島

地区になってまいりますので、非常に広大であると。従ってこれは時間がかかると思うのです。私はまず一つの点を設けて先日津島の区長会から要望をいただきました。その図面の中に一部の拠点が表示されました。その点を別な点に移して行く。そしてまたその点に移して行って時間はかかりますけども線に結んでこれを面にしていく。そういう考え方でいきたいと思うんです。

この点ができないと何と言いますか、次のステップにいかないと考えますので、まず点をつくって点から点、そしてそれを線で結んだ面に考えをもっていきたいとそういうことでありますので、ひとつご理解を賜りたいと考えております。

それから、仮設住宅の件です。事務的には担当課長から補足があると思いますが、まず私に来ていることについてお話させていただきたいと思っております。

議員も色々政治活動をやっている議員の耳にも出ていると思いますが、やはり私ども避難先の自治体で仮設住宅を造っていただいています。避難している先の自治体の中で、自分達で使う計画があるんですね。その計画に基づいてそろそろ撤去をして、そして従来の避難先の自治体の計画をそこに具現化していくということで私も再三言われています。何とか町長お願いできませんかということで、その場合の私どもの町民の方々のために何とか集約をして、例えばそこに該当していない仮設に移行していただけないかという手法をとっていきたいと思うんです。無理矢理退居してくださいという意味ではないんです。ないんですが、避難先の自治体での計画があるものですから、そこを何とか理解していただいて集約化された仮設に移動していただくと、そういう考え方で今後は説明会には臨んでいきたいと思っております。

私の答弁で足りない部分は事務的に補足説明させますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（紺野榮重君） 本間副町長。

○副町長（本間茂行君） 私からまず除染についての再質問にお答えいたします。

町としては、長期的に1 mSv以下を目指すとっておりますので、帰還したいけれども高く心配だと、宅地の平均はこれだけでも、ここだけ高い所がある。という心配の声があれば、何マイクロ以上に限らず作業をしてもらうという姿勢であります。

次に、イノシシの焼却についてでございますが、相馬市でつくっておりますが、相馬市の中では中々実際数をこなすという意味では少し問題があるということも聞いております。

ということもありまして、私ども広域的にみんな悩みは一緒なので、大きい設備がある北部なり、南部なりできないかということで、北部衛生センターで昨年数十頭実際にやりました。やった結果特に環境に変化はないということがわかりました。広域的にもうやり始めているということで、あとは北部衛生センターの稼働をみながら加速をしていきたいと考えているところでございます。

次は、イノベーション・コースト構想の大規模水素製造施設ですが、これは世界最大規模ということで地域経済の活性化、浪江の復興、地域雇用ということで非常に効果があると思っております。議員がおっしゃっているとおり、過大な負担がならないように復興に資するようになってくれと、私どももそう申しながら調査票を出したところでありますので、そういうことは引き続きこれからも申し上げながら誘致に協力していきたいと思っております。

○議長（紺野榮重君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） 生活支援相談員が足りているかということでございますが、先ほど渡邊議員とのやり取りの中で検討するというので申し上げさせていただきました。6月1日付けで南相馬市の出張所に生活支援相談員を2人補充したということを社会福祉協議会から聞きましたので訂正をさせていただきます。

生活支援相談員につきましては、現状で足りているのかという部分については必ずしも足りているという認識ではございませんが、今後とも必要とあらば補充をしていくという認識でございます。

○議長（紺野榮重君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） 先ほどご説明しました補助期間40年はということについてご説明いたします。

先ほどご説明したのは、福島再生賃貸住宅について対象世帯の月収で15万8000円から21万4000円の対象世帯がなおかつ高齢者世帯と言いまして、60歳以上の世帯が最長で40年間家賃の低減化の対象だということになります。

例えて申しますと、今回の場合月収が15万8001円から18万6000円の世帯、こちらが例えて申しますと1LDK3万4300円がこちらの低減化の事業を使いますと1万7100円になるということになります。

なお、それぞれ家賃の低減の期間については、子供がいる世帯等の要件がございますので申し添えます。

町独自の減免制度の上乗せはということですが、今後財源等々の検討も必要ですので検討いたします。

また、公営住宅についての県の家賃制度の減免につきましても要

望を検討していきたいと思ひます。

- 議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。
 - 16番（馬場 績君） 以上で16番、馬場績の一般質問終わります。
 - 議長（紺野榮重君） 以上で、16番、馬場績君の一般質問を終わります。
-

◎散会の宣告

- 議長（紺野榮重君） 本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

なお明日は、午前9時から本会議を開きますので、ご参集を願ひます。

（午後 3時19分）

6 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

平成29年浪江町議会6月定例会

議事日程(第2号)

平成29年6月7日(水曜日)午前9時開議

- 日程第1 請願・陳情の付託
- 日程第2 議案第56号 浪江町行財政長期安定化基金条例の制定について
- 日程第3 議案第57号 東日本大震災等による被災者に対する平成29年度の町税等の減免に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第58号 浪江町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第5 議案第59号 浪江町国民健康保険診療所条例の一部改正について
- 日程第6 議案第60号 浪江町棚塩集会所の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第7 議案第61号 浪江町営住宅等条例の一部改正について
- 日程第8 議案第62号 土地の取得について
- 日程第9 議案第63号 工事請負契約の変更について
(橋梁災害復旧工事)
- 日程第10 議案第64号 工事請負契約の変更について
(幾世橋住宅団地(第2工区)造成工事)
- 日程第11 議案第65号 平成29年度浪江町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第66号 平成29年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第67号 平成29年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 議案第68号 平成29年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第15 同意第2号 苅野財産区管理会委員の選任について
- 日程第16 同意第3号 津島財産区管理会委員の選任について
- 日程第17 報告第1号 平成27年度浪江町水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第18 報告第2号 平成28年度浪江町一般会計繰越明許費繰越計算書について

- 日程第 19 報告第 3 号 平成 28 年度浪江町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 20 報告第 4 号 平成 28 年度浪江町水道事業会計予算繰越計算書について

出席議員（16名）

1番	石井悠子君	2番	高野武君
3番	半谷正夫君	4番	紺野榮重君
5番	紺野則夫君	6番	佐々木勇治君
7番	平本佳司君	8番	渡邊泰彦君
9番	佐々木恵寿君	10番	松田孝司君
11番	山本幸一郎君	12番	山崎博文君
13番	泉田重章君	14番	佐藤文子君
15番	吉田数博君	16番	馬場績君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	副町長	宮口勝美君
副町長	本間茂行君	教育長	畠山熙一郎君
代表監査委員	根岸弘正君	総務課長	山本邦一君
企画財政課長	安倍靖君	二本松事務所長兼 総合窓口課長兼仮設 津島診療所事務長	居村勲君
産業振興課長	岩野善一君	住宅水道課長	戸浪義勝君
まちづくり整備課長	三瓶徳久君	教育委員会事務局 教育次長兼浪江町中央公 民館長兼浪江町津島公民 館長兼浪江町図書館長	大原教知君
会計管理者 兼出納室長	鈴木貞孝君	生活支援課長	清水中君
住民課長	武隈吉美君	健康保険課長兼 浪江診療所事務長	鈴木政己君
介護福祉課長	佐藤祐一君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長

清水 佳宗

書 記

柴野 早苗

主幹 兼 次長

吉田 厚志

◎開議の宣告

○議長（紺野榮重君） おはようございます。ただいまの出席議員数は16人であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（紺野榮重君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎請願・陳情の付託

○議長（紺野榮重君） 日程第1、請願・陳情の付託を行います。

今期定例会において受理した陳情2件は、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付した請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託します。

なお、所管常任委員会は、会期中に審議のうえ、議長あてに報告願います。

◎議案第56号から報告第4号の一括上程、説明

○議長（紺野榮重君） お諮りします。

日程第2、議案第56号 浪江町行財政長期安定化基金条例の制定についてから、日程第20、報告第4号 平成28年度浪江町水道事業会計予算繰越計算書についてまでを一括議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。

よって、日程第2、議案第56号 浪江町行財政長期安定化基金条例の制定についてから日程第20、報告第4号 平成28年度浪江町水道事業会計予算繰越計算書についてまでを一括議題とします。

日程第2、議案第56号 浪江町行財政長期安定化基金条例の制定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第56号 浪江町行財政長期安定化基金条例の制定についてご説明いたします。

本案は、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により必要となった施策に要する経費に充てるほか、事故の影響に対する町の行財政運営の長期的な安定化を図るため、原子力損害

賠償基金等を積み立てる基金を設置するものであります。

詳細については、企画財政課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） それでは、ご説明申し上げます。

第1条につきましては、設置の目的でございます。東日本大震災に伴う原子力発電所事故により必要となった事業、施策に要する経費並びに事故の影響に対する町の行財政運営の長期的な安定化を図るため当基金を設置するものでございます。

第2条は、基金の積み立てに関する規定で、今回の補正予算に計上しております原子力損害賠償金及び町長が必要と認めた金額を積み立てるものでございます。

第3条は、基金の管理に関する規定で、基金に属する現金は最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないとすることでございます。

第4条は、運用基金の処理に関する規定で、基金の運用から生ずる収益については、基金に編入するものでございます。

第5条は、繰替運用に関する規定で、基金に属する現金を期間及び利率等を定めて、歳計現金に繰り替えて運用することはできるとするものでございます。

第6条は、処分に関する規定で、第1条、設置の目的に関する経費に充てる場合に限り、処分を認めるものでございます。

第7条は、委任に関する規定で、基金の管理、その他必要な事項は町長が別に定めるものでございます。

附則といたしまして、条例の施行日を公布の日からとするものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第3、議案第57号 東日本大震災等による被災者に対する平成29年度の町税等の減免に関する条例の一部改正についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第57号 東日本大震災等による被災者に対する平成29年度の町税等の減免に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、国民健康保険税と介護保険料の減免について、10月1日以降も減免を継続するとともに、対象者を被災者とするため、本条例の一部を改正するものであります。

詳細については、住民課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、住民課長。

○住民課長（武隈吉美君） ご説明いたします。

議案第57号資料2ページ、新旧対照表をお開きください。

2条は、用語の定義でございます。避難指示区域については、改正前は、第3条の町民税減免の中で定義していたものを本条に記載し、条例全体で使えるようにしたものでございます。

被災者につきましては、避難指示区域の解除の有無及び町内外で区分けして定義しております。

3ページでございます。3条は、先ほど申しました2条での説明のとおり定義を使つての文言を改正したものでございます。

6条及び7条につきましては、減免の対象者として被災者を追加したものです。

附則といたしまして、この条例は平成29年7月1日から施行するところとさせていただきます。

なお、資料の1ページに改正内容をまとめております。

よろしく願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第4、議案第58号 浪江町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第58号 浪江町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、地方税法施行令が改正されたことに伴い、浪江町国民健康保険税条例の一部改正をするものであります。

詳細については、住民課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、住民課長。

○住民課長（武隈吉美君） ご説明いたします。

議案第58号資料2ページ、新旧対照表に沿つてご説明いたします。

23条第2号は5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定について、被保険者の数に乗すべき金額を現行の26万5000円から27万円に、第3号は2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定について、被保険者の数に乗すべき金額を現行48万円から49万円に引き上げる改正でございます。

議案に戻りまして、附則でございます。附則第1号は、公布の日から施行するというものでございます。

附則第2号は、第2条及び第23条の規定については、改正後の規定は平成29年度以降に適用し、平成28年度分までについては、従前の例によるというものでございます。

なお、資料の1ページに改正内容をまとめております。
よろしく願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第5、議案第59号 浪江町国民健康保険診療所条例の一部改正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第59号 浪江町国民健康保険診療所条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、介護保険法第27条第6項の規定に基づく医師の意見書の作成手数料の改定を行うため、浪江町国民健康保険診療所条例の一部を改正するものであります。

詳細については、浪江診療所事務長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、浪江診療所事務長。

○浪江診療所事務長（鈴木政己君） 議案第59号 浪江町国民健康保険診療所条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

それでは、議案第59号資料1ページをご覧ください。改正の趣旨としましては、消費税が改正されたことに伴いまして、浪江町国民健康保険診療所条例の一部を改正するものであります。

改正の内容といたしまして、新旧対照表2ページをご覧ください。

3、複雑な文章の（9）介護保険法第27条第6項の規定に基づく医師の意見書。

ア、施設入所者の新規の申請に係るもの、1通につき4200円を1通につき4320円に。

イ、施設入所者の継続の申請に係るもの、1通につき3150円を1通につき3240円に。

ウ、施設入所者以外のものの新規の申請に係るもの、1通につき5250円を1通につき5400円に。

エ、施設入所者以外のものの継続の申請に係るもの、1通につき4200円を1通につき4320円に改正するものであります。

本来でありますと、手数料の改正は平成26年4月1日の消費税が5%から8%に引き上げられた際に引き上げるところであります。が、消費税を引き上げる条例改正をしていなかったもので、今回改正をするところあります。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第6、議案第60号 浪江町棚塩集会所の設置及び管理に関する条例の廃止についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第60号 浪江町棚塩集会所の設置及び管理に関する条例の廃止についてご説明いたします。

本案は、東日本大震災に伴う津波により大規模半壊となっている棚塩集会所について施設を廃止し、解体を進めるため同条例を廃止するものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第7、議案第61号 浪江町営住宅等条例の一部改正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第61号 浪江町営住宅等条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、町内の災害公営住宅及び福島再生賃貸住宅の管理を開始することに伴い、必要な改正を行うものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） 議案第61号資料に基づき、説明させていただきます。

改正の趣旨であります。町内の災害公営住宅及び福島再生賃貸住宅の管理を開始することに伴い、必要な改正を行うものであります。

2. 主な内容につきましてご説明を申し上げます。

第6条、入居者の資格について改正になります。

第10条は、入居の手続き、連帯保証人の要件を緩和するものであります。

第5章としまして、公的賃貸住宅の管理、第54条から59条は新しく加わるものであります。

福島再生賃貸住宅を公的賃貸住宅として、公的賃貸住宅の管理に努めるものであります。

ポツが三つありますが、真ん中のポツをご覧ください。公的賃貸住宅とは、福島再生賃貸住宅整備事業により、町が買取り整備を行った住宅で、浪江町民に加え、新たに町内へ移住する場合も入居対象となります。町営住宅との大きな相違点は、世帯の政令月収の上限が高く設定されていることとなります。

続きまして、2ページをご覧ください。目次の第5章、公的賃貸住宅の管理、第54条から59条が加わります。

第6章としましては、章番号と条番号の繰り下げになります。

目的、第1条、3ページをご覧ください。町営住宅の後ろに「、

公的賃貸住宅並びに」が加わります。

第2条、設置につきましては、こちら町営住宅のあとに「公的賃貸住宅並びに」が加わりまして、以下町営住宅等といったことに言い換えるものであります。

3条としまして、用語の定義、こちら(2)に公的賃貸住宅、先ほど説明しましたものが入ります。

以下につきましては、項番の繰り下げであります。

4条、入居者の公募の方法であります。こちらに、新たに(4)としまして、町のホームページを加えるものであります。

4ページをご覧ください。第6条、入居者の資格につきましては、こちらにつきましては、福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第28条の規定により、法第23条各項に掲げる条件を具備するものとされるものにあつては、第3号から第5号まででなければならないということを加えております。

第10条、入居の手続き(1)、こちらにつきましては、連帯保証人の件であります。以前につきましては、「町内に居住し、かつ」ということでしたが、今回町内に居住する方でなければならないということの条文を外しております。

6.こちらには町長が特別の事情があると認めるものに対しては、第1項第1号の規定による請書に連帯保証人の連署を必要としないこととすることができるということを加えております。

第30条、収入超過者に対する家賃であります。こちらにつきましては、第59条で準用する場合も含む、後ほど出てきますが、公的賃貸住宅で準用する場合も含むということを加えております。

5ページをご覧ください。第5章、公的賃貸住宅の管理としまして、54条で入居希望者の応募の方法。下段です、下部をご覧ください。第55条としまして、入所者の選考について。

6ページをご覧ください。中段、第56条、入居者の資格及び所得の基準。

7ページをご覧ください。第57条としまして、家賃の決定及び変更について。中段、第58条については、所得状況の報告の請求等について。59条につきましては、こちら先ほど申しましたように準用について記載しております。

8ページをご覧ください。第5章が先ほど申し上げましたが、第5章が加わったことによりまして、第5章が6章になり、あとは条番号の繰り下げとなります。

中段、別表第2条関係ということで、1.町営住宅、これまでの別表の町営住宅に加わりまして、9ページをご覧ください。第10の

御殿南住宅のそこから下に第11から幾世橋住宅団地Aとしまして、22戸載せておりますが、こちらにつきましては、地番で管理するために分けておりますのでご覧になっていただきたいと思います。

10ページをご覧ください。2. 公的賃貸住宅としまして幾世橋集合住宅の80戸を加えてあります。

附則としまして、施行期日としては、公布の日から施行するということとなります。

○議長（紺野榮重君） 日程第8、議案第62号 土地の取得についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第62号 土地の取得についてご説明いたします。

本案は、防災集団移転促進事業に伴い、移転元の宅地等を取得するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） 議案書をご覧ください。

取得する土地の所在地は別紙明細書のとおり、浪江町大字両竹字森合24番1ほか8筆、合計面積6853.38平米、取得予定価格は1569万2640円、取得の相手方は、双葉郡浪江町大字酒井字仲小屋前106番地、中谷勝子氏でございます。

なお、別紙資料としまして、土地取得予定箇所を表示した位置図と、裏面に現在までの買取状況一覧をつけてございますので、ご覧いただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第9、議案第63号 工事請負契約の変更について（橋梁災害復旧工事）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第63号 工事請負契約の変更についてご説明いたします。

本案は、橋梁災害復旧工事について、契約変更を行うものであります。現在の契約金額は1億2798万円ですが、611万1720円を減額し、1億2186万8280円に変更するものであります。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） ご説明いたします。

契約の目的、橋梁災害復旧工事。

施工箇所、浪江町大字樋渡字田和津田前地内ほか1カ所。

契約の方法、指名競争入札。

契約金額、変更前、1億2798万円（うち取引にかかわる消費税及び地方消費税の額948万円）、変更後、1億2186万8280円（うち取引にかかわる消費税及び地方消費税の額902万7280円）

契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字権現堂字上蔵役目17番地1、株式会社泉田組 代表取締役 泉田征慶氏。

工期、平成27年9月16日から平成29年6月30日まで。

続きまして、資料をご覧ください。変更の理由書であります。

変更の内容としましては、仮設工事の構造物撤去工であります。座屈損傷したP3橋脚の撤去方法は、当初ワイヤーソー併用による取り壊しを計画していたが、ジャイアントブレイカーによる取り壊しに変更した為。

資料の2ページに構造物撤去の作業図をつけております。

よろしく願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第10、議案第64号 工事請負契約の変更について（幾世橋住宅団地（第2工区）造成工事）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第64号 工事請負契約の変更についてご説明いたします。

本案は、幾世橋住宅団地（第2工区）造成工事について、契約変更を行うものであります。現在の契約金額は6億9120万円ですが、1485万1080円を増額し、7億605万1080円に変更するものであります。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（三瓶徳久君） ご説明いたします。

契約の目的、幾世橋住宅団地（第2工区）造成工事。

施工の場所、浪江町大字幾世橋字来福寺西地内。

契約の方法、指名競争入札。

契約金額、変更前、6億9120万円（うち取引にかかわる消費税及び地方消費税の額5120万円）、変更後、7億605万1080円（うち取引にかかわる消費税及び地方消費税の額5230万80円）

契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前12番地2、

横山建設株式会社 代表取締役社長 横山佳弘氏。

工期、平成28年11月7日から平成29年9月29日。

続きまして、資料をご覧ください。変更の理由書です。

変更の理由としまして、排水構造物工、当初設計図書で予定していたMV側溝が震災需要の急増により、生産が追い付かず調達できないので、従来使用している勾配調整側溝を使用するため。

2番目に舗装工、県の設計基準により当初設計書で予定していた再生材の砕石が震災後の需要急増により調達できないので、新材を使用するため。

3番目に防火水槽、消防署の指導により2カ所設置の消火栓のうち1カ所を防火水槽に変更するため。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第11、議案第65号 平成29年度浪江町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第65号 平成29年度浪江町一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35億6774万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を303億7974万9000円とするものであります。

詳細については、企画財政課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） それでは、予算書、事項別明細書によりご説明いたします。

9ページをお開きいただきたいと思います。まず、歳入でございます。款9地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税1億3198万6000円の増でございます。

申し訳ございません。ページ、7ページでございます款9でございました。読み間違えました、申し訳ございません。

補正額は1億3198万6000円ということで、浪江東中学校グラウンド整備ほか8事業にかかわる復興特交の増でございます。

次に、款13国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金3億8073万円の増につきましては、浪江東中学校グラウンド整備ほか8事業にかかわる福島復興再生加速化交付金3億7390万5000円の増、並びに泉田川ふ化付加施設等整備事業にかかわる東日本大震災復興交付金682万5000円の増でございます。

次に、款13国庫支出金、項3委託金、目1総務費委託金313万円

の増につきましては、有害鳥獣駆除にかかわる原子力災害避難区域等帰還再生加速化交付金委託金の増でございます。

続いて8ページ、款14県支出金、項2県補助金、目5農林水産業費県補助金144万円の増につきましては、営農再開ビジョン策定支援事業にかかわる営農再開支援事業補助金の増でございます。

次に、款14県支出金、項3委託金、目2教育費委託金250万円の増は、12市町村教育復興推進事業にかかわる福島県教育復興推進事業委託金の増でございます。

続いて9ページ、款17繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金6731万5000円の増は、財源調整による繰入金の増でございます。

同じく、目2浪江町復旧復興基金繰入金4億6284万1000円の増は、今回新設する浪江町行財政長期安定化基金への積立金として、既に基金へ積立てておりました原子力損害賠償金分の繰入額の増でございます。

同じく、目3東日本大震災復興交付金基金繰入金682万5000円の増は、泉田川ふ化施設等整備事業にかかわる繰入額の増でございます。

同じく、目8浪江町帰還環境整備交付金基金繰入金913万3000円の増は、南産業団地立木補償調査にかかわる繰入額の増でございます。

次に、款19諸収入、項5雑入、目1雑入25億38万円の増につきましては、東京電力からの原子力損害賠償金25億円の増等でございます。この賠償金につきましては、昨年6月に行いました財物賠償請求を受け、東京電力から概算払いとして支払われるものでございます。

内訳につきましては、土地が10億円、建物が15億円となっております。

続いて、歳出についてご説明申し上げます。

ページ10ページ、款2総務費、項1総務管理費、目2文書広報費378万3000円の増につきましては、役場庁舎前に設置してごさいます掲示板取換工事の増などでございます。

同じく、目3財政管理費29億8384万2000円の増につきましては、町有建物の損害賠償額を算出するための調査委託料2000万円、並びに東京電力からの原子力損害賠償金を原資といたします浪江町行財政長期安定化基金積立金29億6384万2000円の増でございます。

同じく、目8企画費1599万4000円の増につきましては、泉田川ふ化施設等整備事業にかかわる東日本大震災復興交付金基金積立

金682万5000円の増、並びに南産業団地立木補償調査等にかかわる浪江町帰還環境整備交付金基金積立金913万3000円の増などがございます。

続いて11ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費235万2000円の増は、大平山霊園前に設置いたしました東日本大震災慰霊碑の附帯工事費180万円の増などがございます。

続いて14ページ、款6農林水産業費、項2林業費、目1林業総務費313万1000円の増は、主にイノシシ捕獲用大型檻借上料194万4000円の増などがございます。

次に、款6農林水産業費、項3水産業費、目1水産振興費853万2000円の増は、泉田川ふ化施設等基本計画策定業務委託料でございます。

次に、款7商工費、項1商工費、目7企業誘致促進費937万円の増は、南産業団地立木補償調査業務委託料でございます。

続いて15ページ、款8土木費、項4都市計画費、目6まちづくり整備事業費130万円の増は、木造住宅耐震改修事業補助金100万円の増などがございます。

次に、款8土木費、項5住宅費、目1住宅管理費6212万2000円の増は、福島再生賃貸住宅消火器等購入による消耗品325万7000円の増、並びに既存町営住宅用途廃止に伴う入居者の移転補償及び動産移転補償5600万4000円の増などがございます。

同じく、目2復興公営住宅費263万3000円の増は、幾世橋地区災害公営住宅内に設置いたしますゴミ集積庫6基の建築工事費でございます。

続いて16ページ、款9消防費、項1消防費、目4防災対策費489万4000円の増は、防災拠点施設等基本計画策定業務委託料の増でございます。

続いて17ページ、款10教育費、項3中学校費、目1学校管理費4億5663万5000円の増は、浪江東中学校クラブハウス設計委託料590万円の増、並びに浪江東中学校防犯カメラ設置工事及び浪江東中学校グラウンド改修等工事4億5073万5000円の増でございます。

次に、款10教育費、項5社会教育費、目8震災アーカイブ費500万円の減につきましては、基本計画策定業務委託料の款9消防費、防災対策費への予算組み替えによる減でございます。

続いて18ページ、款11災害復旧費、項2農林水産業施設災害復旧費、目1農業用施設等災害復旧費484万5000円の増につきましては、ため池復旧事業にかかわる調査委託料の増でございます。

また、別紙資料といたしまして、各基金の運用状況をつけてござ

いますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第12、議案第66号 平成29年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第66号 平成29年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、諸手当等の取り扱いの変更により、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万3000円を追加し、予算総額を49億1359万2000円とするものであります。

歳入の主なものは、一般会計繰入金17万7000円を増額するものであります。

歳出の主なものは、総務費、一般管理費17万7000円を増額するものであります。よろしく願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第13、議案第67号 平成29年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第67号 平成29年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51万8000円を追加し、予算総額を28億7787万1000円とするものであります。

歳入の主なものは、一般会計からの繰入金51万8000円を増額するものであります。

歳出の主なものは、普通旅費46万8000円、受講料5万円を増額するものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第14、議案第68号 平成29年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第68号 平成29年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、諸手当等の取り扱いの変更により、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5万8000円を追加し、予算総額を6470万5000円とするものであります。

歳入の主なものは、繰入金、事務費繰入金5万5000円を増額する

ものであります。

歳出の主なものは、総務費、一般管理費 5 万 5000 円を増額するものであります。

よろしくお願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第15、同意第2号 苅野財産区管理委員会委員の選任についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 同意第2号 苅野財産区管理委員会委員の選任についてご説明いたします。

本案は、苅野財産区管理委員会委員の任期が平成29年6月28日までとなっていることから、苅野財産区管理委員会条例第2条第2項の規定に基づき、委員を選任するにあたり議会の同意を求めるものであります。

委員の任期は、平成33年6月28日までとなります。今回同意を求める委員は行政区より推薦のあった方々であります。

よろしくご賛同くださいますよう、お願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第16、同意第3号 津島財産区管理委員会委員の選任についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 同意第3号 津島財産区管理委員会委員の選任についてご説明いたします。

本案は、津島財産区管理委員会委員の任期が平成29年6月28日までとなっていることから、津島財産区管理委員会条例第2条第2項の規定に基づき、委員を選任するにあたり議会の同意を求めるものであります。

委員の任期は、平成33年6月28日までとなります。今回同意を求める委員は行政区より推薦のあった方々であります。

よろしくご賛同くださいますよう、お願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第17、報告第1号 平成27年度浪江町水道事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 報告第1号 平成27年度浪江町水道事業会計予算繰越計算書についてご説明いたします。

本件は、平成27年度において地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき設定した建設改良費にかかわる予算の繰越しについて、同

法第26条第3項の規定により、別紙計算書のとおり報告するものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、住宅水道課長。

○住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、ご説明させていただきます。

なお、本報告は、平成27年度から平成28年度への繰越しのため、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、平成28年6月定例会で報告すべき案件でありましたが、報告をしておりませんでしたので、平成29年6月定例会で報告させていただくものであります。

繰越し計算書により、説明させていただきます。

款1水道事業資本的支出、項1建設改良費、事業名が農集排管渠災害復旧に係る配水管布設替工事となります。予算計上額が1998万円、平成28年度への繰越額は同額となります。

財源内訳は、損益勘定留保資金776万7100円、工事負担金が1221万2900円となります。同時施工の高瀬地区の農集排管渠災害復旧工事の進捗にあわせてための予算の繰越しとなりました。

よろしく願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 日程第18、報告第2号 平成28年度浪江町一般会計繰越明許費繰越し計算書についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 報告第2号 平成28年度浪江町一般会計繰越明許費繰越し計算書についてご説明いたします。

本件は、平成28年度において地方自治法第213条第1項の規定に基づき設定した繰越明許費にかかる予算の繰越しについて、同法施行令第146条第2項の規定により、別紙計算書のとおり報告するものであります。

詳細については、企画財政課長に説明させます。

○議長（紺野榮重君） 詳細説明、企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） それでは、2枚目の繰越し計算書により、ご説明申し上げたいと思います。

事業名、金額、翌年度繰越額の順にご説明申し上げます。

まず、一つ目といたしまして、北棚塩ロボット産業団地整備事業、設定金額が1億3049万2000円、全額繰越しでございます。繰越内容の主なものは委託料でございます。

続きまして、役場機能移転事業1500万円、これにつきましても全額繰越し、繰越内容については委託料でございます。

続きまして、固定資産台帳整備事業1388万9000円、全額繰越し、

繰越内容は委託料でございます。

続きまして、通知カード、個人番号カード交付事業146万8000円のうち139万円3000円の繰越し、繰越内容は事業負担金でございます。

続きまして、経済対策臨時福祉給付金事業2億7480万8000円、全額繰越しでございます。主なものは給付金でございます。

続きまして、認知症高齢者グループホーム建設等補助金1479万7000円、全額繰越し、繰越内容は建設補助金でございます。

続きまして、認定こども園整備事業3億3809万8000円でございます。そのうち、繰越額は2億2798万8000円でございます。主なものは、工事請負費でございます。

続いて、町道小熊田・宮田線道路改良事業3200万円、全額繰越しでございます。内容は委託料でございます。

続きまして、防災集団移転促進事業108万1000円、全額繰越し、内容は委託料でございます。

道路事業2億5697万2000円につきましても、全額繰越しでございます。内容は委託料でございます。

防火促進事業2718万円、これについても全額繰越しでございます。内容は委託料でございます。

続きまして、福島再生賃貸住宅整備事業18億873万5000円のうち11億3991万8000円の繰越し、主なものは工事請負費でございます。

災害公営住宅整備事業幾世橋地区17億4440万3000円、うち繰越額は13億1308万7000円、主なものは工事請負費並びに公有財産購入費でございます。

続きまして、公営住宅管理システム整備事業771万8000円、全額繰越し、内容は委託料でございます。

続きまして、福島県総合情報通信ネットワーク移設事業1064万6000円、繰越額はゼロでございます。

続きまして、浪江町小中学校整備事業浪江東中学校改修7億2163万3000円のうち4億8456万9000円の繰越し、主なものは工事請負費でございます。

続きまして、浪江町小中学校技術室耐震補強事業1767万円のうち1227万円の繰越し、主なものは工事請負費でございます。

続きまして、浪江町小中学校グラウンド整備事業600万円、全額繰越し内容は委託料でございます。

続きまして、浪江町共同調理場整備事業2億1125万円、うち2億709万2000円の繰越し、主なものは工事請負費でございます。

最後に、道路橋梁災害復旧事業1750万円、全額繰越し、繰越内容

は委託料となっております。

以上、よろしくお願ひいたします。

- 議長（紺野榮重君） 日程第19、報告第3号 平成28年度浪江町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（馬場 有君） 報告第3号 平成28年度浪江町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。

本件は、平成28年度において地方自治法第213条第1項の規定に基づき設計した繰越明許費に係る予算の繰越しについて同法施行令第146条第2項の規定により、別紙計算書のとおり報告するものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

- 議長（紺野榮重君） 詳細説明、住宅水道課長。

- 住宅水道課長（戸浪義勝君） それでは、繰越計算書により説明させていただきます。

款1公共下水道事業費、項1公共下水道事業費、事業名が下水道災害復旧事業であります。内容は、川添、樋渡地区の公共下水道災害復旧事業費です。金額が5200万円で、平成29年度への繰越額が5200万円であります。財源内訳は、国庫支出金が4149万6000円、一般財源が1050万4000円であります。

なお、国庫支出金につきましては、事業完了後額確定により請求となりますので、未収入特定財源となります。

よろしくお願ひいたします。

- 議長（紺野榮重君） 日程第20、報告第4号 平成28年度浪江町水道事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（馬場 有君） 報告第4号 平成28年度浪江町水道事業会計予算繰越計算書についてご説明いたします。

本案は、平成28年度において地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき設定した建設改良費に係る予算の繰越しについて同法第26条第3項の規定により、別紙計算書のとおり報告するものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

- 議長（紺野榮重君） 詳細説明、住宅水道課長。

- 住宅水道課長（戸浪義勝君） 繰越計算書により説明させていただきます。

ます。

表中上段、款 1 水道事業資本的支出、項 1 建設改良費、事業名が下水道災害復旧に伴う配水管移設その 3 工事（樋渡工区）となります。予算計上額が6458万4000円、支払義務発生額は2583万円で平成29年度への繰越額は3875万4000円となります。財源内訳は、損益勘定留保資金が1129万627円、工事負担金が2746万3373円となります。

続きまして、表中下段、款 1 水道事業資本的支出、項 1 建設改良費、事業名が下水道災害復旧に伴う配水管移設その 4 工事（川添工区）となります。予算計上額が1307万8800円、平成29年度への繰越額は同額となります。財源内訳は、損益勘定留保資金が356万5474円、工事負担金が951万3326円となります。

同時施工の公共下水道災害復旧工事の進捗状況にあわせてための予算の繰越しとなります。

よろしく願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

◎延会について

○議長（紺野榮重君） お諮りいたします。

質疑については13日に行うこととし、本日の会議はこれで延会したいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定しました。

休会中の活動日程を申し上げます。各常任委員会の招集日は 8 日及び 9 日で各委員長が指定する場所で開催します。時間は、いずれも 9 時 30 分からです。なお、関係課長等につきましても委員会への出席要請があった時は、出席願います。13日は、午前 9 時から本会議を開きますので、ご参集願います。

◎延会の宣告

○議長（紺野榮重君） 本日はこれで延会します。

なお、この後10時10分から全員協議会を開催しますので、全員協議会室にご参集ください。

（午前 9 時 5 3 分）

平成 2 9 年 6 月 8 日 (木曜日)	委員会
平成 2 9 年 6 月 9 日 (金曜日)	委員会
平成 2 9 年 6 月 1 0 日 (土曜日)	休日
平成 2 9 年 6 月 1 1 日 (日曜日)	休日
平成 2 9 年 6 月 1 2 日 (月曜日)	休会

6 月 定 例 町 議 会

(第 3 号)

平成29年浪江町議会6月定例会

議事日程(第3号)

平成29年6月13日(火曜日)午前9時開議

- 日程第1
- 議案第56号 浪江町行財政長期安定化基金条例の制定について
 - 議案第57号 東日本大震災等による被災者に対する平成29年度の町税等の減免に関する条例の一部改正について
 - 議案第58号 浪江町国民健康保険税条例の一部改正について
 - 議案第59号 浪江町国民健康保険診療所条例の一部改正について
 - 議案第60号 浪江町棚塩集会所の設置及び管理に関する条例の廃止について
 - 議案第61号 浪江町営住宅等条例の一部改正について
 - 議案第62号 土地の取得について
 - 議案第63号 工事請負契約の変更について(橋梁災害復旧工事)
 - 議案第64号 工事請負契約の変更について(幾世橋住宅団地(第2工区)造成工事)
 - 議案第65号 平成29年度浪江町一般会計補正予算(第2号)
 - 議案第66号 平成29年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
 - 議案第67号 平成29年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
 - 議案第68号 平成29年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
 - 同意第2号 苅野財産区管理委員の選任について
 - 同意第3号 津島財産区管理委員の選任について
 - 報告第1号 平成27年度浪江町水道事業会計予算繰越計算書について
 - 報告第2号 平成28年度浪江町一般会計予算繰越計算書について
 - 報告第3号 平成28年度浪江町公共下水道事業特別会計

繰越明許費繰越計算書について

- 報告第 4号 平成28年度浪江町水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第2 浪江町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第3 請願・陳情審査報告
- 陳情第 2号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める
- 陳情第 3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について
- 日程第4 発議第 1号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）
- 日程第5 発議第 2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）
- 日程第6 発議第 3号 「共謀罪」法案の慎重審議を求める意見書（案）
- 日程第7 委員会の閉会中の継続審査（調査）について

出席議員（16名）

1番	石井悠子君	2番	高野武君
3番	半谷正夫君	4番	紺野榮重君
5番	紺野則夫君	6番	佐々木勇治君
7番	平本佳司君	8番	渡邊泰彦君
9番	佐々木恵寿君	10番	松田孝司君
11番	山本幸一郎君	12番	山崎博文君
13番	泉田重章君	14番	佐藤文子君
15番	吉田数博君	16番	馬場績君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	副町長	宮口勝美君
副町長	本間茂行君	教育長	畠山熙一郎君
代表監査委員	根岸弘正君	総務課長	山本邦一君
企画財政課長	安倍靖君	二本松事務所長兼 総合窓口課長兼仮設 津島診療所事務長	居村勲君
産業振興課長	岩野善一君	住宅水道課長	戸浪義勝君
まちづくり整備課長	三瓶徳久君	教育委員会事務局 教育次長兼浪江町中央公 民館長兼浪江町津島公民 館長兼浪江町図書館長	大原教知君
会計管理者 兼出納室長	鈴木貞孝君	生活支援課長	清水中君
住民課長	武隈吉美君	健康保険課長兼 浪江診療所事務長	鈴木政己君
介護福祉課長	佐藤祐一君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長

清水 佳宗

書 記

柴野 早苗

主幹 兼 次長

吉田 厚志

◎開議の宣告

- 議長（紺野榮重君） ただいまの出席議員数は16人であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
(午前 9時00分)
-

◎議事日程の報告

- 議長（紺野榮重君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
-

◎議案第56号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第56号 浪江町行財政長期安定化基金条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

- 16番（馬場 績君） 56号について何点かお尋ねをいたします。

第1条と第6条の関係についてが第1点。第1条には設置の目的ということで、原子力発電所事故（以下原発事故）により、必要となった事業及び施策に要する経費に充てるとなっています。そして第6条には基金の処分として第1条の規定に充てる場合に限りということで原発事故にかかわる事業、施策に限るということが限りなく限定されております。

私は、二つのことが考えられると思っています。一つは全町避難、今なお復興生活再建の途上、しかもその初期にあるということから考えれば、原発事故により町のため、町民のため必要な施策事業という意味で処分するという意味はあると思います。同時に今一つは、当然これは長期安定化基金、公金であります。公金という立場から第1条、あるいは第6条で縛りかける、そうした限られた処分ということで後々問題が出てこないのかという二つの側面から考えた場合、検討を要する中身ではないかと思います。

そここのところをどう考えているのかということですが。一般会計に計上されている原発賠償25億円が財源と考えられますけれども、基金の財源は何かということもあらためてお聞きをしたいと思いません。

以上2点お尋ねしたいと思えます。

- 議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

- 企画財政課長（安倍 靖君） ご質問にお答えいたします。

まず第1点目の基金の設置目的について、限定的ではないかというご意見でございますが、第1条に書かせていただいたように原子

力発電所事故の影響により必要となった事業及び施策でございますので、広くいえば、今言ったように避難、そのための施策でありますとか、あるいは除染というのは、今現在国でやっていますけれども、例えば、健康対策でありますとか、そういった広い意味で全て原発事故に起因するものという捉え方をするとということであれば、限定的というような捉え方にあたらないと感じて、こういった設置目的にさせていただいた次第でございます。

さらに財源については、今回補正予算で上がっています原子力損害賠償金を財源として積み立てるとということでございます。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 限定的という考え方は、あたらないということですが、それは第1条、第6条との関係でいうと、こういう事業。そして第6条では、その経費に充てる場合に限りということ条文中では限定的であると理解するのが普通ではないかと思うんです。だから、課長が今答弁されたように、限定的ではないということであれば、今の除染や健康管理対策にも充てるということもあり得るので限定的ではないと。これは解釈論ではなくて原発事故の事業施策に限るということになると。町が考えている、今の答弁を少し幅広い解釈をすれば柔軟な活用もできると、そういう答弁であったと思うんですよね。柔軟な活用もそういう表現はしなかったけれども、町民のために、町のために必要な施策ということから柔軟な処分ということもあり得ると思うんですけども、そうすると、物差しがあってないようなことになるのではないかと、やっぱりさっき言った二つの側面に話が戻るわけだけでも、ある意味では原発事故からの、これは東日本大震災という大きな捉え方が必要だと思うんですけども、そういう立場から町の復興再生にこの基金を使うという大所高所をまず押さえておく必要があるのではないかと。それが第1条では原発事故によりと限定されていると私は判断をせざるを得ないわけですが。そこを町が考えているようにある意味柔軟な処分ができるということであれば、それも踏まえた要綱を作っていく必要があるのではないかと。本来ならばこういう条項を作る場合には要綱も含めて、こういう処分を考えているということを議会に示すべきだと思うんですけども、要綱は現在できているのかどうか。できていないとすれば要綱の制定についてどう考えるかということについて改めてお尋ねをしたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） ご質問にお答えいたします。基金設置目的については、ここに書かせていただきましたが、要は事故前の、

いわゆる通常の行政経費と事故後の原発事故によって生じた特殊な財政事情に備えるためということで、ここで設置の目的をはっきり明確にさせていただいたということで、そういう意味ではある程度基金の使用目的は限定的という言い方になるかもしれませんが、通常の行政経費ではなくて事故後の特殊な財政事情に備えるためだというようなことで基金を設置するということにさせていただいてございます。

それから、要綱については基金でございますので、要綱については策定する用意は今のところはございません。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 今のやりとりで必ずしも堅い縛りをかけると言うものでないという答弁に変わってきていると思うんです。通常の経費というのは原発事故等によるという通常の経費という考え方と、そうではなくて一般的な通常の経費という意味内容になってくるわけね。しかも、その後、原発事故後の特殊な財政事情ということだから広くその町の財政、あるいは町民の生活再建、町の復興のために財政支出の必要がでてきたということで、特殊な財政事情により、この基金を活用するということも可能であるという答弁になってきていると思うんですよね。そここのところははっきり言うと第6条に言う限りということとは矛盾してくる答弁になるんですよ。私はそう理解します。その上で、今課長が答弁された町でも色々検討された上でこの条例提案をされていると思うんですけど、今の質疑で最後の答弁にあった通常の経費、あるいは原発事故後の特殊な財政事情のために支出するということになれば、柔軟な支出もあり得るということなので、それを担保する要綱は必要だと、基金だから必要ないということにはならないと思うんです。これは、これから何年続くか分からないけれども、まさに、浪江町の復興と町民の生活再建のために活用する非常に大事な大事なお金ですよ。その際に、今では具体事例は考えられないけれども、分かりやすく表現させてもらえば、行政の恣意的な判断で町民から考えると、その疑問符が付く支出処分も起こりうるということも懸念されるわけです。そういうことを防ぐためにも、私は要綱が必要だと考えております。町長、このことについてどう検討されるかお答えをいただきたいと思っております。

○議長（紺野榮重君） 町長。

○町長（馬場 有君） 議員お質しのとおり、これは財政長期安定化基金という名目でありまして、将来の行財政に影響を及ぼすような形になってはだめだということで、将来に備えた基金、従って、いろ

んな今まで復興するために加速化交付金であるとか、そういうような助成金補助金そういうものを用いてやっておりますけれども、ただ、そういうものがだんだん先細りになってきた場合も考えていかなくてはならない。そういうことであります。

従って、町民のために柔軟性をもってこの基金を利用していきたいと考えていますので、要綱までは作らなくても将来の財政に影響を及ぼすようなことはあってはならないということで、それを使っていきたいと考えておりますのでよろしくご理解いただきたいと思

○議長（紺野榮重君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第56号 浪江町行財政長期安定化基金条例の制定についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎議案第57号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第57号 東日本大震災等による被災者に対する平成29年度の町税等の減免に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 議案第57号についてお尋ねをいたします。

まず第1点は、ここでいう町税とはということについては、57号資料の主な内容に説明されているとおり、国民健康保険の減免という内容になってくると思います。そこで第1点は2017年9月までという期限付きの上位所得層の減免措置に期限付きの通知がきているわけですけれども、それを上位所得層にも延長すると、そういう延長措置としての条例の一部改正なのかどうかということが第1点。

それから第2条の期限のところ、第2条の減免措置の適用の期限についていつまでと考えているかということが第2点。

それから第3点は、第3条に読み替え適用の条文があります。そこで第3条の原子力災害対策措置法、それから災害対策基本法、これを一番最後のところ6条中という文言の上のところですけども、避難指示区域にあらためると。基本的には現在も原子力災害特措法、あるいは災害対策基本法による様々な特例措置があるわけですけども、これを避難指示区域にあらためるという理由はどういうことなんでしょうかというのが第3点。

それから、最後に提案理由のところちょっと見てください。提案理由には国民健康保険税及び介護保険料の減免について、平成29年10月1日以降も継続するとともに、対象者を被災者とするため、条例の一部改正をする。これまでの条例というか、この条例の見出しも東日本大震災等による被災者となっていますけれども、あらためて提案理由で条例は対象者を被災者とするためという提案理由をあえてされている意味はどういうことなんでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（武隈吉美君） ご説明いたします。

まず1番の上位所得者に対する減免でございますが、2月17日付けで厚生省から東京電力第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域における被保険者等の保険料の免除措置に対する財政支援ということで文書がきておりまして、その中で上位所得者に対しては課税というか支援をしないということがございましたが、今回町は、その部分も年度内は減免するとしたものでございます。

2番目の期限につきましては、毎年度条例を制定しておりますので、この条例に限っては平成29年度期間ということでございます。

3番目の定義でございますが、これは3条の中で定義されている避難区域というのを今回、避難者という定義を設けましたので、先に上げてあった東日本大震災、原子力災害の定義の部分に併せて整理したという形で内容的には何も変わってございません。あとは理由ということでございますが、先ほど、ご説明しましたとおりで、今年の2月17日の段階では、他町村にならしまして厚生省の文書のとおり高額所得者というのは減免措置が打ち切られるという文書なのですが、最初に解除になった区域、それから去年解除になった区域、あと平成28年度に解除になった区域で減免措置の内容が違ってまいります。そのためアイウエオという形でそれぞれの避難者の状態を区分けして定めておいたものでございます。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 第1点目の上位所得者が除外されていたわけだ

けれども、それらも該当するという措置なのかということについては、そうだということが確認されました。

それから第2点のいつまでかということについては、平成29年度内ということで、これも分かりました。条例改正は1年ごとを行うということですので、来年はやらないと言うことではないということになるわけです。

それから第3点目のこれまでの条文規定を避難指示区域にあらためるということについての説明は分からなかったです。課長答弁としては避難指示区域にしても避難者に対する制度適用については内容的には変わらないと逆に内容的に変わらないならば、あえてあらためて避難指示区域にあらためるという必要はないのではないかということになってくるので、ちょっと課長答弁については整合性がないと思います。今一度お答えください。

それから、提案理由に被災者とするためということについては、2月17日の厚労省指示どおりということなので、その後の答弁内容を整理できませんでしたがけれども、要するに提案理由で対象者を被災者としたことは別な行政上の意味があるのではないかと、そのところを整理されているはずだと思うので、再度なぜこうあらためるのかということをお尋ねいたします。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（武隈吉美君） お答えします。3条の部分でございますが、改めて説明いたしますと、3条の新旧対照表右側の部分、この部分は、避難指示区域の定義が表記されております。3条を解釈する上では、間に括弧が入っているので解釈しにくいということでこの定義部分を上の2条でまとめて表示したということでございます。

提案理由につきましては、簡単に申し上げますと、被災者以外の転入者は課税するようになりますので、解除前は町民という一括りですんでいたのですが、今回は解除に伴いまして、住民票の異動が自由になった。そこで被災とは関係ない転入者を区別するためアイウエオというものを設けたものでございます。

○議長（紺野榮重君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第57号 東日本大震災等による被災者に対する平成29年度の町税等の減免に関する条例の一部改正についてを採決し

ます。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎議案第58号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第58号 浪江町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 今回の条例改正については、5割、2割軽減の基準額を引き上げるということです。先の議案で減免条例が継続されるということですけれども、あえて58号の条例改正の立場から質問すれば、今回の所得基準引き上げによって対象者が増えてくるのか減ってくるのかということが一つ出てくるわけです。増えてくるとすれば、基準引き上げによる増加はどの程度ということになるのかについてお尋ねをしておきます。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（武隈吉美君） 今回の軽減判定所得基準の引き上げでございしますが、地方税法の施行令の一部に基づいてやっておるものではございしますが、近年の国保の被保険者に関しましては、所得額が非常に不安定、賠償金等もありまして、本来低い人でも所得が上がったり下がったりしているのが激しい状態でございまして、正確な対象者数というのは掴めない状況でございします。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 条例を提案しているわけだから、町民の暮らしの実態が現下の情勢で不安定な所得状況にあるということは分かります。それは一般論だから。条例を提案しているわけだから、基準が改正されると、そうすると今は減免が継続されているからだけでも、我々議会としては、この条例改正制度改正によって何がどう変わるのかということです。そうすると問題は私たちは対町民との関係で仕事をやっているわけだから、条例改正による町民の影響はどうかという視点が大事だ。行政執行においてもその立場は外してはだめですよ。一般論の答弁では私は不十分だと思います。把握されていないなら把握されていないということまでお答えください。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（武隈吉美君） お答えします。

確定的な数字とまではいきませんが試算した数字としてはもってございますので数を申し上げますと、平成29年度の部分につきまして、均等割の5割軽減者数は913名、2割軽減者数は703名、平等割の世帯数でございます419世帯、2割軽減は313世帯となっております。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） そうすると、平成29年度においてはということだから、今回の所得申告による対象者の数の整理をすることになると。

そうすると、今回の制度改正で対象者は5割で913名、2割で703名、平等割世帯419という答弁ありましたけれども、これは増えることになるんですか減ることになるんですかということです。同体です。

○議長（紺野榮重君） 住民課長。

○住民課長（武隈吉美君） 増減に関しましては、そもそもの対象者数が昨年度と比較して変わっております。世帯数についても減っていると。因みに昨年均等割の5割軽減者数は876人なので若干増えているのかと。あと2割軽減者に対しては705人だったのでほぼ同じ。あと平等割の世帯数につきましては404世帯だったので若干増えている。

あと、2割軽減者数の世帯数につきましては309件だったので微増というような形になっております。

○議長（紺野榮重君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第58号 浪江町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎議案第59号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第59号 浪江町国民健康保険診療所条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 59号についてお尋ねいたします。

引き上げは59号の議案そのものでは、3区分についてそれぞれ引き上げることになっていますが、例えば別表中4200円を4320円に引き上げるというものについては、施設入所者の申請にかかわる医師の意見書。それから、3150円を3240円、90円引き上げですけれども、これも医師の意見書。これは継続の場合です。

それから5250円を5400円に引き上げることについては、施設入所者以外の新規申請、これは150円引き上げると。さっきの原発事故にかかわる基金積み立てではないけれども、介護認定も増えているし、いずれにしても長期避難に基づく身体状況の悪化によって様々な措置を受けざるを得ないとそういう方々のその手数料をわずかではあっても引き上げることについてはいかがなものかと。なぜ引き上げるのかと、引き上げの理由はということ。これだけ引き上げて、浪江町の国保診療収入にその他の収入ということになりますけど、どの程度の収入が見込めるのかということも併せてお聞きしたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 浪江診療所事務長。

○浪江診療所事務長（鈴木政己君） ご質問にお答えします。

この介護保険と診療所の話をちょっとさせていただきたいと思います。まず、お客様が介護保険の申請を介護福祉課にします。それで意見書が必要な方は、診療所の意見書の作成を依頼しまして、主治医が意見書を作成しまして、介護福祉課に交付します。手数料、役場同士でございますので、各診療所から介護福祉課へ請求しまして、介護保険特別会計から国保診療所会計へ役場内の振替票により処理しますということで現金は動いていないというところでございます。でもその3%の分ということでそれは診療所からお返ししなくちゃならないのかと思っています。その金額ということでございますが、3%の分の返却ということで4万3590円ということでありまして。件数は341件であります。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 3%の分の返却ということは、消費税3%引き上げに伴う金額ということですね。そのところ確認しておきます。

[何事か呼ぶ者あり]

○16番（馬場 績君） ということですね。そうするとそういう意味では、自動的に加算される金額だということなのかそうではなくて、町としては今回条例改正して引き上げるということになるのかということですが、そのところお尋ねいたします。

○議長（紺野榮重君） 浪江診療所事務長。

○浪江診療所事務長（鈴木政己君） お答えさせていただきます。

3%の分8%を現在までいただいているという形でございまして、条例上5%でございまして、その分をお返ししたいというところでございます。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 返すというのは会計間の移動のことですね。それを返すということではよろしいかどうか確認します。

それから今1点は今回の引き上げ分については、提案理由に書いてあるように消費税増額変更に伴う料金改正だということですね。そこも確認します。

○議長（紺野榮重君） 浪江診療所事務長。

○浪江診療所事務長（鈴木政己君） お答えします。

そのとおりでございます。

○議長（紺野榮重君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） これらの引き上げに伴う金額は会計間移動処理ということでありまして、4万3000円ということですが、金額は少ないけれども、要するに今回の引き上げの背景には所得層の低い、あるいは実態生活が容易ではない、そういう市民庶民の生活に影響を与えると、それが消費税増だと、それがこういう形で跳ね返ってきているという問題があるということを指摘して、私はこの条例改正については反対という立場を明らかにしておきたいと思いません。

○議長（紺野榮重君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第59号 浪江町国民健康保険診療所条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎議案第60号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第60号 浪江町棚塩集会所の設置及び管理に関する条例の廃止についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

- 16番（馬場 績君） 提案理由にあるように、東日本大震災に伴う津波で大規模半壊になったのでこの施設を廃止するということですから、必要な条例廃止措置だと思います。その上で1点だけお尋ねをいたします。これも議案調査が不十分なままでの質疑になりますけれども、棚塩集会所の維持管理について基金があったのではないかと。もちろん基金には載ってないので基金管理は町では全く関係ないと、それは地区住民の方々の管理になっているということかもしれませんけれども、集会所設置条例を廃止することに伴う地元行政区との関係で、町の財政的な負担というか今回の条例廃止に伴って、町は地元行政区とどういう話し合いをして今回廃止条例を提案されたのかということについてお尋ねしておきます。

- 議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

- 企画財政課長（安倍 靖君） ご質問にお答えします。

この集会所廃止に伴いまして、地元の区長、あるいは行政区の総会等で事情については説明させていただいております。地元の方の了解もいただいたところでございます。

- 議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

- 16番（馬場 績君） 地元行政区とは話し合い済、了解済みということですが、記憶の範囲内で質問するというのは大変失礼なんですけれども、集会所の維持管理に町も一定の財政支出をしてきていたのではないかと。それらについてどう処理されたのかということです。記憶の範囲内での質問で大変恐縮なんですけれども、町がこれまで関係した部分があるのか、ないのか。財政的な支援があったとすれば、どういう支援措置をして、今回、施設の廃止との関係でそれらがどうなるのかということです。お尋ねいたします。

- 議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

- 企画財政課長（安倍 靖君） お答えいたします。

集会所については町の施設でございますので、修繕とかそういった経費については町負担で行っております。それから通常の維持管

理については行政区と委託という形ですが、委託料については支出はございません。それから今後の町の財政負担といいますと、これから解体する予定でございます。こちらについては環境省に解体の申請を行って解体していただく予定になってございます。

○議長（紺野榮重君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第60号 浪江町棚塩集会所の設置及び管理に関する条例の廃止についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎議案第61号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第61号 浪江町営住宅等条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第61号 浪江町営住宅等条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎議案第62号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第62号 土地の取得についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第62号 土地の取得についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎議案第63号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第63号 工事請負契約の変更について（橋梁災害復旧工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第63号 工事請負契約の変更について（橋梁災害復旧工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎議案第64号の質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第64号 工事請負契約の変更について（幾世橋住宅団地（第2工区）造成工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第64号 工事請負契約の変更について（幾世橋住宅団地（第2工区）造成工事）を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第65号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第65号 平成29年度浪江町一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
16番、馬場績君。
- 16番（馬場 績君） 65号について1点お尋ねをしたいと思います。
補正予算書9ページ、先ほどから出てきております東電賠償、款19諸収入で原子力損害賠償25億円。新聞にも報道されておりますし、東電に対して浪江町の財物賠償を請求したと、116億円だったかな、請求したという経過がありますが、そこでお尋ねしたいんですけれども、今回の東電賠償25億は確定されたものなのかどうなのかというのが第1点。
第2点としては、今回の東電賠償、土地10億円、建物15億円といわれておりますけれども、それぞれの財物に対していくらなのかということ。
それから最後になりますけれども、東電に賠償請求して東電としては浪江町にこれだけの賠償金を支払うということで一発回答で東電から町に合意書付きで通知されてきたものなのかどうかと。それから、然らば、116億余を賠償請求しているわけだけれども、残りについてはどういう事になるのかということについてお尋ねをしたいと思います。
- 議長（紺野榮重君） 企画財政課長。
- 企画財政課長（安倍 靖君） お答えいたします。

今回の25億円については、東京電力からはあくまでも概算払いというような申し出を受けてございます。内訳については土地10億円、建物15億円でございます。それから合意書付きといいますのは、今回の概算払いについての合意という形で合意書を取り交わしております。残りについては、すでにADRに申し立てしてございますので、仲介案が示されるのを待つ形になると思います。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 25億円については、概算払いの文書は送ったけれども、町としては、それで受諾したわけではないと、25億賠償で了解したわけではないということが明らかになりました。残り差額については、ADRに申し立てたという答弁でしたけれども、ADRに申し立てたのはいつなんでしょう。それからADR申立と概算払いとの関係ですけれども、概算払いということで町は合意書を送っただけで、今回の25億円で受託したわけではないということは財物賠償個人の賠償基準に基づいて賠償請求したということだとすれば、引き続き、その差額の支払いを求めて行くということになるのではないかと思うんですけれども、町の対応について今一度お答えください。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） お答えいたします。

ADRにつきましては財物賠償今年の6月ですか、116億円して、その後東京電力から回答がなかったものですから、12月にADRに116億円の賠償金について申立をしてございます。それがまだ継続中という意味で、今回新たにADRに申し立てたわけではございません。さらに残りの賠償金についてもADR継続で申し立てしておりますので、その辺はADRと再度調整を図りながら、残りの支払いについても和解仲介案が示されるのを待つという形になると思います。

○議長（紺野榮重君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 今後のADR和解案提示を待つということですが、町としては、25億円賠償について従来、集団申し立てしてきたように様々な意見書というか、ADRセンターに意見を出してきたわけですがけれども、今回もあくまでも完結するという立場からただADRの和解案を待つということではなくて、一歩踏み出した町の取り組みをされてきたのかどうか、あるいは今後どうされるのかについてお尋ねいたします。

○議長（紺野榮重君） 企画財政課長。

○企画財政課長（安倍 靖君） お答えいたします。

これにつきましては、あくまでもADRに和解仲介案が出るのを町としてはADRに申し立てしてございますので、これについては引き続きADRにお任せするというのはおかしいですけれども、申し立ての継続中ではございますので和解仲介案が示されるのを待ちたいと考えております。

○議長（紺野榮重君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第65号 平成29年度浪江町一般会計補正予算（第2号）を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◎議案第66号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第66号 平成29年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第66号 平成29年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◎議案第67号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第67号 平成29年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第67号 平成29年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第68号の質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第1、議案第68号 平成29年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第68号 平成29年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]
- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。
-

◎同意第2号の質疑、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第1、同意第2号 苅野財産区管理会委員の選任についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより、同意第2号 苅野財産区管理会委員の選任についてを採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり同意を与えることに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立多数]

- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、同意第2号は原案のとおり同意を与えることに決しました。
-

◎同意第3号の質疑、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第1、同意第3号 津島財産区管理委員会委員の選任についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより、同意第3号 津島財産区管理委員会委員の選任についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり同意を与えることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、同意第3号は原案のとおり同意を与えることに決しました。

◎報告第1号の質疑、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第1、報告第1号 平成27年度浪江町水道事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

以上で報告第1号を終わります。

◎報告第2号の質疑、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第1、報告第2号 平成28年度浪江町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

以上で報告第2号を終わります。

- 議長（紺野榮重君） ここで10時20分まで休議いたします。

（午前10時05分）

○議長（紺野榮重君） 再開いたします。

（午前10時20分）

◎報告第3号の質疑、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、報告第3号 平成28年度浪江町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
以上で報告第3号を終わります。

◎報告第4号の質疑、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第1、報告第4号 平成28年度浪江町水道事業会計予算繰越計算書についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
以上で報告第4号を終わります。

◎浪江町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長（紺野榮重君） 日程第2、浪江町選挙管理委員会及び補充員の選挙についてを行います。

お諮りします。

選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。

よって選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については議長が指名することにしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。

よって議長が指名することに決定しました。

○議長（紺野榮重君） ここで資料配付のため暫時休議します。
(午前10時21分)

○議長（紺野榮重君） 再開いたします。
(午前10時23分)

○議長（紺野榮重君） ただいま配付した資料のとおり、選挙管理委員会委員に本田彰三郎氏、高野京子氏、北博子氏、根本伸治氏、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した方を選挙管理委員会委員の当選人とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した本田彰三郎氏、高野京子氏、北博子氏、根本伸治氏、以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会補充員に第1順位鹿野博氏、第2順位末永一郎氏、第3順位神長倉正満氏、第4順位佐藤秀三氏、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま指名した方を選挙管理委員会補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名した鹿野博氏、末永一郎氏、神長倉正満氏、佐藤秀三氏。

以上の方が順序のとおり選挙管理委員会補充員に当選されました。

◎請願・陳情審査報告

○議長（紺野榮重君） 日程第3、請願・陳情審査報告を議題とします。

◎陳情第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 陳情第2号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書を議題とします。

付託中の委員会からお手元に配付のとおり、審査報告書が提出されております。事務局長に朗読させます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（紺野榮重君） ただいま朗読のとおりです。所管委員長から趣旨説明をお願いします。

文教・厚生常任委員会委員長、佐藤文子君の登壇をお願いします。
14番、佐藤文子君。

[文教・厚生常任委員会委員長 佐藤文子君登壇]

○文教・厚生常任委員会委員長（佐藤文子君） 陳情審査の結果報告をいたします。

陳情第2号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情については、東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子供たちはまだまだ多く、引き続き支援するために平成30年度以降も全額国費で支援する被災児童生徒就学支援等事業交付金を継続すべきと考えております。この事業は昨年も採択されておまして、今議会でも採択すべきと決定いたしました。

よって、「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書については、事務局長が先ほど朗読したとおり、審査結果報告といたします。議員各位のご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 以上で趣旨説明が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、陳情第2号 「国の『被災児童生徒就学支援等事業』の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書」の提出を求める陳情書を採決します。

採決は起立により行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情について委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、陳情第2号は採択とすることに決定しました。

◎陳情第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 陳情第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情についてを議題とします。

委託中の委員会からお手元に配付のとおり審査報告書が提出されております。事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（紺野榮重君） ただいま朗読のとおりです。所管委員長から趣旨説明をお願いします。

産業・建設常任委員会委員長、平本佳司君登壇でお願いします。7番、平本佳司君。

[産業・建設常任委員会委員長 平本佳司君登壇]

○産業・建設常任委員会委員長（平本佳司君） 陳情第3号について報告させていただきます。陳情第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情についての審査結果について説明いたします。

憲法は国民が健康で文化的な最低限の生活を営む権利を保障しています。しかし現実の社会ではどうでしょうか。非正規雇用者が増え続け、どんなに働いても生活水準が向上するどころか、年収200万円以下の労働者は増加の一途をたどっております。政府が1億総活躍プランで正規労働者と非正規労働者との格差が欧州諸国と同水準になることを目標としておりますが、しかしながらプランで目指している全国加重平均時給でございますが、1000円を達成し、年間2000時間働いたとしても年収は200万円です。十分な収入とは言えません。ましてや福島県では、その目標にすら遠く及ばず726円となっております。労働者が安心して子供を育て、人並みの生活をできるために最低賃金の大幅な引き上げが欠かせません。

また、福島県の復興はまだまだこれからであります。今後、復興を進めるためにも労働力の確保は欠かせません。労働力の流出を止めるに留まらず、流入を促進させるために、賃金の底上げが非常に重要でございます。

よって、先ほど事務局長朗読のとおり採択すべきと決定いたしました。議員各位のご賛同をよろしく申し上げます。

○議長（紺野榮重君） 以上で趣旨説明が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、陳情第3号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情についてを採決します。

採決は起立により行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情について委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、陳情第3号は採択とすることに決定しました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（紺野榮重君） 日程第4、発議第1号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書（案）を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

○議長（紺野榮重君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

提出者の佐藤文子君登壇でお願いします。

14番、佐藤文子君。

〔14番 佐藤文子君登壇〕

○14番（佐藤文子君） 先ほどの陳情の採択を踏まえまして、委員会での協議の結果、事務局長朗読のとおりです。意見書を提出したいと思えます。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（紺野榮重君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、発議第1号 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める意見書（案）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第5、発議第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

[事務局長朗読]

- 議長（紺野榮重君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

提出者の平本佳司君登壇でお願いします。

7番、平本佳司君。

[7番 平本佳司君登壇]

- 7番（平本佳司君） 当委員会では協議の結果、事務局長朗読のとおりであり意見書を提出することにいたしました。

議員各位のご賛同をお願い申し上げます。

- 議長（紺野榮重君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、発議第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 議長（紺野榮重君） 起立多数であります。
よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（紺野榮重君） 日程第6、発議第3号 「共謀罪」法案の慎重審議を求める意見書（案）を議題とします。

事務局長に朗読させます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（紺野榮重君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

提出者の馬場績君登壇でお願いします。

16番、馬場績君。

[16番 馬場 績君登壇]

○16番（馬場 績君） それでは、「共謀罪」法案の慎重審議を求める意見書についての提案理由を説明いたします。

今、意見書案にも書かれてあるとおりですけれども、一つは国民の議論がまだまだ熟していないと、熟議が足りないということが一つであります。

共同通信、あるいはその他のマスコミでも世論調査が行われておりますけれども、5月に行われた共同通信の世論調査でも意見書案に書いてあるとおり、まだまだ国の説明が不足しているというのが77.2%という問題が一つです。

それから二つ目としては、もちろんテロ行為は許されるものではありませんけれども、仮にこの法律が通ったにしても自爆テロは防げないという問題が国会の審議でも明らかになっているというのが二つであります。

それから三つ目には、基本的な人権が侵害される恐れが多分にあると意見書案にも書いてありますけれども、計画準備の段階で主要当局は共謀の形跡ありということであれば、これを捜査することもできると。要するに、共謀罪法案は限りなく捜査機関、警察機関に捜査の権限を与える。一言で言えばフリーハンドを与えるにも等しい、そういう問題です。

従って、基本的人権、プライバシー、市民的自由を断固として守る立場からこの法案については、まだまだ国民的な議論が必要だということでの意見書提案であります。

同僚議員各位のご賛同を心からお願いを申し上げまして提案の理由にしたいと思います。

○議長（紺野榮重君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（紺野榮重君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（紺野榮重君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、発議第3号 「共謀罪」法案の慎重審議を求める意見書（案）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（紺野榮重君） 起立多数であります。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（紺野榮重君） ここで休議をいたします。

(午前10時55分)

○議長（紺野榮重君） 再開いたします。

(午前11時14分)

◎委員会の閉会中の継続審査（調査）について

○議長（紺野榮重君） 日程第7、委員会の閉会中の継続審査（調査）についてを議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長、並びに議会報編集特別委員会委員長からお手元に配付した申し出書のとおり閉会中の継続審査（調査）の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）に決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（紺野榮重君） 異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査（調査）にすることに決定しました。

以上で、今期定例会に付議された事件は全て終了しました。

◎町長あいさつ

○議長（紺野榮重君） ここで町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

町長。

○町長（馬場 有君） 今期定例会が閉会されるにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、去る6月6日の本定例会開会以来、熱心にご審議いただき提案いたしました全ての議案についてご賛同をいただきましたことを厚く御礼申し上げます。

審議の過程でいただきました貴重なご意見・ご提言につきましては、今後の町政執行及び被災者支援に十分生かしてまいりたいと考えております。

特に、議案第61号 浪江町営住宅条例の一部改正、議案第64号 工事請負契約の変更については、町内への帰還を希望される町民の皆様にとりまして、重要な住環境の整備に関する案件であり、帰還環境の整備が着実に進展するものと認識しております。

今後、さらに帰還された町民の皆様のニーズを的確に捉え、快適に買い物ができる場の提供、医療・福祉の充実を図り、さらなる生活環境の整備を推進し、帰町後の生活イメージをこれから帰還される町民の皆様に、より具体的に発信してまいりたいと考えております。

加えて、福島復興再生特別措置法の改正に伴う帰還困難区域の特定復興拠点の計画づくりについても、地域の皆様との懇談を重ねながら早急な検討を進めてまいります。

さらに、イノベーション・コースト構想における水素製造拠点施設の誘致やロボットテストフィールド施設の整備、復興祈念公園の構想実現に向けまして、引き続き国県と連携を密にし、産業の再生・創出・新しい浪江の創生に向けまして、私をはじめ、職員一丸となって全力で取り組んでまいりますので、議員各位にはこれまで同様ご指導・ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

また、帰還できない方々についても町とのつながりを維持するため、引き続き生活支援をしてまいります。

最後に、議員各位には梅雨期を迎え健康には十分留意されまして、今後の町政推進のため、一層のご活躍をお祈り申し上げ閉会のあいさつといたします。

◎閉会の宣告

○議長（紺野榮重君） 以上をもって、本日の会議を閉じます。

これをもって平成29年浪江町6月定例会を閉会といたします。

（午前11時18分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成29年 月 日

浪江町議会議長 紺 野 榮 重

署名議員 紺 野 則 夫

署名議員 佐々木 勇 治

署名議員 平 本 佳 司